第八條　營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ハ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分個人ノ營業收益稅ノ純益金額ヨリ之ヲ控除ス

第九條　第六條又ハ第八條ノ規定ノ適用ノ結果所得金額千二百圓（同居ノ戶主又ハ家族ノ分ト合算額）ニ滿タサルニ至リタル者又ハ純益金額四百圓ニ滿タサルニ至リタル者ニハ所得稅又ハ營業收益稅ヲ課セス

第十條　震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分乙種資本利子稅ニ付テハ資本利子金額カ第六條ノ規定ノ適用ノ結果ニ依ル山林所得以外ノ所得額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ資本利子金額ヨリ之ヲ控除ス

第十一條　震災地ニ於テ納付スヘキ所得稅、地租、相續稅、酒造稅及織物消費稅ニ付テハ左ノ期限迄其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一　昭和二年三月六日迄ニ終了シタル事業年度分ノ第一種所得稅　昭和四年三月三十一日限

二　大正十五年（昭和元年）分第三種所得稅第四期分　昭和二年十二月二十日限

三　大正十五年（昭和元年）分田租第三期分　昭和二年八月三十一日限

四　大正十五年（昭和元年）分田租第四期分　昭和二年十二月二十日限

五　昭和二年三月六日迄ニ開始シタル相續ニ對スル相續稅（延納年賦金ノ年割額ヲ含ム）　昭和四年三月三十一日限

六　大正十四酒造年度分酒造稅第四期分　昭和三年五月三十一日限

七　昭和二年三月七日迄ニ織物消費稅法第五條ノ規定ニ依リ徵收ヲ猶豫セラレタル織物消費稅　昭和三年三月三十一日限

第十二條　震災ニ因リ地租名寄帳ノ滅失シタル町村內ノ地租ニシテ納付未濟ニ係ルモノ及地租名寄帳改調迄ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ其ノ改調後一年以內ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第十三條　第一種所得稅及相續稅ニ付第十一條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ヲ受ケムトスル者ハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ十五日以內（本令施行前納稅告知書ヲ受ケタル者ニ在リテハ本令施行後十五日以內）ニ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

前項ノ申請書ニハ稅目、被害ノ狀況及左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　第一種所得稅ニ在リテハ當該事業年度ノ期間及稅額

二　相續稅ニ在リテハ相續開始ノ日、被相續人ノ氏名及稅額

第十四條　震災地ニ於テ納付スヘキ第三種所得稅、個人ノ營業收益稅及乙種資本利子稅ニ關シ昭和二年三月十五日迄ニ爲スヘキ申告及申請ニ付テハ其ノ提出期限ヲ宮津稅務署所轄內ニ在リテハ昭和二年四月三十日、峰山稅務署所轄內ニ在リテハ昭和二年五月十五日トス

震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分ノ第三種所得稅、個人ノ營業收益稅及乙種資本利子稅ニ關シ本令施行前ニ爲シタル申告及申請ニ付本令ニ依リ變更ヲ來シタル場合ニ於テハ前項ノ期限迄ニ之カ更正ノ申告及申請ヲ爲スヘシ

第六條又ハ第八條ノ規定ニ依リ控除ヲ受クヘキ損害見積金額ハ所得ノ申告又ハ純益ノ申告ニ之ヲ附記シテ申告スヘシ

第十五條　峰山稅務署所轄內所得調査委員會ニ付テハ所得稅法第五十一條ノ期限ヲ昭和二年ニ限リ六月三十日トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今以上の諸法規に依る租稅の特別處分の實蹟を見るに、其の免稅額は所得稅九千八百八圓、地租五萬七千百十四圓、合計六萬六千九百二十二圓にして、其の徵收猶豫額は各種稅目を合して六十五萬千二百三十六圓に達したり。

第一章附錄　臨時財政經濟調査會答申稅制整理案

（大正十一年七月二十日答申）

第一　直接國稅整理案

一　直接國稅の體系竝地租營業稅の整理

直接國稅の整理に關する根本方策を研究せむとせば、先以て直接國稅の體系を如何にすべきやを調査するの必要あり。惟ふに我國の直接國稅は、從來隨時必要に應じ之を新設し、又は其の一部を改正して今日に至りたるものにして、制度として、組織完全を缺き、相互の脈絡十分ならず。從て其の體系として未だ完備したるものと認むること能はず。而して將來其の體系を如何にすべきかに就ては、本會に於て最も多くの日子を費し最も愼重なる審議を遂げたる所なりとす。而して一般所得稅を以て直接國稅の中樞たらしむべしとする點に就ては、殆ど異論なき處なりしも、唯之に配すべき補完稅の選定に就ては種々議論ありたる所にして、審議討究の結果左の三案を作製したり。

第一案

一般所得稅を中樞とし、別に一般財產稅を創設して之が補完稅たらしめ、現行地租・營業稅は之を地方稅に委讓すること。

說明

我國直接稅を觀るに、地租・營業稅・所得稅は其の最も主要なるものにして、財政の必要上漸次に制定せられたる

ものの如し。而して之を理論的に考察すれば、地租は農業者に課稅し、營業稅は商工業者に課稅し、以て農商工の負擔の權衡を圖ると同時に、其の間又別に所得稅を設けて所得の源泉を問はず悉く之に課稅し、以て負擔の周到を期するに在るものと認む。然れども仔細に之を觀察すれば、各稅の組織又は相互の脈絡完からず。從て直接稅の體系として頗ろ不完全なりと云はざるべからず。尤も所得稅に付ては最近一大改正を斷行して、舊來の面目を一新したりと雖も、地租營業稅は依然として創設當時の舊態を存し到底課稅の衡平を維持すること能はず。卽ち現行地租は法定地價を課稅標準と爲すが故に、事實上地價又は土地所得の變動あるも、之に對して適應の課稅を爲すこと能はず。去りとて隨時法定地價の修正を爲さむとするも、莫大の費用と長期の期間とを要し容易に之を行ふこと能はず。從て年所を經るに從ひ漸次不公平となるのみならず、將來財政の必要に應じ稅率の增加に依て增收を計らんとせば、益〻各地各人間に負擔の不權衡を來すべし。加之營業稅所得稅は課稅最低限を設くるに拘らず、地租は單に一筆の土地を有するも尙課稅せらるる如きは、甚だ權衡を失するものと云ふべし。次に營業稅は各種の外形標準に依りて課稅するが故に、其の課稅は必ずしも所得に伴はず、時に或は損失あるも尙課稅せらるるが如き結果を來し、應能課稅の理論に背反すること少からず。加之將來財政の必要に應じ其の稅率を增加することあらんか、益〻負擔の權衡を失するに至るべし。右の如く兩稅共各其の缺點あるのみならず、此の兩稅間に於ける組織の連絡を缺くが故に此の兩稅を以てしては、到底農業者と商工業者との間に負擔の均衡を得ること能はざるなり。假に一步を讓り、地租營業稅に相當修正を加へ、相互の脈絡權衡を圖るとするも、此の兩者以外に於て相當擔稅力を有する財產、卽ち有價證券又は家屋稅等に課稅せざるに於ては、到底普遍的に課稅の權衡を期し難し。去りとて此の他尙證券稅又は家屋稅等を新設せむか、益〻稅制を複雜ならしむることとなり、稅制整理の趣旨に反するのみならず、各稅間の權衡を圖ること一層困難に陷るべし。故に直接稅制度の根本的整理を行はんとせば、宜しく地租營業稅を廢し之に代ふるに新に一般財產稅を創設し、一般所得稅と相俟て課稅の權衡を圖るを要す。若夫れ租稅は單に所得にのみ課稅すべしとの理論に從ふときは、單一所得稅を以て可なりとすべきも同一所得と雖共の源泉が財產なるとに依り擔稅力に相違あるを以て、財產には特に重課するの要あるのみならず、所得を生ずべき財產と雖も、尙之に課稅すれば當該財產をして收益化せしむるの反射作用を生ずべきを以て、一般所得稅の外尙其の補完稅として一般財產稅を起すの必要あり。而して一般財產稅は農業者たると、商工業者たると、將亦其の他の財產所有者たるとを問はず、其の有する一切の動產不動產を網羅して課稅するものなるが故に、各人間の負擔權衡上最も理想的にして、且最も完全なるものと認む。斯くの如く一般所得稅及一般財產稅を以て直稅制度の體系と爲すことは、歐洲各國中直稅制度に付最も研究を遂げたる普國に於て、旣に一八九三年之を實行したる所なり。卽ち當時普國は不完全なる所得稅の外に、地租家屋稅及營業稅を有せしが、同年の改革に當り此等の諸稅を地方團體に委讓し、國稅としては新に一般財產稅を創設し、更に從來の所得稅に大改正を加へて一般所得稅と爲し、此の兩稅を以て直接稅の體系として負擔の權衡を計れり。爾後其他の獨逸聯邦に於ても、此例に倣ひ其の制度を改善し著々好成績を擧げたり。故に我國に於ても一般財產稅を起す場合に於ては、地租營業稅は宜しく之を地方團體に委讓すべし。蓋し此の兩稅は國稅としては上述の如き缺點を有するも、之に相當修補を加へて地方稅に移すときは、其の施行區域狹少なるが故に、地價の修正又は課稅標準の調查等容易且周到なるを以て、比較的權衡を維持することを得べく、又各地間の權衡に付ては中央政府に於て相當監督を加ふるときは、大體其の均衡を維持するのみならず、複雜なる現行地方稅を整理するの必要切迫せる今日に於ては、此の兩稅を地方財源に委讓するは最も機宜に適せる方策なりと認む。以上の趣旨に依り今一般財產稅を創設せんとせば、左の諸點に注意するを要す。

第一　課稅すべき財產は收益を生ずると否とを問はざること

財產稅は財產其のものが擔稅力ありとして之に課稅するを目的とするが故に、收益の有無を問ふの必要なし。加之無收益財產と雖も、之に課稅すれば當該財產をして收益化せしむるの好影響を與ふることあるべし。但法人の財產は株式又は持分に表現せられ、一方個人の財產として課稅せらるるを以て、重複課稅を避くるが爲法人の財產には課稅せざるを可とす。

第二　不動產の課稅價格には相當斟酌を加ふること

財產の調査竝其の評價は課稅技術上最も困難とする所にして動產其他の無形財產は逸し易く之に反し不動產は漏なく捕捉せらるるの結果往々不動產に偏重するの傾向あるを以て不動產の課稅價格には相當斟酌を加へ不動產以外の財產との權衡を維持するの要あり。

第三　稅率を累進率とすること

財產所有者の擔稅力は其の財產の增加するに從て累進するが故に稅率は比例率と爲さず累進率と爲すを可とす。尙其の稅率の程度に付ては我國に於ては本稅の創設が地租及營業稅を全廢することを條件とするものなるが故に財政の必要上此の兩稅に代はるべき收入を擧ぐることを期するを要す。

第四　人的關係の斟酌を爲さざること

家族扶養費の控除小額所得者に對する斟酌等の如きは一般所得稅に於て爲すを可とするものにして一般財產稅に於ては此等の必要なし。

第五　課稅最低限を設くること

個々の財產に對しては課稅最低限を設くるの要なかるべしと雖も個人に綜合したる財產の總價額が一定限度に達せざるときは免除するを可とす。而して其の程度は大體に於て所得稅に於ける課稅最低限の所得を得るに要する財產價格を標準とすること適當なるべし。

以上の諸點を考慮したる結果に依る本稅制定の要領は左の如し。

一般財產稅要領

第一　納稅義務者

一　財產の權利者。但し法人は之を除く。

（註）法人を除くは重複課稅を避くるが爲なり。

二　權利者の住所が內國に在ると外國に在るとを問はず。但し第二項第一號(ハ)の財產に付ては其の住所が內國に在る者に限る。

第二　課稅すべき財產

一　內國に在る左記各號の財產

（註）收益財產たると無收益財產(主として享樂財產)たるとを問はず。

(イ)　動產及不動產

(ロ)　不動產の上に存する權利

(ハ)　前二號に揭げたる以外の財產權

（註）本號の財產に付ては權利者の住所地を以て財產の所在地と看做す。

二　前號の財產價額中より權利者に屬する一切の債務を控除す。但し課稅外の財產を取得する爲に要したる債務は之を控除せず。

（註）但書は理論上正當なるべきも實行上は殆ど不可能なるべし。

第三　課稅外と爲すべき財產

一　總財產價額一萬圓未滿の者の有する財產。但し家族の財產は之を合算す。

二　公共の用に供し又は公益の爲に使用する財產。

三　動產中家寶什器書籍家具其の他日用品等にして營利の目的に供せられず又直接所得を生ぜざる財產。

第四　課稅價格の算定

一　一月一日の時價を標準とすること。但し不動產に付ては其の四分の三とす。

二　時價不明なるものは收益の十五倍を標準とすること。時價收益共に不明なるものは評定價格に依る。

三　地上權永小作權定期金其の他特殊の權利に付ては大體相續稅法の計算に依ること。

第五　課稅價格の調査決定

大體現行所得稅法の規定に準ず。卽左の通り。

一　納稅義務者は每年一月中に其の財產價格を申告すること。

二　稅務署は納稅義務者の申告及其の他の資料に依り課稅價格調査書を作製すること。

三　調査委員會を設け納稅義務者の申告及稅務署の調査書を提出して之に付議すること。

四　稅務署は調査委員會の決議に依り之を決定す。但し不當と認むるときは之を再調査に付し尚不當と認むるときは稅務署の調査に依り決定すること。

第六　稅率

超過累進率とし左記區分に依る。

課稅財產價格	稅率
二萬圓以下	千分の四
二萬圓を超え三萬圓以下	四、五
三萬圓同　五萬圓同	五、
五萬圓同　十萬圓同	五、五
十萬圓同　二十萬圓同	六、
二十萬圓同　五十萬圓同	六、五
五十萬圓同　百萬圓同	七、
百萬圓同　二百萬圓同	七、五
二百萬圓同　五百萬圓同	八、
五百萬圓同　千萬圓同	八、五
千萬圓同　二千萬圓同	九、
二千萬圓同　五千萬圓同	九、五
五千萬圓を超ゆるもの	一〇、

第七　納期

四期に分ち左記區分に依る。

六月一日より同末日限
八月一日より同末日限
十月一日より同末日限
十二月一日より同末日限

第八　本稅施行に依り徵收し得べき稅額見込左の如し。而して其の內譯は別記の通り。但し徵稅費の計算は未定。

一三四、五五二、二〇五圓

財產稅を國稅とし地租及營業稅を地方稅に移す場合に於ける要項

一　地租及營業稅を地方稅に移す場合に於ては、此の兩稅に對し相當修補を加ふべきも、大體に於ては現行法の規定を襲用すること。

二　地方稅たる地租營業稅は、財產稅の納稅者に對しても之を賦課すること。

（註）財產稅の總額は現行地租及營業稅の合計額を標準とするに拘らず、課稅最低限（一萬圓）を設けて其の以下の者には課稅せざるを以て、財產稅の納稅者は最低限以下の者が現在負擔しつつある地租及營業稅に相當する稅金をも、負擔することとなるべし。然るに之に對して尙地方稅たる地租・營業稅をも賦課するは過重なりとの說なきにあらざるべきも、又一方より之を觀れば、一萬圓以上の財產を有する以上は、此の變遷の場合に於て其の以下の者より若干負擔の增加するは、社會の趨勢上已むを得ざるべく、殊に國稅たる財產稅納稅者は、地方公共的各種の施設に依り利益を受くること多かるべきを以て、其の有する土地又は營業を標準として地方稅を負擔すること當然なるべし。

三　地租及營業稅を地方稅に移す場合に於ては、地價の設定修正及土地臺帳の整理竝營業稅課稅標準の調査決定等は、總て地方團體をして之を爲さしむること。但し政府に於て相當監督を爲すこと。

四　地方稅として徵收し得べき地租及營業稅の總額は、此の變遷の時期に於ては、從來此の兩稅に對して課したる附加稅の範圍に止むべきこと。但し將來地方團體財政の膨脹に伴ひ漸次擴張し得べく、又此の兩稅の財源を以て諸他の地方稅を整理し、負擔を減少するときは、其の程度に於て從來の附加稅以上に上るも妨げなきこと。

（註）此の結果、財產稅を納むる資格なき者（一萬四以下の財產所有者）は、從來國稅として納付したる地租又は營業稅丈け、其の負擔を輕減せらるることとなるべし。

以上各項に關聯して地方稅たる營業稅、雜種稅、家屋稅及戶數割等の整理、又は財產稅附加稅の要否等に付き研究を要する事項多しと雖も、此等は地方稅審議の際に之を讓ること。

財產稅の可否

可とする點

一　財產より生ずる所得は勤勞又は資產勤勞共働の所得よりも特に擔稅力ありと認めらるるが故に、所得稅の外に財產稅を起すの要あること。

（註）此の點に付ては、地租及營業稅を課し又は財產所得に重課することに依りて調節するを得べきを以て特に財產稅を起すの要なしとの說あらんも、營業に對する課稅は資產より生ずる所得に課稅するの外營業の勤勞より生ずる所得に對しても課稅することとなるが故に、其の目的に副はず。故に財產稅を起して純粹なる資產の擔稅力のみを捕捉するの要あり。

二　所得の有無を問はず財產其物に對して課稅するときは、此の（註）所得を生ずる財產に課稅するの至當なるは勿論、所得を生ぜざる財產と雖も之に課稅するの要あること。種の財產を收益的に供用せしむるの反射作用を生ずべきを以て、財產稅は所得稅の及ばざる所を補ふことを得べし。

三　地租と營業稅とは兩々相對立して權衡を保つべきものと認めらるるに拘らず、此の兩稅法の組織、課稅標準等全く異なるが故に、農業者と商工業者との間に於ける負擔の權衡を失するの虞あり。故に此の兩者を廢して共通的の財產稅と爲すの要あること。

四　土地又は營業の外、相當擔稅力ありと認めらるる有價證券、動產又は家屋等あるを以て課稅の公平を期する爲には、廣く財產稅を起して此等を網羅するの要あること。

五　土地其の他の自然增價所謂不勞價值增加に對し、現行法上適當なる課稅方法なきも、財產稅を以てすれば其の增加額に對しても課稅することを得ること。

否とする點

一　租稅は本來所得に課するを本旨と爲すべきものなるに所得の有無に拘らず財產其のものに課稅せむとするは、租稅の本旨に反す。加之其の結果は元本侵蝕の結果を來すの虞あること。

二　財產稅施行の場合に於て、土地家屋等の如き不動產すら其の價額の調査極めて困難なるべきに、動產又は債權等（無記名の公債、社債、預金、貸金、商品其の他の動產等）に至りては、其の所在の調査容易ならざるのみならず其の價額の調査一層困難にして、其の結果課稅の不公平を來すの虞あること。殊に享樂財產に迄課稅せむとするは實行上頗る困難にして、或は美術を破壞し又は文明の進步を妨ぐとの批難あるべし。

三　前項の結果として本稅の負擔は、農業者其の他不動產所有者に、重く、商工業者其の他無形財產動產所有者に輕き結果を生ずるの嫌あること。

四　曾に財產の調査困難なるのみならず、其の控除すべき債務の調査亦頗る至難にして、之が爲動もすれば種種の弊害を伴ふを免かれざること。

五　課稅價格の評定は事實上困難なるのみならず、時價なきものは收益の何倍と謂ふ標準のみにて一律に評定し難きもの頗る多し。殊に時價も收益もなきものは其の評定一層困難なること（鑛山、漁業、版權、特許權、商標權又は美術骨董品等）。

（別記）

課稅財產價額竝稅額調（四三三頁揭載の表と同樣に付省略す）。

私有總財產價額竝課稅財產價額調（四三四頁以下に揭載の表と同樣に付省略す）

第二案

一般所得稅を中樞とし、別に土地、營業等に對する特別所得稅を創設して之が補完稅たらしめ、現行地租、營業稅は之を地方稅に委讓すること。

說明

直接稅制度の調査上第一に考慮すべきは其の組織體系を如何にすべきかに在り。惟ふに租稅の負擔は應能課稅の理に基くべきものなるを以て、其の合理的稅源は之を各人の所得に求むるを要す。從て直接稅制度の中心體系は所得稅を以てせざるべからず。今歐洲列强國に於ける直接稅制度の推移を大觀するに、英國は從來所得稅を以て租稅制度の中軸とし、國家有事の際は常に其の稅率を增加して其の國費を支辨し來りしが、一九一四年に至り普通所得稅の外に、更に各所得の綜合に對する附加所得稅を設け、益々其の特徵を發揮せり。佛國に於ては一九一四年從來の營業稅、人頭動產稅、地稅、家屋稅、門窓稅等の收益稅の外に一般所得稅を創設し、更に一九一七年に至り營業稅、人頭動產稅門窓稅等を廢して特別所得稅を起し、兩者相俟つて直接稅制度の改革を完成せり。伊國に於ても亦最近に至り從來の主要直接稅たりし地租、家屋稅、動產所得稅を併合整理して統一所得稅を設けたり。普國に於ては既に一八九三年の稅制改革に依り、地租、家屋稅及營業稅を地方團體に委讓し、之に代ふるに財產稅を以てし、尙舊來の所得稅を改正して一般所得稅と爲し、財產稅と相俟つて直接稅制度の中心と爲せり。右の如く各國の直接稅制度は、漸次外形的標準を以て課稅標準と爲す收益稅を廢して、所得稅を中心體系とする組織に改正するに至れり。飜て我國直接稅制度の現狀を見るに、最近所得稅の一大改正を斷行し、舊來の面目を一新したりと雖も、尙依然として外形的標準に依り課稅する地租、營業稅を存續し、其の課稅の權衡宜しきを得ざる爲、此等に對する非難の聲を絕つに至らず。蓋し現行地租は收入の確實にして徵收の容易なるの長所を有するも、法定地價を課稅標準と爲すが故に、事實上地價又は土地所得の變動あるも之に對して適應の課稅を爲すこと能はず。去りとて隨時地價の修正を爲すこと容易の業にあらず。營業稅は各種の外形的標準に依りて課稅するが故に、其の課稅は必ずしも所得に伴はず、時に或は損失あるも尙課稅せらるるが如き結果を來し應能課稅の理論に背反すること少からず。加之兩稅間に於ける組織の連絡を缺くが爲、此の兩者を以てしては到底農業者と商工業者との間に、負擔の均衡を得ること能はざるなり。假に一步を讓り地租、營業稅に相當修正を加へ、相互の脈絡權衡を圖るとするも、此の兩者以外に於ては相當擔稅力を有する財產卽ち有價證券又は家屋等に課稅せざるに於ては、到底普遍的に課稅の權衡を期し難し。故に一般財產稅を起して其の整理を期せむとするの議あるも財產稅は所得の有無に拘らず之に課稅せむとするものにして、租稅の根本觀念に反し、動もすれば財產其のものを侵蝕するのみならず、不動產に重課するの不公平なる結果を生ずることは、到底避け難きものと認む。或は又地租、營業稅を相當に修補し、以て其の權衡を圖らむとするが如きは、從來數次改正を經て今尙非難の聲を絕たざる現況に鑑み、將亦世界各國の大勢に省み、根本的革新の必要切迫せる今日に於ては到底斯かる姑息の方法を以て滿足し得べきものに非ず。是を以て之を觀れば、我邦將來の直接稅制度としては、宜しく歐洲各國の例に倣ひ地租、營業稅を廢し、之に代ふるに各種の特別所得稅を起し、農工商等を通じて其の所得に課稅すると同時に、其の綜合所得に對しては又別に一般所得稅を課するの制度を樹立すること最肝要なりと認む。如此所得稅を以て中心體系とするときは、一朝有事の場合に於て之に增課するも、其の負擔の權衡を維持する上に於て最も適當なるべし。而して地租、營業稅の如きは地方稅として之を徵收するに於ては、比較的其の權衡を維持し得べく、殊に地方財源枯渴の折柄なるを以て、此兩者は宜しく地方團體の財源に委讓するを得策とすべし。此主旨を以て特別所得稅を創設するに當りては、左の諸項に注意するを要す。

第一　所得を生ずる源泉に依り課稅率を異にすること。

卽資產所得は擔稅力最も大なるを以て之に重課し、營業所得之に次ぎ、勤勞所得は擔稅力最も薄弱なるを以て一般所得稅を課するに止め、特別所得稅としては之を課稅外に置くことを要す。

第二　稅率は比例稅とすること。

一般所得稅は各種の所得を綜合して課稅するものにして、之を取得する個人の負擔能力に應ぜしむるものなるが故に、其の稅率は累進率を用ふべきものなるも、特別所得稅は之に反し其の所得を生ずる源泉の負擔能力を目的とし、個々に課稅するものにして、之を受くる人的關係を問はざるが故に、其の稅率は比例率とするを要す。

第三　稅率は地租營業稅の總收入高を得ることを目的とすること。

理想的に稅率を定めむとするときは、特別所得稅は成るべく輕きを要す。然れども我國に於ける事實問題としては、地租營業稅を全廢することを條件とするが故に、財政の都合上此兩稅に代はるべき收入を擧ぐることを期するを要す。

第四　人的關係に基く斟酌は爲さざること。

例へば家族扶養費の控除、小額所得者に對する斟酌等の如きは、一般所得稅に於て爲すべきものにして、特別所得稅に於ては此等の必要なし。

第五　課稅最低限を設くること。

特別所得稅に在りては、本來は課稅最低限を設くるの必要なしと認むるも、零碎なる所得を捕捉するは課稅技術上困難なるのみならず、現行營業稅に於ても既に其の最低限を認め居るを以て、之に代ふべき本稅に於ては一定の最低限度を設くるを可とすべし。但し資產所得と營業所得と其の程度を異にするの要あり。

以上の諸點を考慮したる結果による本稅制定の綱要は左の如し。

特別所得稅綱要

現行地租及營業稅は之を地方財源に委讓し、之に代ふるに不動產所得、資本利子所得及營業所得に對し、左の方法を以て特別所得稅を賦課すること。

甲　不動產所得

第一　納稅義務者

一　內國に於ける土地、家屋其の他の築造物の所有者。

（註）法人たると個人たるとを問はず。以下各種の所得皆同じ。

二　內國に住所を有し外國に於て土地、家屋其の他の築造物を所有する者。但し外國人を除く。

第二　課稅所得

一　內國に在る土地、家屋其の他の築造物の賃貸所得。但し自己所有の不動產を供用して所得を得るものは、其の賃貸所得を評定すること。

二　內國に住所を有する者の外國に於て所有する土地、家屋其の他の築造物の賃貸所得。但し自己所有の不動產を供用して所得を得るものは、其賃貸所得を評定すること前項に同じ。

第三　課稅外と爲すべき所得

一　一般所得稅法に於て免稅する公共團體、公益法人、產業組合等の所得。

二　地租條例に於て免稅する公共用等の土地の所得。

（註）現行地租條例中に認めある各種の減免租年期の如きは、地方稅となすべき地租に於ては之を認容するも、特別所得稅に於ては之を認めず。卽年期中の土地と雖も所得あれば之に相當する課稅を爲すものとす。

三　一箇年二百圓未滿の所得。但し法人の所得は此の限に在らず。

第四　稅率

所得金額百分の五の比例稅率とす。

乙　資本利子所得

第一　納稅義務者

一　內國に於て資本利子を取得する者。但し第二項第二類の所得に付ては內國に住所を有する者に限る。

二　內國に住所を有し外國に於て資本利子を取得する者。但し外國人を除く。

第二　課稅所得

一　第一類

內國に於て支拂を受くる公債（國債を除く）社債の利子及割引料、銀行預金信託金の利子及法人より受くる利息。

（註）本所得の大部分は現行稅法第二種所得と實質同一なるを以て重複の感あり。故に現行第二種所得を第三種に編入し、而して本所得は特別所得稅として施行するを可と認む。

二　第二類

前號以外の利子、卽金錢又は物品の貸付等に依る利子、又は使用料及外國より受くる利子等。

第三　課稅外と爲すべき所得

一　法人より受くる配當

（註）法人に對しても特別所得稅を課するを以て、重複課稅を避くるが爲なり。

二　銀行の取得する利子、割引料等

（註）銀行の所得たる利子割引料等は、營業所得として課稅するが故なり。

三　一般所得稅法に於て免稅する公共團體、公益法人及產業組合等の所得

四　第二類の所得にして一箇年二百圓未滿の所得。但し法人の所得は此の限りにあらず。

第四　徵收又は調査決定

第一類は現行所得稅法の第二種に準じて徵收し、第二類は現行所得稅法第三種に準じて調査決定するものとす。

第五　稅率

所得金額百分の五の比例稅率とす。

丙　營業所得

第一　納稅義務者

一　內國に於て營業を爲す者

二　內國に住所を有し外國に於て營業を爲す者。但し外國人を除く。

第二　課稅所得

一　內國に於ける商業、工業、鑛業、原始產業等の所得

二　內國に住所を有する者の外國に於ける商業、工業、鑛業、原始產業等の所得

（註）課稅所得は資產と勤勞とを併用し、營利の目的を以て行ふ凡ての事業より生ずる所得を網羅するものにして、現行營業稅法の各業體は勿論、同法以外の營業たる賣藥、營業、娛樂興業、湯屋、理髮業等竝に所謂原始產業たる農業、漁業、牧養業、採取業等をも含むものとす。但し醫師、辯護士、看護婦等の自由職業者及職工勞役者は之を除く。

第三　課稅外と爲すべき所得

一　動產、不動產及金錢を貸付くる營業の所得

（註）營業として貸付くる以上は理論上營業所得として課稅すべきものなるも、動產及金錢貸付の所得は資本利子所得として課稅し、不動產貸付の所得は不動產所得として課稅する方、事實上適當と認むるに依る。

二　營業に使用する資產金額千圓に滿たざる者の所得

（註）營業所得に課稅するは資產勤勞共働の所得に課稅するの趣旨なるを以て、假令最低限以上の所得ありと雖、其の所得の大部分が勤勞のみより生ずるが如きものを課稅外とする要あり（例周旋業、仲立業等）。

三　一箇年四百圓未滿の所得。但し法人の所得は此の限にあらず。

（註）營業所得は半は勤勞の結果に依るものと認め、財產所得等の倍額とせり。

四　一般所得稅法に於て免稅する重要物產製造業の所得

五　一般所得稅法に於て免稅する公共團體、公益法人及產業組合等の所得

第四　所得金額の算定

所得の算定方法は一般所得稅法に準ず。但し不動產の賃貸料は之を控除して算定すること。

（註）不動產の賃貸料は不動產所得として別に課稅するが故なり。

第五　稅率

所得金額百分の三の比例稅率とす。

（註）營業所得は半は勤勞の結果に依るものと認め略其の稅率を半減せり。

各所得共通の事項

一　各所得別には課稅最低限に達せざるものと雖、左記の場合に於ては課稅するものとす。

（イ）一般所得稅を納むる資格ある者の不動產、營業及資本利子所得

（ロ）不動產所得及資本利子第二類の所得の合計額が二百圓に達するとき、又は前記所得の一若は其の合計額に營業所得二分の一を加へたる金額が二百圓に達するとき

（註）右二項の理論は可なりとするも、實行上頗る煩瑣にして或は不可能ならん。

二　前記各所得稅の部に記載したる外、申告調査決定納期救濟方法等は、各所得を通じ凡て現行所得稅法に依る。

第三　稅額

本稅施行に依り徵收し得べき稅額見込左の如し。而して其の內譯は別記の通り。但し徵稅費の計算は未定。

一二九、八八九、四七五圓

國稅として特別所得稅を創設し地租及營業稅を地方稅に移す場合に於ける要項

一　地租及營業稅を地方稅に移す場合に於ては、此兩稅に對し相當修補を加ふべきも、大體に於ては現行法の規定を襲用すること。

二　地方稅たるの地租、營業稅は特別所得稅の納稅者に對しても之を賦課すること。

（註）特別所得稅の總額は現行地租及營業稅の合計額を標準とするに拘らず、課稅最低限を設けて其の以下の者には課稅せざるを以て、特別所得稅の納稅者は、最低限以下の者が現在負擔しつつある地租及營業稅に相當する稅金をも負擔することとなるべし。然るに之に對して既に地方稅となれる地租、營業稅をも賦課するは過重なりとの說なきにあらざるも、又一方より觀れば特別所得稅納稅者の土地又は營業は、地方公共的各種の施設に依り利益を受くること比較的多かるべきを以て、之に對し相當に課稅するは已むを得ざるべし。

三　地租及營業稅を地方稅に移す場合に於ては、地價の設定修正及土地臺帳の整理竝に營業稅課稅標準の調査決定等は總て地方團體をして之を爲さしむること。但し政府に於て相當監督を爲すこと。

四　地方稅として徵收し得べき地租及營業稅の總額は、此の兩稅に對して課したる附加稅の範圍に止むべきこと。但し將來地方團體財政の膨脹に伴ひ漸次擴張し得べく、又此の兩稅の財源を以て諸他の地方稅を整理し負擔を減少するときは、其の程度に於て從來の附加稅以上に上るも妨げなきこと。

（註）此の結果特別所得稅を納むる資格なき者は、從來國稅として納付したる地租又は營業稅丈け其の負擔を輕減せらるることとなるべし。

以上各項に關聯して地方稅たる營業稅雜種稅家屋稅及戶數割等の整理又は特別所得稅附加稅の要否等に對し研究を要する事項多しと雖も、此等は地方稅審議の際に之を讓ること。

特別所得稅の可否

可とする點

一　所得稅は所得に課するものなりと雖も、其の所得の種類に依りて擔稅力を異にす。卽ち資產所得は最も擔稅力强く、資產勤勞共働所得之に次ぎ、勤勞所得は其の力最も弱し。故に前二者に對しては一般所得稅

の外に尙特別所得稅を課し、勤勞所得との權衡を保たしむるの要あること。但し資產所得と資產勤勞共働所得との間にも亦稅率に區分を設け、此の兩者間の權衡を圖ることを要す。

（註）現行所得稅法第十五條に於て既に勤勞所得に對し二割の控除を爲し、此等の權衡を圖り居るを以て、本項の必要なしとの論あらんも、現行法に依る勤勞所得の割引は尙不足なるのみならず小額所得者に限られ居るを以て、權衡維持上現行法の規定にては不十分なり。

二　資產所得及資產勤勞共働所得は土地所得又は營業所得のみに止まらず。然るに現行稅法に於ては此等兩所得に對してのみ地租又は營業稅を課し、其の他の種々なる所得に對して何等課稅を爲さざるは權衡を失す。故に各種の所得を網羅する特別所得稅を起して、課稅の均衡を圖るの要あること。

三　地租及營業稅は所謂外形的標準を以て課稅標準とするが故に、其の結果は農業者と營業者との間、又は各農業者及各營業者間に課稅の衡平を失する處あり。故に此の兩稅を廢止し、農工商等を通じ凡て一律に所得を課稅標準とする特別所得稅を起し、此等の不權衡を矯正するを可とすること。

四　一般財產稅は財產價格其のものを標準として課稅し、所得の多少を顧みざるが故に、動もすれば元本を侵蝕するの處あるのみならず、事實上不動產は比較的重課せらるるの處あり。之に反し特別所得稅にありては大體に於て如此弊なきこと。

否とする點

一　特別所得稅は所得を目的として課稅するものなるが故に、所得を生ぜざる財產にして、而かも其の利用の如何に依りては所得を生じ得べきものにも課稅し得ざること。

二　土地其の他の自然增價、所謂不勞價値增加に對して課稅し得ざること。

三　各種財產及營業等に付き、悉く其の所得を各別に調査するは頗る困難なるのみならず、特別所得稅は一般所得稅と重複課稅せらるるが如き形となり、納稅者に負擔過重の感を起さしめ、從て所得を隱蔽するの傾向あること。

四　所得實額の調査困難にして到底精確を期し難きに拘らず、特別所得稅並一般所得稅も同一調査材料に依りて課稅するときは、愈、其の不權衡を擴大するの處あること。

五　現行地租及營業稅の納期を總て合併して、一般所得稅と共に徵收することとなるの結果、國庫の歲入を年度の後半に偏重せしめ、歲計上種々の不便を生ずること。

（別記）

特別所得稅所得金額稅額調

種別	所得金額	稅率	稅額
不動產所得稅	九六四、一五三千円	百分の五	四八、二〇七、六五〇円
資本利子所得稅	四七九、九二四	百分の五	二三、九九六、二〇五
營業所得稅	一、九二二、八五四	百分の三	五七、六八五、六二〇
計	三、三六六、九三一		一二九、八八九、四七五

（備考）計算內譯左の通。

一　土地、家屋其の他築造物の所得金額稅額調

種目	所得金額	稅額	備考
土地	六五九、七六一、〇〇〇円	三二、九八八、〇五〇円	所得金額內譯別紙の通り
家屋其の他の築造物	三〇四、三九二、〇〇〇	一五、二一九、六〇〇	同　上
計	九六四、一五三、〇〇〇	四八、二〇七、六五〇	稅率百分の五

4　土地賃貸料及所得金額調

種目	田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	牧場	原野	雜種地	計
段別	二、九二五、七五段	二、九三三、四一七五㎡	二五、〇七八、九〇	九三、七八五、〇九	三五、一三六、四二四	八、四八六、八九・〇	五、〇九六、六・六	一、三三五、四五・〇	一四、〇二九・九	一五二、八六四、六・五
貸付地	七四二、三四一、七五㎡	主稅局調査全國平均小作料段當全國平均一石〇一升六合此の小作料合計八、六一三、一五八石以下端數四捨五入	二五、七八九、九五〇	九三、七八五、〇九五	三一、五三〇、四二四	一二、六八四、九六	一二、六八七・〇	一七、六一八	四四一、九四一	一七八、一四四、七三八
貸家敷地	二九六、九三三、一七石	同主稅局調査の小作料段當全國平均三十四年五令此の小作料合計一、三三七石米價一石二五圓を以て計算す（玄米に換算）	三一、七八九、八四〇	三九三、一三七	五六、三〇・四	八〇、四八、八九・〇	五〇、九六五・六	一〇、三三六、四五・〇	四四一、九四一	一四、〇二九・九
備考	主稅局調査の小作料段當全國平均一石〇一升六合此の小作料合計二九六、九三三、一七石米價一石二五圓を以て計算す		同主稅局調査の小作料段當全國平均三十四年五令此の小作料合計八、六一三、一五八石以下端數四捨五入（玄米に換算）	計算の基礎別紙の通り	同主稅局調査の小作料段當全國平均一石〇一升六合此の小作料合計二、九三三、三四一石米價一石二五圓を以て計算す	地價修正の際に於ける宅地の段別は大正九年一月一日現在に依り調査す。	宅地賃貸料調			

種目	段別	貸家敷地	貸付地	備考
田	二、九二五、七五段	七四二、三四一、七五㎡	二九六、九三三、一七石	主稅局調査の小作料段當全國平均一石〇一升六合此の小作料合計
畑	二、九三三、四一七五㎡			
宅地	二五、〇七八、九四・九	二五、七八九、八四〇	二、一五八、一三七、三四一	同主稅局調査の小作料段當全國平均三十四年五令此の小作料合計八、六一三、一五八石以下端數四捨五入（玄米に換算）
鑛泉地	三九三、一三七	九三、七八五、〇九五	計算の基礎別紙の通り	
池沼	三五、一三六、四二四	三一、五三〇、四二四	一、四八五、〇〇〇圓利廻七朱を以て賃料とす	四五、〇八〇、〇〇〇圓を以て賃貸價格とし地價の二十倍（財產價額合計
山林	八、四八六、八九・〇	一二、六八四、四六	一、四八五、〇〇〇圓以下端數同上	一、坪千五百圓を以て賃貸價格とし財產價額合計一、三七四、〇〇〇圓以下端數同上
牧場	五、〇九六、九・六	三五、六、七、〇六	一〇、三、九五	一段歩二十圓を以て賃貸價格とし財產價額合計一、六〇九、七七〇圓以下端數同上
原野	一、三三五、四五・〇	九三、八五、八一五	一七、六、八一	一段歩十圓を以て賃貸價格とし財產價額合計五、〇九六、八五〇圓以下端數同上
雜種地	一四、〇二九・九	四四一、九四一	四四一、九四一	一段歩四十圓を以て賃貸價格とし財產價額合計（地價の約五倍財產價額合計
計	一五二、八六四、六・五	一七八、一四四、七三八	一、二四七、三三七	六、三三、四五圓以下端同上

右以上の内所得する有賃貸料二百圓以上所得する者の調

種目	段別	貸家敷地	貸付地	備考
總賃貸料の七割を以て二百圓以上所得する者の取得すると推定				

區分	四十三年の坪數	大正九年加算の坪數（乘ずべき加算割合百分の二四三）	用内見自現己居住坪數	差引課稅坪數	一坪當賃貸價格	總賃貸價格
市街宅地	一、一五二、九四三、三三八	一、〇七〇、六四〇、七五㎡	八〇、三三六、七五㎡	九九、六七〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	九九、六七〇、〇〇〇圓
郡村宅地	一、一五二、九四三、三三八	一、〇七〇、六四〇、七五㎡	八〇、三三六、七五㎡	九九、六七〇、〇〇〇圓	〇、六圓	五九、八〇二、〇〇〇圓
計	二、三〇五、八八七、六七六	二、一四一、二八一、五㎡	一六一、六七三、五㎡	一九九、三四〇、〇〇〇圓		一五九、四八八、〇〇〇圓

（備考）一、四十三年の賃貸價格は宅地地價修正の際に於ける大藏省調査に依る。二、四十三年の賃貸價格は市街地に在りては日本銀行調査に依り郡村に在りては大正七年の物價指數の騰貴割合に依り五割を減じて算出せり。三、自己居住宅地は右より五割を減じて算出せり。

第一章　財政經濟調査會答申稅制整理案

八　家屋其の他の築造物の賃貸價格及所得金額調

區別		賃貸價格	所得金額	備考
個人	家屋	三八四、八二三、六四八円	二六九、三七六、五五四円	市制地の戸數二、二六一、八〇七戸一戸當（地代を除きたる）賃貸料年二四〇圓と見積り此の賃貸料合計五四二、八三三、六八〇圓内自己居住用を二割と見積り之を控除したる金額四三四、二六六、九四四圓市制地以外の戸數八、二〇七、八〇九戸内農業戸數約五百萬戸と見積り之を控除したる戸數三、二〇七、八〇九戸之に一戸當（地代を除きたる）見積賃貸料年三六圓を乘じたる金額一一五、四八一、一二四圓賃貸料總計五四九、七四八、〇六八圓内納稅資格に達せざるものを三割と見積り之を控除したるものとす 所得金額は賃貸料百圓に付七十圓と推算す
	倉庫	四八三、三五七	三三八、三四九	營業稅を課せられたる倉庫業建物賃貸價格七一九、二八四圓中土地及店舗に對する分を三割と見積り之を控除したる殘七割五〇三、四九八圓を倉庫のみの分とし之に營業者以外の分を二割と見積り加算したる金額六〇四、一九七圓より納稅資格に達せざるものを内二割と見積り控除したるものとす 所得金額は賃貸料百圓に付七十圓と推算す
	工場	七、二二五、五〇〇	五、〇五七、八五〇	營業稅を課せられたる製造業建物賃貸價格一五、〇五三、一二九圓中土地及店舗に對する分を五割と見積り之れを控除したる殘五割七、五二六、五六四圓を工場のみの分とし之に營業者以外の分を二割と見積り加算したる金額九、〇三一、八七六圓より納稅資格に達せざるものを内二割と見積り控除したるものとす 所得金額は賃貸料百圓に付七十圓と推算す

區別		賃貸價格	所得金額	備考
（築造物）		七二二、五五〇	五〇五、七八五	築造物は工場の一割と推定せり
法人（家屋其の他の築造物）		四一、五九〇、一二三	二九、一一三、〇八六	營業稅を課せられたる法人の建物賃貸價格五一、五〇四、七九七圓中土地の分を一割五分と見積り之を控除したる殘額四三、七七九、〇七七圓より納稅資格に達せざるものを内五分と見積り之れを控除したるものとす 所得金額は賃貸料百圓に付七十圓と推算す
計		四三四、八四五、一七八	三〇四、三九一、六二四	

（備考）建物賃貸價格は大正九年營業稅決定額に依り調査す。

二　資本利子稅概算額調

種類		利子額	備考
貸金の利子（營業）		四〇、二一〇、八六一円	大正八年分營業稅課稅標準たる金錢貸付業運轉資本金額三三五、〇九〇、五一五圓に對し利率一割二分を乘じて算出す
同	（非營業）	四四、四八八、一三〇	大正八年分第三種所得種類別表の貸金預金其の他利子額四六、八二九、六一一圓の内一割は銀行預金及所得二百圓未滿の者の取得する利子と看做し之を控除して算出す
物品貸付料（營業）		八三二、七三二	大正八年分營業稅課稅標準たる物品貸付業運轉資本金額六、九三九、四三四圓に對し一割二分を乘じて算出す
社債及公債（國債以外）の利子		五二、〇八九、七七三	大正八年度第二種所得稅額表に依る
銀行定期預金の利子		二二〇、〇五四、六二七	大正八年一月現在銀行定期預金高三、三八五、四五五、八一一圓に對し利率六分五厘を乘じて算出す
銀行特別當座預金の利子		五七、四六五、〇一六	（預金高は銀行局編纂に係る全國銀行貸借對照表に依る以下同じ） 大正八年一月現在銀行特別當座預金高一、一二四、五六〇、〇〇二圓に對し日歩

三　營業所得金額及稅額調

區分	所得金額	摘要
	千円	
銀行當座預金の利子	六三、六〇九、二二〇円	（一錢四厘として算出す
割引發行に係る公債、社債の割引料	一、一七三、七三五	（大正八年一月現在銀行當座預金高一、四五二、二六五、三〇三圓に對し日歩一錢二厘として算出す
合計	四七九、九二四、〇九四	（日本興業銀行調査に係る全國公債社債明細表に依り推算す（償還したる分に對する割引料とす）
		稅額二三、九九六、二〇五圓稅率百分の五

第三案

一般所得稅を中樞とし、之に配するに現行地租・營業稅を修正して存續せしめ、尙地租・營業稅との權衡上建物稅及資本利子稅を創設すること。

區分	所得金額	摘要
	千円	
商工業 法人 個人	一、二七四、五一一	法人の分は大正八年分純益金を基礎とし拂込資本の割合を以て各業に之を按分したり個人の分は大正八年分の各業毎の所得決定高に對し四百圓以上五百圓未滿の者の所得見積千分の三十八（大正七年の改正實績に依る）を加算したる金額なり
鑛業 法人 個人	四六〇、八五三	
	一四〇、七四三	
	五、四二三	
原始産業 法人 個人	六、七五〇	
	三四、五七四	
合計 法人 個人	一、四二二、〇〇四	稅額五七、六八五、六二〇圓稅率百分の三
	五〇〇、八五〇	
計	一、九二二、八五四	

說明

直接國稅の體系を如何にすべきかは重大なる問題なりと雖應能課稅の原則に從ひ各人の全所得を課稅標準とする一般所得稅を以て其の中心と爲すべきことに付ては理論上に於ても亦各國の立法例に鑑みるも殆ど疑問の餘地なき所なり。然れども一般所得稅のみを以てしては未だ完全に其の目的を達成し能はざるを以て之が補完稅として如何なる租稅を設くるを適當とすべきかは重要なる研究問題なりとす。而して一般所得稅の及ばざる所として擧ぐべき重要なる事項は左の二點にあり。

第一　各人の純收入は事實上之を完全に調査すること困難なるを以て純收入を課稅標準とする一般所得稅のみにては動もすれば負擔の公平を失するの虞あり。

第二　各種の所得は其の源泉が資産なるか又は勤勞なるかに依り擔稅力を異にするは疑なき所なり。然るに一般所得稅のみを以てしては充分に之を調節すること能はず。

故に之れが補充として一般所得稅に對立すべき租稅は最も善く以上の缺點を補ふに足るべき性質を具ふるものたることを要す。

今現行の地租及營業稅を全廢し財產稅を創設すべしとの說に付き之を考ふるに一般財產稅は財產其のものを課稅標準とするが故に直接所得を調査せむとして及ばざる點を補充するの趣旨と資產所得に重課するの趣旨とを兼備するが如しと雖其の調査周到を期し難きの結果比較的不動產に重課せらるるの傾向あるのみならず其の所得の有無を問はず又は其の程度を異にするに拘らず之を同一に律せむとするの點に於て亦却て不公平なる結果を生ずるの虞あり。且一面財產稅を起して地租及營業稅を廢止すべしとする理由は主として此の兩稅が其の擔稅力に伴はずとの點にあるに拘らず擔稅力の表現たる所得の如何を無視して財產價額のみを課稅の標準とし以て地租及營業稅に代へむとするは其の理由徹底せずと認む。

又現行の地租及營業稅を廢して特別所得稅を新設すべしとの說に付き考ふるに特別所得稅は各種の所得に於ける負擔力の相違を斟酌するに適し一般所得稅の第二の缺點を補充するに足るが如しと雖其の第一の缺點

を補充するの目的に副はず。加之一般所得稅と等しく調査困難なる純收入を課稅標準とするものなるが故に一般所得稅の缺點を益〻增大せしむるの結果を生ず。

以上の如くにして一般財產稅及特別所得稅は、何れも一般所得稅の補充として理想的のものと認め難し。故に之を創設せむが爲に、既に行はるること久しき地租及營業稅を俄に廢止し、國民經濟に變動を與ふるが如きは大に考慮を要すと認む。

現行地租及營業稅は固より其の缺點として數ふべきもの少なからずと雖、施行後既に數十年を經過し、官民其の取扱に慣熟せるの特長あるのみならず、其の表現的課稅標準を以てするの點に於ても、亦一般所得稅の及ばざる所を補ふに足るべき特質を有す。故に之を相當に修補して其の缺點を矯正することに努め、同時に土地及營業以外に於て、尙相當擔稅力を有すと認めらるる建物及貸付資本に重課するの目的を以て、建物稅及資本利子稅を創設し、一般所得稅と相俟て負擔の公平を圖るは、本邦直接稅の組織を完全ならしむるの方法として、適當の策なりと認む。其の要領を擧ぐれば左の如し。

地租制度改正の必要

法定地價は明治八年改租以來、局部的地價の修正を爲したるものの外大體に於て變動なし。然るに爾後に於ける經濟事情の變遷、交通機關の發達、農事の改良進步等、其の他各般の狀況に依り土地の價格は著しく變動を來し、殊に宅地に在りては其の變動甚しきものあり。而して宅地に付ては明治四十三年に於て地價修正を行ひたるも、其の他の土地に付ては地價の修正を爲さず、以て今日に及べり。去れば田畑の現行法定地價は、其の收穫より之を見るも、將又其の賃貸價格より之を見るも、各地の間著しく不權衡を來せるは疑なき所なり。故に之が課稅の均衡を圖らんとせば、根本的地價の修正を爲さざる可からず。

地價修正を實行するに付ては各種の方法あらんも、大體に於て左の三種の方法に歸著すべし。

一　賣買價格主義

土地の賣買價格を以て地租の課稅標準となすもの

二　收穫主義

土地の收穫價格より公課耕作費等を控除したる純益を、相當金利にて還元したる價格を以て地租の課稅標準となすもの

三　賃貸價格主義

土地の小作料卽ち賃貸價格を以て地租の課稅標準と爲すもの

前揭の方法に付ては各〻利害得失ありと雖、就中賃貸價格主義に依るを最適當なりと認む。而して其の何れに依るも、地價修正を行はんとせば、其の經費田畑のみにて約四五千萬圓を要す。

田畑の地價修正を行ふと同時に、宅地に付ても亦地價修正の要あるべしと雖、右は明治四十三年に於て既に之を修正し、其の後の經過年月比較的短きを以て、此の際地價修正を見合すも可なるべし。然れども其の當時に於て付したる制限は、之を撤廢することを要す。此の制限撤廢に付ては格別經費を要せずして、百九十萬圓の收入を得べし。

（註）宅地地價の修正は賃貸價格の十倍を以て地價とするを原則とせしも、賃貸價格の十倍が現在地價に對し、市街宅地に在りては十八倍を、郡村宅地に在りては七倍二割を超ゆるときは、其の十八倍若は七倍二割に制限し、之を以て地價とせり。

山林原野等に付ても亦現行法定地價の不權衡たること、蓋し田畑及宅地以上なるべし。故に山林原野等も亦地價修正を爲すことを要するは勿論なるも、山林原野等に付ては、其の實行田畑よりも一層困難なるのみならず、土地臺帳登錄面積に誤謬甚しかるべきを以て、地價修正を爲すに於ては、同時に地盤の測量を爲すことを要すべし。

以上述ぶる事由に依り、此の際地價修正を實行するも、經濟事情の變遷、交通機關の發達、農事の改良進步其の他各般の狀況に依り、爾後數年の後に於ては再び地價修正を爲すを要するに至るべし。尤も五六年目毎に地價の

修正を爲すとせば可なるべきも、其の一回の經費田畑のみにても約四五千萬圓を要し、殆んど一箇年分田畑の地租額に近き經費を要すべきこととなるべし。

右述ぶる如く法定地價の制度は、土地價格の變動に隨て其の修正を爲すに非されば、課稅の權衡を保持する能はざるに拘らず、之が修正には多大の手數竝に經費を要し、實行殆ど不可能なり。然るに賃貸價格は土地價格の變動に順應して異動し、且調査比較的容易なると、及地租は本來土地の價格よりも、寧ろ收益稅として土地の收益たる賃貸價格に課稅するを適當と認められるるが故に、法定地價に代ふるに賃貸價格を以てせば、地價修正等の煩勞を要せずして、而も能く土地に對する課稅の權衡を期し得べし。依て賃貸價格を以て課稅標準とし、尙左記各項の通現行地租制度を改正せんとす。

地租制度改正要領

第一　納稅義務者

土地臺帳に登錄せられたる記名者

（註）事實上の所有者は異なるも、徵稅上に付ては臺帳記名者とす。

第二　課稅すべき土地

現行地租條例に於ける有租地とす。

（註）卽ち（第一類）田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地

（第二類）池沼、山林、牧場、原野、雜種地

第三　課稅外と爲すべき土地

公用若は公共の用に供する土地又は墳墓地、用惡水路、溜池、堤塘、井溝、鐵道用地、軌道用地、運河用地、保安林等

第四　課稅標準

一　課稅標準は賃貸價格に依る。

二　賃貸價格は前年の實蹟に依る。但し賃貸に付せざるものは之を評定す。

（註）賃貸に付せざるものの內には無償貸付、自己使用及自他共に使用せざるものを含む。

第五　課稅標準の調査決定

大體現行所得稅法の手續に準ずること。卽ち左の通。

（一）一月一日現在に於ける土地所有者は、每年一月中に於て前年の賃貸價格を申告すべきこと。但し前年に於て賃貸に付せざるものは類地に比準して申告すること。

（二）課稅賃貸價格は稅務署に於て右申告を基礎とし、申告なきもの又は申告不正と認むるものは相當資料に依り、其の調査を爲すこと。

（三）課稅賃貸價格の決定に付ては、特に設くる調査委員會に付議し、其の決議に依り政府之を決定すること。

第六　地租の減免

現行地租條例に於ける開墾荒地又は耕地整理法に依る整理地等に對する地租の輕減又は免除に關する制度の趣旨は之を存續し、當該地より收入する賃貸料の全部又は一部を、一定期間課稅標準たる賃貸價格中より控除すること。

第七　稅率

賃貸價格百分の四の比例稅率とす。

第八　納期は現行の通りとすること。卽ち左の如し。

宅地　七月、翌年一月

田　翌年一月、二月、三月、五月

其他　九月、十一月

本案の可否

可とする點

一　現行法定地價制度の如く、一定の期間經過後多大の經費を投じて之を修正するの要なく、而かも各地間の

權衡を保持し得べきこと。

二　地租をして屈伸力を生ぜしむること。

三　年の豐凶、米價の高低に順應し、納稅者の負擔力に適應したる課稅を爲し得ること。

否とする點

一　事實上各筆毎に賃貸價格の精確なる決定困難なるが故に、大小地主間又は一部所有權移轉等の場合に、不權衡を來たすの虞あること。

二　田畑、宅地等の賃貸價格は假りに調査し得るとするも、山林、原野等に至りては其の調査一層困難なること。

土地賃貸料及稅額調

種目	段別	賃貸料	備考
田	二、九二二、五七五・五段	七四二、三四一、一七五円	主稅局調査の小作料段當全國平均一石〇一升六合此の小作料合計二九、六九三、三六七石に米價一石二十五圓を以て計算す
畑	二、五〇一、七八四・九	二一五、七七八、九五〇	主稅局調査の小作料段當全國平均三斗四升五合（玄米に換算）此の小作料合計八、六三一、一五八石　以下前同上
宅地	三九三、一三五・七	一四三、八三〇、五四九	別紙內譯の通
鹽田	五、六三〇・四	三、一五三、〇二四	一段歩八百圓を以て賣買價格とし（地價の二十五倍）財產價格合計四五、〇四三、二〇〇圓利廻七朱を以て賃貸料とす
鑛泉地	三・三	一〇三、九五〇	一坪千五百圓を以て賣買價格とし（地價の二十倍）財產價格合計一、四八五、〇〇〇圓　以下前同上
池沼	一二、六八七・〇	一七七、六一八	一段歩二十圓を以て賣買價格とし財產價格合計二、五三七、四〇〇圓　以下前同上
山林	八、〇四八、八八九・〇	一一二、六八四、四四六	一段歩二十圓を以て賣買價格とし財產價格合計　一、六〇九、七七七、八〇〇圓　以下前同上

牧場	五〇、九六五・八	三五六、七六〇	一段歩十圓を以て賣買價格とし財產價格合計五、〇九六、五八〇圓以下前同上
原野	一、三三六、五四五・〇	九、三五五、八一五	一段歩十圓を以て賣買價格とし財產價格合計一三三、六五四、五〇〇圓　以下前同上
雜種地	一四、〇二九・九	四四一、九四一	一段歩四十五圓を以て賣買價格とし（地價の約五倍）財產價格合計六、三一三、四五五圓　以下前同上
計	一五、二八六、二四六・五	一、二二八、二一七、二二八	稅額四九、一二八、六八九圓稅率百分の四

（備考）一、本表の段別は大正九年一月一日現在に依り調査す。

二、米價は現今の相場を參照して一石二十五圓と推定せり。

三、鹽田以下價額に對する賃貸料の割合を利廻七朱として計算せるは、定期預金利子等より推定せり。

宅地賃貸料調

區分	四十三年の坪數	同上の賃貸價格	一坪當賃貸價格	四十三年に對する最近の騰貴割合	最近に於ける一坪當賃貸價格
市街宅地	八〇、三三六、七七五坪	三六、五二四、六六四円	四五厘	二倍二割	一、〇〇〇厘
郡村宅地	一、〇七一、六〇四、六五八	三五、三八二、七六〇	三三	一倍七割	五六
計	一、一五一、九四一、四三三	七一、九〇七、四二四	四		

大正九年一月一日現在坪數一、一八〇、〇〇七、一〇〇坪

四十三年に對する大正九年坪數の增加割合百分の二、四三

區分	四十三年の坪數	大正九年の坪數（卽ち增加割合を乘じたるもの）	一坪當賃貸價格	總賃貸價格
市街宅地	八〇、三三六、七七五坪	八二、三六二、四四九坪	一、〇〇〇厘	八二、三六二、四四九円

郡村宅地	一、〇七一、六〇四、六五八坪	一、〇九七、六四四、六五一坪	五六厘	六一、四六八、一〇〇円
計				一四三、八三〇、五四九

（備考）一、四十三年の坪數竝賃貸價格は、宅地地價修正の際に於ける大藏省調査に依る。
二、四十三年に對する最近の賸貰割合は、市街宅地に在りては日本銀行調査の四十三年對大正七年の物價指數の賸貰割合に依り算出し、郡村宅地は右より五割を減じて算出せり。

營業稅改正要領

現行營業稅は主として外形標準に依り課稅するが故に、其の課稅は必ずしも各人の所得に伴はず、時に或は損失あるも尙課稅せらるるが如き結果を生じ、且其の申告誠實を缺き、又は調査精確を期し難きが故に、各營業者の負擔權衡を得ざることあり。去りとて徹底的に此の調査を行はんとせば、營業者の迷惑を來すこと多く、從て動もすれば官民相互の間に於て紛爭を釀すの虞あり。故に此等の弊害を除去することを以て、修正の眼目と爲さざるべからず。然れども營業稅は所得に伴はずとの非難を避けんとせば、結局各營業の所得を課稅標準とするの外なからん。如斯するときは事實上所得稅に變化するものにして、營業稅としての改善に非ず。之れ全く別個の議論なり。兎も角如斯するときは、營業稅は所得稅に於ける調査不充分に伴ふ不權衡を補完するの主要目的を失ふこととなるを以て、原則としては依然外形標準を採り、唯其の業體に應じ、成るべく所得を推定するに適當と認むるもの、卽ち營業の大小又は收入の多寡を最も能く代表すと認むるものを、課稅標準として選擇することとし、同時に其の種目を成るべく少なからしめ、以て調査の簡便を圖るを要す。如上の趣旨に依り現行法に對し、大體左の如き修正を加ふること。

第一　課稅營業

一　現行法の課稅營業中、金錢貸付業及物品貸付業に對しては、資本利子稅を課することとし、營業稅よりは之を削除すること。

（註）營業に非ざる金錢・物品貸付の收益に對しては、資本・利子稅として課稅す。然るに營業なるときは營業稅を課するとせば、營業稅の稅率は資本利子稅より輕きを以て、此の兩者間の權衡を失す。殊に金錢・物品貸付行爲の營業なりや非營業なりやは、事實上容易に區分し難く、又金錢・物品貸付の收益は、事實上大部分資產收入にして、他の普通營業と其の內容を異にす。故に此の點よりも亦營業稅より除外するの要あり。

二　現行制度に於て營業稅法以外に於て特殊の營業稅を課せらるる賣藥製造業をも、本法の製造業中に包含せしめて之を統一し、賣藥營業稅は之を廢止すること。

第二　課稅標準

一　建物賃貸價格は必ずしも營業の大小收入の多寡を代表するものに非ざるを以て、原則として課稅標準中より之を削除すること。但し左記の營業に付ては例外として現行の通存置すること。

席貸業・料理店業・旅人宿業

二　前項但書に依り建物賃貸價格を存置する營業にありても、現行法の如く建物賃貸價格及從業者のみを課稅標準とせず、尙其の課稅標準中に收入金を加ふること。

三　建物賃貸價格を削除するの結果、從來之を主たる課稅標準と爲したる倉庫業にありては、製造業・運送業等の如く、其の課稅標準中に資本金を加へ、之を主たる課稅標準とすること。

四　物品販賣業の賣上金は、現行法に於ては卸賣・小賣共に、之を甲乙に區分して稅率を定めあるも、其の種目區分中不適當と認むるものあるを以て、之を相當整理すると同時に、卸賣に付ては甲乙丙の三種に分ち、尙卸賣と小賣との稅率の間差を少くすること。

五　現行法に於ける資本金の計算方は簡單に失し、營業の實情に副はざるの感あるを以て拂込資本金等の外に社債借入金・銀行預金及保險責任準備金等の一部を、資本金として計算すること。

（註）其の算入すべき程度は、自己資本を以てする純益歩合と、借入資本を以てする純益歩合との割合を、大體

の標準とすること。

六　現行法に於て製造業者の資本金額が前年の資本金額に對し十分の二以上增加せる場合は、其の增加總額に對し二年間之を課稅標準より控除することとなり居るも、之を改めて增加資本金額が前年の資本金額に對し、五割を超過する場合に於て、其の超過額のみを控除すること。

（註）此の恩典は製造業のみなるを以て、他業との權衡上廢止するを可とすべし。然れども沿革上之を存置せざるを得ずとせば、其の增加割合の二割は少きに失すると認めらるるを以て、之を別紙第一表の通變更は、二割未滿の增加を爲したるものよりも、却て其の課稅少き結果となり、不權衡なるを以て之を改正するの要あり。

七　一般經濟界の變遷に依り、現行課稅最低限度は低きに失すること。

第三　課稅手續

一　課稅標準の調査に付ては、現行調査委員の外同業組合其の他各種の組合等の意見を徵するの制度を設け、以て直接納稅者との折衝を少なからしむること。

二　實地に付き調査するの必要ある場合は成るべく高等官を以て之を充つるの組織と爲し、且祕密漏洩に對し嚴格なる制裁を設くること。

三　誠實なる申告を奬勵し、成るべく其の申告を尊重するの方針を採ると同時に、無申告者又は不正申告者に對しては、相當嚴重なる制裁規定を設くること。

第四　調査、決定、徵收、納期等

現行法の通り。但し調査委員及審査委員等の制度は、大體改正所得稅法に準じ之を改むること。

第五　稅率

別紙第二表の通。

第六　納期

現行通り六月、十一月の二期とす。

（別紙）

第一表　課稅標準種目及課稅最低限

業名	課稅標準 現行	課稅標準 改正	課稅最低限 現行	課稅最低限 改正
物品販賣業 卸賣業者	資本金	資本金	賣上金 千圓	賣上金 三千圓
物品販賣業 小賣業者	資本金	資本金	賣上金 二千圓	賣上金 千圓
銀行業者	資本金	資本金	—	—
保險業者	資本金	資本金	—	—
無盡業者	資本金	資本金	—	—

	製造	印刷	出版	寫眞	運送	運河
內職工勞役者	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金
	從業者	從業者	從業者	從業者	從業者	從業者
	賃貸價格	賃貸價格	賃貸價格	賃貸價格	資本金	資本金
內職工勞役者	從業者	從業者	從業者	從業者	從業者	從業者
	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金
內職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者老	職工勞役者
	三人	三人	三人	三人	三人	
	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金
	二千圓	千圓	千圓	千圓	二千圓	二千四百圓

	棧橋	船舶碇繫場	貨物陸揚場	倉庫	鐵道	請負
內職工勞役者	資本金	資本金	資本金	賃貸價格	收入金	請負金
	從業者	從業者	從業者	從業者	從業者	從業者
	資本金	資本金	資本金	資本金	收入金	請負金
內職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者	職工勞役者
						二千圓
	資本金	資本金	資本金			請負金
	二千圓	二千圓	二千圓			三千圓

第二表　稅率及稅額調

課稅標準	內容	課稅標準	稅率
課	特品販賣（甲） 特品販賣（乙） 特品販賣（丙） 特品販賣（甲） 小賣金額（乙） 小賣金額（甲） 上等煙草（乙） 上等煙草（甲）	課稅標準千分の	五 一〇 二〇 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇
課	銀行、保險、無盡、印紙、出版、書籍、廣告、興行、遊戲、飲食、貸座敷、藝妓、娼妓、旅人宿、料理店、貸間、貸家、貸席、周旋、代理、仲立、興信所、信託	課稅標準千分の	五 一〇 一五 二〇 二五 三〇 三五 四〇 四五 五〇
課稅標準	內容	稅率	稅額
課稅標準千分の	銀行、保險、無盡、印紙、出版、書籍、廣告、興行、遊戲、飲食、貸座敷、藝妓、娼妓、旅人宿、料理店、貸間、貸家、貸席、周旋、代理、仲立、興信所、信託	千分の	五
課稅標準一人に付	一圓 一圓百圓 一圓二百圓 一圓三百圓 一圓四百圓 一圓五百圓 一圓六百圓 一圓七百圓 一圓八百圓 一圓九百圓 二圓 二圓百圓 二圓二百圓 二圓三百圓 二圓四百圓 二圓五百圓 二圓六百圓 二圓七百圓 二圓八百圓 二圓九百圓 三圓	一人に付	五十錢

第五編　內國稅(上)

信託	興信所	仲立	代理	周旋	貸席	旅人宿	料理店
從業者金高	從業者金高	從業者金高	從業者金高	從業者金高	從業者金高	從業者金高	從業者金高
從業者金高百圓	從業者金高百圓	從業者金高百圓	從業者金高百圓	從業者金高百圓	從業者金高百圓	從業者金高百圓	從業者金高百圓
從業者金高二百圓	從業者金高二百圓	從業者金高二百圓	從業者金高二百圓	從業者金高二百圓	從業者金高二百圓	從業者金高二百圓	從業者金高二百圓
從業者金高三百圓	從業者金高三百圓	從業者金高三百圓	從業者金高三百圓	從業者金高三百圓	從業者金高三百圓	從業者金高三百圓	從業者金高三百圓
從業者金高四百圓	從業者金高四百圓	從業者金高四百圓	從業者金高四百圓	從業者金高四百圓	從業者金高四百圓	從業者金高四百圓	從業者金高四百圓

（備　考）課稅標準額は大正八年分營業稅の實績を基礎として調査せり。

建物稅要領

第一　納稅義務者

建物臺帳に登錄せられたる所有者

（註）事實上の所有者は異なるも、徵稅上に於ては臺帳記名者とす。

第二　課稅すべき建物

一　建物とは住宅工場、倉庫等一切の建物を包含す。

（註）一、船渠、橋梁、窯倉等を含まず。

二、住宅には附屬建物は勿論門塀を、工場には煙突を含む。

二　用途の如何に拘らず課稅す。

（註）營業用のものにも課稅す。從て形式上營業稅と重複するも、元來課稅の根據を異にするを以て、已むを得ざるものとす。

三　普通建物と稱せらるる程度のものとし、一時的建物と認めらるるものは課稅せず。

第三　課稅外と爲すべき建物

公用又は公益の用に供する建物及社寺、佛堂、詞宇等

第四　課稅標準

一　課稅標準は一構を以て賃貸價格を定めあるもの、又は定むるを適當と認むるものは、一構の賃貸價格に依り、其の他のものは建物一棟每の賃貸價格に依る。但し土地の賃貸料を含まず。

二　賃貸價格は前年の實蹟に依る。但し賃貸に付せざるものは、類似のものに比準して之を評定す。

（註）一、地租と同樣課稅の最低限を設けず。

二、賃貸に付せざるものの內には、無償貸付、自己使用及自他共に使用せざるものを含む。

第五　課稅標準の調查決定

一　法律施行の際、建物所有者より建物の所在用途、構造、坪數を申告せしめ、之を基礎として建物臺帳を調製すること。

爾後の新築、增築、滅失又は所有者の變更及其の他の異動を生じたる場合は、其の都度當該事項を申告せしめ、臺帳を訂正し置くこと。

二　一月一日現在に於ける建物所有者は、每年一月中に於て前年の賃貸價格を申告すべきこと。但し前年に於て賃貸に付せざるものは、類似のものに比準して申告すること。

三　課稅賃貸價格は稅務署に於て右申告を基礎とし、申告なきもの又は申告不正と認むるものは、相當資料に依り其の調查を爲すこと。

四　課稅賃貸價格の決定に付ては調查委員會に付議し、其の決議に依り政府之を決定すること。

（註）調查委員會は地租の調查委員會と同一委員會とす。

第六　建物稅の減免

燒失倒壞の場合は課稅を減免すること。

第七　稅率

賃貸價格百分の三、五の比例稅率とす。

第八　納期

第一期　七月

第二期　十月

建物稅の可否

可とする點

一　地租及營業稅竝に資本利子稅等の權衡上、本稅を設くるの必要あること。

二　建物は表現的にして調查容易なるを以て、調查上の脫漏による課稅上の不公平を避け得べきこと。

否とする點

一　本稅を設くるときは地方財源を奪ふの虞あること。

二　建物其のものの調査は容易なるも賃貸價格の調査甚だ困難にして不公平を來す虞あること。

三　自己居住の用に供するもの及其の他賃貸に付せざるものに對し課稅するは動もすれば財產其ものを侵蝕する嫌あること。

建物賃貸價格及稅額調

區別	賃貸價格	備考
個人 家屋	八三八、三一四、八〇四圓	市制地の戶數二、二六一、八〇七戶一戶當地代を除きたる賃貸價格年二四〇圓と見積り此の賃貸價格計五四二、八三三、六八〇圓市制地以外の戶數八、二〇七、八〇九戶一戶當地代を除きたる賃貸價格年三六圓と見積り此の賃貸價格計二九五、四八一、一二四圓
個人 倉庫	六〇四、一九七	現行營業稅法に依り營業稅を課せられたる倉庫業建物賃貸價格七一九、二八四圓中土地及店舖に對する分を三割と見積り之を控除したる殘七割五〇三、四九八圓を倉庫のみの分とし之に營業者以外の分を其の二割と見積り之に加算したるものとす
個人 工場	九、〇三一、八七六	現行營業稅法に依り營業稅を課せられたる製造業建物賃貸價格一五、〇五三、一二九圓中土地及店舖に對する分を五割と見積り之を控除したる殘五割七、五二六、五六四圓を工場の分とし之に營業者以外の分を其の二割と見積り之を加算したるものとす
法人（家屋倉庫工場等）	四三、七七九、〇七七	營業稅を課せられたる法人の建物賃貸價格五一、五〇四、七九七圓中土地の分を一割五分と見積り之を控除したるものとす
計	八九一、七二九、九五四	稅額三一、二一〇、五四八圓　稅率百分の三、五

（備考）建物賃貸價格は大正九年營業稅決定額に依り調査せり。

資本利子稅

第一　納稅義務者

內國に於て資本利子を取得する者

第二　課稅すべき利子

一　第一類

內國に於て支拂を受くる公債（國債を除く）社債の利子及割引料銀行預金信託金の利子又は法人より受くる利息

（註）第一類に屬する利子の大部分は、現行所得稅法第二種所得と實質同一なるを以て、重複の感あり。故に此の利子に對し資本利子稅を課する以上は、現行稅法第二種所得を第三種所得に編入するを可と認む。

二　第二類

前號以外の利子、卽ち金錢又は物品の貸付等に依る利子又は使用料

第三　課稅外と爲すべき利子

一　法人より受くる利益配當

（註）法人に對し既に地租・營業稅・資本利子稅を課するを以て、重複課稅を避くる趣旨に依り之を除外したり。然し尙議論の餘地あるべし。

二　銀行の取得する利子割引料等

（註）營業稅を課するを以て本稅を課せず。

三　所得稅法に於て免稅する公共團體、公益法人及產業組合等の受くる利子

第四　課稅標準

課稅標準は收入利子額とす。

第五　徴收又は調査決定

第一類は現行所得稅法第二種に準じて徴收し第二類は現行所得稅法第三種に準じ調査決定するものとす。

第六　稅率

利子金額百分の四、五の比例稅率とす。

第七　納期

第二類は第三種所得稅に同じ。

資本利子及稅額調

種類	利子額	備考
貸金の利子（營業）	四〇、二一〇、八六一円	（大正八年分營業稅課稅標準たる金錢貸付業運轉資本金額三三五、〇九〇、五一五圓に對し利率一割二分を乘じて算出す
同（非營業）	四四、四八八、一三〇	（大正八年分第三種所得種類別表の貸金預金其の他の利子額四六、八二九、六一一圓の內一割は銀行預金利子と看做して之を控除して算出す
物品貸付料（營業）	八三二、七三二	（大正八年分營業稅課稅標準たる物品貸付業運轉資本金額六、九三九、四三四圓に對し一割二分を乘じて算出す
社債及公債（國債以外）の利子	五二、〇八九、七七三	大正八年度第二種所得稅額表に依る
銀行定期預金の利子	二二〇、〇五四、六二七	（大正八年一月一日現在銀行定期預金高三、三八五、四五五、八一一圓に對し利率六分五厘を乘じて算出す
銀行特別當座預金の利子	五七、四六五、〇一六	（大正八年一月現在銀行特別當座預金高一、一二四、五六〇、〇〇二圓に對し日歩一錢四厘として算出す
銀行當座預金利子	六三、六〇九、二二〇	（大正八年一月現在銀行當座預金高一、四五二、二六五、三〇三圓に對し日歩一錢二厘として算出す
割引發行に係る公債社債の割引料	一、一七三、七三五	（日本興業銀行調査に係る全國公債社債明細表に依り推算す

合計稅額表

種別	課稅標準額	稅率	稅額
地租	一、二二八、二一七千円	百分の四	四九、一二八千円
建物稅	八九一、七三〇	同三、五	三一、二一〇
資本利子稅	四七九、九二四	同四、五	二一、五九六
營業稅（別表）		（別表）	三八、〇三三
計	四七九、九二四、〇九四		一三九、九六七

（償還したる分に對する割引料とす）

稅額二一、五九六、五八四圓稅率百分の四、五

（備考）現行地租（九年一月現在）

同營業稅（九年分決定）

計　七四、一四〇千円

六四、五八一

一三八、七二一

稅額分配表

種目	賃貸料	純益歩合	純益金額	按分稅額	同上稅額を賃貸料にて除したる率	同上查定稅率	徵稅額	純益に對する割合
土地	一二三八百万円	八〇	九八二百万円	四八・三百万円	三、九三	四〇	四九、一二八千円	〇五〇
建物	八九一	七〇	六二四	三〇・七	二、四三	三、五	三一、二一〇	〇五〇
利子	四七九	九〇	四三一	二一・二	四、四三	四、五	二一、五九六	〇五〇
營業	—	—	一、三五〇	三九・八	—	別表	三八、〇三三	〇二八
計	—	—	三、三七	一四〇・〇	—	—	一三九、九六七	〇四一

（備　考）營業に對する按分稅額は、財産のみより生ずる分として純益金額の六割を計算し、之を基礎として按分したるものなり。

以上三案に付審議討究の結果左の結論を得たり。

甲　直接國稅體系竝地租營業稅の地方稅委讓

一般所得稅を中樞とし、之に配するに左に其の綱領を記載したる財産稅を創設して、直接稅の體系を構成し、地租・營業稅は之を地方稅に委讓する方針を執ること。

理由）第三案は現行地租及營業稅を相當に修補し、同時に建物稅及資本利子稅を創設せむとするにあるも、該案は國稅の種目を增加して、稅制を益〻繁雜ならしむるの缺點あるのみならず、現行地租及營業稅は、其の性質より觀るも、又各國稅制の傾向に照すも、結局之を地方稅に委讓すべきものと認められらるるのみならず、國稅としては充分に之を改善すること困難なるものなるを以て、單に其の一部分を修補して存續せしめむとするが如きは、稅制の根本的改善策として姑息の感なきを得ず。

第二案は地租及營業稅を地方稅に委讓し、一般所得稅の外に特別所得稅を創設せむとするにあるも、元來特別所得稅の新設は、一般所得稅の補完を目的とするものなるに拘らず、等しく純收入を以て課稅標準と爲すが故に、一般所得稅の缺點、卽ち純收入の調査困難なるが爲に生ずる負擔の不權衡を、矯正すること能はざるのみならず、却て其の缺點を二重にして、益〻不公平ならしむるの結果を生じ、且つ各種財産の自然增價及無收益財産等に對し、課稅すること能はざるを以て、補完稅として充分なるものと認め難し。

第一案は現行地租及營業稅は缺點多くして、國稅たるに適せざるを以て之を地方稅に委讓し、其の課稅をして地方的事情に適應せしめ、併せて地方財源の基礎を適實にし、一面國稅としては一般所得稅の補完として、一般財産稅を創設すべしと云ふにあり。而して一般財産稅は財産價額を課稅標準とするものなるが故に、純收益を課稅標準とするが爲に生ずる、一般所得稅の前述の缺點を調節し、併せて財産より生ずる所得に重課するの目的を達し、又土地其の他の自然增價に因る擔稅力に課稅し、尙無收益財産に對しても課稅するを以て、無收益財産を收益的ならしむるの利益ある等幾多の特長を備へ、一般所得稅の補完として最も適當の性質を有するものと認む。固より財産稅に於ても其の缺點と認むべきものなきに非ず。卽ち財産稅は動もすれば不動産に偏重するの傾向あること、及調査上の困難卽ち財産價額又は負債の調査容易ならざる點の如きは、最も考量すべきことに屬すと雖、租稅制度の根本的改正を斷行するの必要切迫したる今日なるを以て、實行上に於ける多少の困難の如きは、之を忍ぶの必要あるのみならず、財産價額又は負債の調査は、現行相續稅に於ける經驗に徵するも、必ずしも實行し難き問題なりと認め難し。故に第一案を採用するを可なりと認めたり。

右述ぶる如く大體に於て第一案を可なりとするも、同案に對して尙修正を要すべきものありと認めたり。卽ち左の如し。

（イ）稅率を千分の一、五の比例率とすること。

（註）創設當時より其の稅率を高くし、又は累進稅率を適用するときは、脫稅等の弊害を釀し、其の圓滿なる發達を害する虞あるを以て、成るべく低き比例稅率を適當とす。

（ロ）課稅最低限を二千圓とすること。

（註）前號に依り稅率を低くするの結果相當の歲入を擧げむが爲には最低限を低下せしむるの必要あり。又一面衆議院議員の選擧資格及現行相續稅に於ける課稅最低限等を參酌して二千圓とするを可とす。此の結果納稅者著しく多數となり徵稅費を增加することとなるべきも已むを得ざるものと認む。

（ハ）所得納稅者の有する財產は前號の最低限に達せざる場合と雖總て課稅すること。

（註）此の場合の財產は財產のみより觀れば擔稅力ある者の有する財產なる以上は相當擔稅力なきに似たりと雖他に多くの所得ありて所得稅を納むとして資產より生ずる所得に重課するの目的を有するものなるを以て此の點より觀るも所得納稅者の有する財產には總て課稅するを可とす。

（ニ）不動產價格の四分の一を課稅價格より控除せざること。

（註）不動產は調査し易く動產は調査困難なるを理由として課稅價格の計算上不動產に斟酌を加ふるものとせば動產と雖共の全額を調査したる場合は之を斟酌するの必要を生ずるのみならず前記の理由を以て不動產に斟酌を加ふるの制度を設くるときは動產所有者は當然其の四分の一を申告せざるも可なりとするの觀念を釀成する結果を生ずるの虞あるを以て法律上に於ては現行相續稅等に於けるが如く動產不動產共に時價を以て計算することに定むるを可とす。但し實行上に於ては相當斟酌を加ふるものとす。

（ホ）無記名株式及公債社債銀行預金等は源泉課稅とすること。

（註）法人の有する財產には重複課稅を避くるの趣旨を以て課稅せざること及個人の有する株式又は持分等を他の財產と共に綜合課稅すること第一案と變りなきも無記名株式等にありては之が綜合困難なるを以て一般所得稅に於ける第二種所得の課稅方法に準じ之を源泉課稅とするを可とす。

前各號の外（一）法人に對する財產稅の可否（二）負債を控除するの要否竝其の範圍を限定するの可否（三）國債に對し免稅するの可否等に付き論議したるも之等は第一案に對し變更を加へざることとし卽ち（一）は個人に綜合課稅し（二）は原則として總ての負債を控除し（三）は國債と雖免稅すべき限に在らずと決定したり。

一般財產稅綱要

一　納稅義務者

（一）財產の權利者。但し法人は之を除く。

（註）法人を除くは重複課稅を避くるが爲なり。卽ち法人の財產は株式又は持分に表現せられ其の株式又は持分は個人の財產として課稅せらるるを以て法人の財產には課稅せざるを可とす。

（二）權利者の住所が內國に在ると外國に在るとを問はず。但し第二項第一號（ハ）の財產に付ては其の住所が內國に在る者に限る。

二　課稅すべき財產

（一）內國に在る左記各號の財產

（註）收益財產たると無收益財產（主として享樂財產）たるとを問はず。財產稅は財產其のものに擔稅力ありとして之に課稅するを目的とするものなるが故に收益の有無を問ふの必要なし。加之無收益財產と雖之に課稅すれば當該財產をして收益化せしむるの好影響あるを以て無收益財產に對しても課稅するを可とす。

（イ）動產及不動產

（ロ）不動產の上に存する權利

（ハ）前二號に揭げたる以外の財產權

（註）本號の財產に付ては權利者の住所地を以て財產の所在地と看做す。

（二）前號の財產價額中より權利者に屬する一切の債務は控除す。但し課稅外の財產を取得する爲に要したる債務は之を控除せず。

（註）家族扶養費の控除、小額所得者に對する斟酌等の如きは、一般所得稅に於て爲すを可とし、一般財產稅に於ては此等の人的事情を斟酌せざるものとす。

三　課稅外と爲すべき財產

（一）公共の用に供し又は公益の爲に使用する財產

（二）動產中家寶・什器・書籍其の他生活に必要なる家具日用品等

四　課稅最低減

同居家族の分を合算し、總財產價額二千圓未滿の者には課稅せず。但し第三種所得納稅者の有する財產は此の限に在らず。

五　課稅方法

（一）原則として個人に綜合して課稅すること。

（二）無記名株式・公債・社債・銀行預金等は配當又は利子支拂の際徵收すること。

（註）源泉課稅とするの結果、免稅點以下のものにも課稅し、又法人の所有するものにも課稅するものとす。

六　課稅價格の算定

（一）時價を標準とすること。

（二）時價不明なるものは收益に對する一定倍數を標準とし、時價收益共に不明なるものは評定價格に依ること。

（三）地上權・永小作權・定期金其の他特殊の權利に付ては、大體現行相續稅法の計算方法に準ずること。

七　課稅價格の調査決定

大體現行所得稅法の規定に準ずること。

八　稅率

千分の一、五の比例稅率とすること。

九　本稅執行に依り徵收し得べき稅額見込左の如し。

財產稅徵收額	七一、九三八千円
徵稅費見積	約　七、〇〇〇
差引實收額	六四、九三八

財產稅課稅價額及稅額調

種類	課稅財產總額	一萬圓以上を有する者の課稅額		五千圓以上を有する者の課稅額		三千圓以上を有する者の課稅額		二千圓以上を有する者の課稅額	
		總額に對する割合	金額	總額に對する割合	金額	總額に對する割合	金額	總額に對する割合	金額
土地	二一、七二六、四七六千円	・五五	一一、九四九、五六一千円	・七〇	一五、二〇八、五三三千円	・八〇	一七、三八一、一八〇千円	・八五	一八、四六七、五〇四千円
建物	六、七九〇、八三二	・五〇	三、三九五、四一六	・六五	四、四一四、〇四〇	・八〇	五、四三二、六六五	・九〇	六、一一一、七四八
山林立木	一、四四一、三九七	・四〇	五七六、五五八	・五〇	七二〇、六九八	・六〇	八六四、八三八	・七〇	一、〇〇八、九七七
鑛山	二、五六五、一二八	・五〇	一、二八二、五六四	・六〇	一、五三九、〇七六	・八〇	二、〇五二、一〇二	一・〇〇	二、五六五、一二八
船舶	一六〇、六五五	・五〇	八〇、三二七	・六〇	九六、三九三	・七〇	一一二、四五八	・八〇	一二八、五二四
家畜	三四九、一一一	・二〇	六九、八二三	・四〇	一三九、六四四	・五〇	一七四、五五五	・六〇	二〇九、四六六
機械器具	七一、二二二	・六〇	四二、七三三	・七〇	四九、八五五	・八〇	五六、九七七	・九〇	六四、〇九九
原料品	六二、三二〇	・六〇	三七、三九二	・七〇	四三、六二四	・八〇	四九、八五六	・九〇	五六、〇八八
商品	四、一九三、八六二	・七〇	二、九三五、七〇三	・八〇	三、三五五、〇八九	・九〇	三、七七四、四七五	・九五	三、九八四、一六八
國債	八九一、八〇三	・四〇	三五六、七二一	・六〇	五三五、〇八一	・八〇	七一三、四四二	・九五	八四七、二一二
地方債	二八一、三四〇	・五〇	一四〇、六七〇	・七〇	一九六、九三八	・九〇	二五三、二〇六	・九五	二六七、二七三
社債	二〇七、〇七八	・四〇	八二、八三一	・六〇	一二四、二四六	・八〇	一六五、六六二	・九〇	一八六、三七〇
銀行預金	四、三〇九、三六三	・三五	一、五〇八、二七七	・五五	二、三七〇、一四九	・七〇	三、〇一六、五五四	・八五	三、六六二、九五八
通貨	二八一、八二二	・二〇	五六、三六四	・三五	九八、六三七	・六〇	一六九、〇九三	・八〇	二二五、四五七
株式其の他の法人投資	一〇、七〇九、二二一	・六五	六、九六〇、九九三	・八〇	八、五六七、三七六	・九五	一〇、一七三、七五九	・九五	一〇、一七三、七五九

計	千円 五四、〇四二、六三〇	・五四	千円 二九、四七五、九三三	・六九
稅額（千分の一・五）	千円 七一、九三八、〇九六			

（備　考）一、課稅財産總額は、別表私有財産價額調の個人所有の分を揭げたるものとす。但し(イ)土地・建物及山林立木は、總價額の二割を斟酌したる金額を揭上し(ロ)社債及銀行預金中には、其の金額を利用し個人に貸付したるもの約三割を占むるものと見積り、之を控除したるものを揭上せり。

二、總額に對する財産階級毎の割合は、所得稅の調査及土地の階級毎分布狀況等を斟酌して、推定したるものなり。

（別表）

私有總財産價額調

種類	總財産價額	同上の內法人所有歩合	同上の內法人所有分	差引個人所有の分	備考
土地	千円 二七、九九八、〇三七	割 ・〇三	千円 二七、一五八、〇九六	別紙內譯の通	
建物	八、九二六、三三二	別紙の通	八三九、九四一	八、四八八、五四一	同
山林立木	一、八一九、九四六	・〇一	四三七、七九一	一、八〇一、七四七	同
鑛山	六、四一二、八二〇	・六〇	一八、一九九	二、五六五、一二八	鑛產價格（農商務省調査）六四一、二八二千圓を利率一割にて價格を還元す
船舶	六四二、六一九	・七五	三、八四七、六九二	一六〇、六五五	別紙內譯の通
家畜	三四九、一一一	—	四八一、九六四	三四九、一一一	同
機械器具	二八四、八八九	・七五	二一三、六六七	七一、二二二	營業稅を課せられたる製造業資本金一、七八〇、五五五、一三五圓中八割一、四二四、四四四、一〇八圓を固定資本とし其の二割を機械器具と見積計算す
原料品	一七八、〇五六	・六五	一一五、七三六	六二、三二〇	同上の製造業資本金一、七八〇、五五五、一三六圓中二割三五六、一一一、〇二七圓を運轉資本とし其の五割を原料品と見積計算す
商品	六、四五二、〇九五	・三五	二、二五八、二三三	四、一九三、八六二	營業稅決定卸賣一七、七八六、八九四千圓の三割五、三三六、〇六八千圓及小賣二、七九〇、〇六八千圓の四割一、一一六、〇二七千圓を現在額商品と見積計算す
國債	一、二七四、〇〇四	・三〇	三八二、二〇一	八九一、八〇三	大正九年六月末現在高に公定相場を乘じて計算す
地方債	四〇一、九一四	・三〇	一二〇、五七四	二八一、三四〇	所得金額二二、五〇七千圓を利率五分六厘にて價額を還元す
社債	四二二、六〇八	・三〇	一二六、七八二	二九五、八二六	所得金額二九、五八二千圓を利率七分にて價額を還元す
銀行預金	七、六九五、二九二	・二〇	一、五三九、〇五八	六、一五六、二三四	大正九年六月一日現在に依る
通貨	一、五二六、三九三	別紙の通	一、二四四、五七一	二八一、八二二	別紙內譯の通
株式其の他法人投資	一一、二七二、八六四	・〇五	五六三、六四三	一〇、七〇九、二二一	大正九年末現在拂込見込資本八、六七一、四三四千圓に三割增として計算す
計	七五、六五六、九八〇		一二、一九〇、〇五二	六三、四六六、九二八	

（備　考）一、財産價額は私有財産價額とす。

二、各種財産の現在高は、大正七年乃至大正九年に於て調査し得たるものの內、成るべく最近のものを採用したり。

三、機械器具・道具等に付ては、製造業の分のみを計算し、農業及商業用のものは、算入せざることとせり。

四、室內裝飾品・身邊裝飾品及自動車等の如きものは、調査至難なるが故に之を省きたり。

五、私設鐵道及軌道の價額は、總て法人の所有經營に屬するが故に、株式其の他の法人投資額中に包含す。

一 全國土地賣買價格調

地目	段別	一段當賣買價格	總價額	一段當地價	備考
田	二、九二二、五七五・五段	四六九円	一三、七〇六、八七九千円	三四・八六錢	單價は勸業銀行調査の大正八年四月現在價額に依る
畑	二、五〇一、七八四・九	二四九	六、二二六、四四四	九・一三	同
宅地	三九三、一三五・七	坪當 六大都市 九四・五 其他の市 一七・一 郡 二・〇	六、二五九、九五七	一六九・七一	市街宅地中六大都市は地價の十五倍其他は地價の約十倍、郡村宅地は地價の約六倍にて計算す
鹽田	五、六三〇・四	八〇〇	四五、〇二六	三二・〇四	專賣局調査大正九年分に依る
鑛泉地	三・三	坪當 一、五〇〇	一、四八五	坪當 七・六三	地價の二十倍を以て計算す
山林	八、〇四八、八八九・〇	二〇	一、六〇九、七七七	三三	農務局調査及相續稅の調査を參照して計算す
池沼	一二、六八七・〇	二〇	二、五三七	一・二三	山林價格に比準して計算す
原野	一、三三六、五四五・〇	一〇	一三、六五四	二一	農務局調査及相續稅の調査を參照して計算す
牧場	五〇、九六五・八	一〇	五、九六五	二〇	原野に比準して計算す
雜種地	一四、〇二九・九	四五	六、三一三	九・三一	地價の約五倍を以て計算す
計	一五、二八六、二四六・五		二七、九九八、〇三七		

イ 宅地價額內譯表（合計）

市町村の種別	九年一月一日現在地價	倍數	倍數地價（即時價と認むるもの）	備考
六大都市	二一三、八六六、四〇五円	十五倍	三、二〇七、九九六、〇七五円	市數六七 現在地價 七〇、六一七、三一七円 區數七 現在地價 一〇、八五〇、四三五
其の他の市區	八一、四六七、七五二	十倍	八一四、六七七、五二〇	
町村	三七二、八八〇、六三〇	六倍	二、二三七、二八三、七八〇	
計	六六八、二一四、七八七		六、二五九、九五七、三七五	

ロ 宅地價額內譯表（一坪當）

都市	現在地價	倍數	倍數地價	最高 現在地價	最高 倍數地價	最低 現在地價	最低 倍數地價
東京市	七・五〇錢	十五倍	一一二・五〇錢	一二〇・〇〇錢	一、八〇〇・〇〇錢	一・一〇錢	一六・五〇錢
橫濱市	四・八八	同	七三・二〇	一一五・〇〇	一、七二五・〇〇	三三	四・九五
名古屋市	三・六八	同	五五・二〇	七二・五〇	一、〇八七・五〇	四〇	六・〇〇
大阪市	八・三二	同	一二四・八〇	一〇六・四二	一、五九六・三〇	四五	六・七五
京都市	三・二五	同	四八・七五	八四・〇〇	一、二六〇・〇〇	二〇	三・〇〇
神戸市	六・六〇	同	九九・〇〇	九一・〇〇	一、三六五・〇〇	一八	二・七〇
外各市區の平均	一・七一	十倍	一七・一〇				
町村平均	三四	六倍	二・〇四				

二 建物價額調

區別	總價額	備考
		市制地の戸數二、二六一、八〇七戸、一戸當地代を除きたる賃貸料年二四〇圓と見

個人	家屋（住宅及附屬建物共）	八、三八三、一四八千円
	倉庫	六、〇四二
	工場	九〇、三一九
	築造物計	九、〇三二
法人	家屋其の他	八、四八八、五四一
合計		四三七、七九一
		八、九二六、三三二

積り此の賃貸料計五四二、八三三、六八〇圓、市制地以外の戶數八、二〇七、八〇九戶、一戶當地代を除きたる賃貸料年三六圓と見積り此賃貸料計二九五、四八一、一二四圓、合計八三八、三一四、八〇四圓、利率一割にて價額を還元す

營業稅を課せられたる倉庫業建物賃貸價格七一九、二八四圓中敷地及店舖の分を控除したる倉庫のみの分を七割と見積り之を利率一割にて還元したる價額五、〇三四、九八八圓、外に營業者以外を其の二割と見積り之を加算せり

營業稅を課せられたる製造業建物賃貸價格一五、〇五三、一二九圓中敷地及店舖の分を控除したる工場のみの分を五割と見積り之を利率一割にて還元したる價額七五、二六五、六四五圓、外に營業者以外を其の二割と見積り加算せり

築造物は工場の一割と推定せり

營業稅を課せられたる法人の建物賃貸價格五一、五〇四、七九七圓中敷地の分を控除したる建物のみの分を八割五分と見積り之を利率一割にて價額を還元せり

（備考）營業稅は大正九年決定額に依り調査す。

三　山林立木調

一　大正九年分山林所得（八年伐採）　八三、九九八、三五九円

二　伐採價額百圓當所得歩合七十五圓にて換算せる伐採金額　一一一、九九七、八一二

三　外に所得納稅者以外の伐採を右の三割と見積りたる伐採價額　三三、五九九、三四四

四　伐採價額合計　一四五、五九七、一五六

五　伐採價額の十二倍半を以て立木價額と見積り計算したる金額　一、八一九、九六四、四五〇

（備考）伐採年限を大體五十年と見積り、現在立木總數量は一箇年伐採量の五十倍なれども、其の平均年數（二十五年）に相當する立木の單價は、伐採期に達したるものの四分の一を相當と認め、五十倍の四分の一即ち十二倍半を以て、立木の總價額と計算せり。

四　船舶價額調

種別	重量噸數	單價	價額
汽船	三、九五四、一二〇噸	一五〇円	五九三、一一八千円
帆船	九六六、四二一	五〇	四八、三二一
	二九五、〇九三石	四	一、一八〇
計			六四二、六一九

（備考）一、大正九年六月現在に依る。

二、重量噸數は遞信省調査の總噸數を基礎とし、單價は營業稅資料等を基礎として調査せり。

五　家畜價額調

種別	頭數	單價	價額
牛	一、三〇四、三三一頭	一一五円	一四九、九九八千円
馬	一、五六〇、二四二	一〇七	一六六、九四五
山羊	一〇九、六九二	二	二一九
緬羊	三、一九二	二	六
豚	三五九、九九九	一八	六、四七九
鷄	二五、〇九一、五二一	一	二五、〇九一
鷲	三七三、五三六	一	三七三
計			三四九、一一一

（備　考）頭數は農商務統計に依り價格は大正七年中に於ける家畜市場の平均に依る。

六　通貨調

流通貨幣		二一五、三二六千円
同小額紙幣		一八四、八九〇
同兌換券		一、三二一、二六四
計		一、七二一、四八〇
	內 銀行金銀有高	九一六、二七四
差引		八〇五、二〇六
	內 銀行以外の法人所有高	一六一、〇四一（二割）
	調査洩見込高	三六二、三四三（四割五分）
	差引個人所有高	二八一、八二二（三割五分）

（備　考）一、大正九年六月現在に依る。
二、銀行以外の法人所有高・調査洩見込高及個人所有の分の各割合は推定とす。

乙　地租・營業稅の委讓方法

施行當初に於ける一般財產稅は成るべく其の稅率を輕くし、之が爲に其の歲入が現行地租及營業稅の總額に達せざる部分は、當分の間臨機の處置として、地租及營業稅の稅率を平等に低減して、此の兩稅を存續せしめ、財產稅完成の時に於て之を地方稅に委讓すること。

（理由）一般財產稅を創設して、地租及營業稅は直に之を地方稅に委讓するを理想とするも、財產稅の施行の初より其の稅率を高くするときは、或は其の施行の圓滿を害し、又は脫稅の弊害を助長するの虞あり。加之施行當初に於ては、課稅物件調査の完璧を期すること困難なるを以て、歲入の確實を保證すること能はず。故に當分其の稅率を成るべく低からしめ、漸次其の發達を圖るの方針を採り、其の間の歲入不足に對しては、一時的に現行地租及營業稅の幾分を國稅として存續せしめ、財產稅の基礎確實となりたる場合に於て、此の兩稅を地方稅に委讓することとし、地方稅は當分の間從來の通、之に對する附加稅に止むるを可とす。

地租及營業稅は初より全部之を地方稅に委讓し、財產稅の歲入不足に對しては、一時的に特別所得稅を新設して之を補充すべしとの說あるも、一般財產稅の外に、當分の應急策として特別所得稅を新設し、而かも近き將來に於て之を廢止すと云ふが如きは、徒に國稅の制度を混亂せしむるのみならず、全然新なる二個の租稅を同時に實施するは、執行上非常の困難を來さしむることとなり、決して策の得たるものと謂ふを得ず。故に不完全ながらも從來多年繼續し來りたる地租・營業稅を存續し、之に對して財產稅の歲入に相當する金額の減稅を行ふに止むるを可と認む。又創設すべき財產稅の財源を以て、地租或は營業稅の一方を地方稅に委讓するを可とすとの說あるも、此の兩稅は土地と營業との負擔の權衡を圖るを目的とし、兩稅相俟ちて現行直稅制度の體系を成すものなるを以て、假令一時的なりとは云へ、其の一方のみを地方稅に委讓するときは、國稅としての組織を亂雜ならしむるの嫌あるを以て、財產稅の歲入は之を地租と營業稅とに割當て、兩稅の稅率を平等に輕減し、財產稅の歲入增加するに從て、漸次地租・營業稅の稅率を低下せしむるを可とす。而して前項記載の如く財產稅總額七一、九三八千圓にして、此の內より徵稅費約七百萬圓を控除すると

きは、實收額六四、九三八千圓なるを以て、此の金額は現行地租及營業稅の輕減に充つべきものなりと雖、他の國稅整理の結果減額すべきものをも差引するにあらざれば、國稅全體に於て國庫歲入の不足を生ずるを以て、之を控除するの必要あり。卽ち右の金額より他の直接國稅及間接國稅整理の結果に依る差引減稅額三、一六七千圓を控除すれば、殘額六一、七七一千圓にして、地租及營業稅の合計一三八、八〇一千圓（地租七四、一四〇、營業稅六四、六六一）の四割四分五厘に相當するを以て、現行地租及營業稅は、各其の稅率四割四分强を低減して存續するものとす。

（註）財產稅徵收費約七百萬圓を絕對に增加するは、地租・營業稅の一部を國稅として保留する期間中に限る。地租・營業稅の全部を地方稅に委讓したる曉には、之に要する徵稅費約六百三十萬圓は、國費として不用に歸するを以て、差引增加額百萬圓內外となるべし。尤も此の場合に於て財產稅の徵收額が施行當初の倍額となれば、之が爲に市町村交付金略二百萬圓を增加することとなるべし。

丙　當分存續すべき地租・營業稅の整理

國稅として存續すべき地租及營業稅の課稅標準等に付ては左の如くすること。

地　租

地租は現行の儘之を据置き、追て地方稅に委讓する場合に於て改善を加ふること。

（理由）現行地租は其の課稅標準たる地價設定後數十年を經、各地間の權衡を得ざること顯著なるを以て、地價を修正するか又は其の他の課稅標準に依る等、根本的に改正すべしとの說あるも、地租の課稅方法は長き沿革を有し、之を根本的に改正することは容易の業にあらず。而かも早晩地方稅に委讓すべきものなるを以て、此の際國の事業として多大の經費と手數とを費して、之を改善するの要なく、又地租を地方稅に委讓したる場合に於ては、其の地方の財政事情に依り必ずしも各地間の權衡を保持し難かるべきを以て、今日之を根本的に改善統一するの必要なし。寧ろ他日地方に委讓したる曉に於て、各地方狹小なる範圍に適當せる周密なる調査を行ひ、之を改善するを可なりと認む。

營業稅

營業稅は成るべく營業利益を測定するに適當と認むる課稅標準を選擇し、同時に其の種目を成るべく少なからしめ、尙營業利益皆無なる場合に於ける課稅免除の途を開き、左の如く改正すること。

改正要領

一　課稅すべき營業の種類は大體現行法に準すること。

二　課稅標準は大體左の如く改正すること。但し席貸業・料理店業・旅人宿業に付ては、例外として課稅標準中より之を削除すること。

（イ）建物賃貸價格は必ずしも營業の大小・收入の多寡を代表するものに非ざるを以て、原則として之を存續すること。

（ロ）從來建物賃貸價格及從業者のみを課稅標準としたる營業に付ては、收入金又は資本金をも課稅標準とし、營業利益の多寡に適應せしむること。

（ハ）物品販賣の賣上金は、現行法に於て賣上金に對する稅率を甲・乙に區分しあるも、其の種目中不適當と認むるものあるを以て、之を相當に整理すること。

（ニ）課稅最低限竝資本金計算方法に付ても相當調査すること。

（ホ）其の他各業に付、以上各號の趣旨に準じ適當なる改善を加ふること。

三　現行法に於ける課稅標準額が前年の半額に達せざる場合の減損更訂の制度は之を存續し、別に其の年に於ける營業利益皆無なる場合に於ては、稅金を全免するの制度を設くること。

四　課稅手續

（イ）課稅標準の調査に付ては、現行調査委員の外同業組合其の他各種の組合等の意見を徵するの制度を設け、以て直接納稅者との折衝を少なからしむること。

（ロ）實地に就き調査するの必要ある場合は、高級の稅務官吏を以て之に充つるの組織とし、且祕密漏洩に對し嚴格なる制裁を設くること。

（ハ）誠實なる申告を奬勵し、成るべく其の申告を尊重するの方針を採ると同時に、無申告者又は不正申告者に對しては、相當の制裁規定を設くること。

五　調査・決定・徵收・納期等

現行法の通。但し調査委員及審査委員等の制度は、大體改正所得稅法に準じ之を改むること。

六　稅率は以上各項に依り調査したる課稅標準に對し、總稅額を適當に配分したるものとすること。

（理由）營業稅も亦地租と同じく、新設すべき財產稅完成の際に於て、全部之を地方稅に委讓すべきものにして國稅として存續するは過渡期に於ける一時的の方便に過ぎざるを以て、當分之が修正を爲すの必要なきが如しと雖、營業稅に於ては之を改善せむが爲に、地租の如く多大の經費を要することなきのみならず、本稅は其の制定以來非難多く、殊に近來は其の全廢又は改善の聲一層高まり、政府又は議會に對する建議請願等の狀況に鑑みるも、苟も一般稅制の根本的整理を爲さむとする場合に於ては、假令一時的に國稅として存續するに過ぎずと雖、之に對し何等の改正を加へずして之を存置することは、不穩當なりと認む。而して本稅改正の主要問題は、其の課稅標準を如何にすべきやにあり。今之を大別すれば

甲　現行課稅標準を全廢し、各業とも其の所得を課稅標準とするの說。

乙　現行課稅標準を全廢し、各業とも其の資本を課稅標準とするの說。

丙　所得及資本の兩者を課稅標準とするの說。

丁　本案の如く現行法に相當修正を加ふるの說。

甲說に依れば、營業稅をして所得調査上の缺點を補充するの特質を失はしむるのみならず、一般所得稅と重複課稅の形となり、且つ營業に付てのみ所得課稅主義とするときは、土地に對する課稅と權衡を失すること云ふ現行法の非難を除くことを得べし。故に本案の如く改正するを適當とす。要するに營業稅に付ては、其の性質に鑑み又其の非難の點をも參照して、各種の改正案を樹て、周密なる研究考査を盡したるも、各一利一害あり、結局丁案の如くするの外他に良案なきものと認めたり。

二　其の他の直接稅の整理

甲　廢止すべきもの

イ　通行稅

通行稅は之を全廢すること。

（理由）（イ）今日の社會狀態に於ては汽車電車又は汽船を利用する者が之を利用せざる者に比し必ずしも特別の擔稅力ありと認め難きのみならず自動車を利用する者に課稅せずして電車を利用する者に課稅すと云ふが如き不權衡を生じ而も此の不權衡を矯正せむが爲自動車を利用する者に對しても通行稅を課せむとするも自動車の營業用たると自用たるとを問はず其の通行の距離及度數等に應じ適當の課稅を爲すことを能はざる等徵稅手續に困難あるを以て實行殆んど不可能なり。

（ロ）其の課稅範圍に付ても汽車電車又は汽船の乘客なる以上は無資產階級の者と雖又如何なる短距離の通行と雖之を除外することなきが故に多數者に對しては比較的負擔苛重に過ぐるの感あり。現行法は此の點に鑑み或は賃金の等級區分に依り又は距離の長短に應じ稅額の差等を設け其の負擔力に應ぜしむるが如き形式を採れりと雖其の實際に於ては十哩又は十海里未滿の通行者に對する稅額は總額の七割以上を占め又一二等乘客の納稅額甚だ僅少にして三等乘客の納稅するもの稅額の約九割に相當する實況なるが故に本稅は事實上下層階級者に對する課稅なりと謂ふ非難を免るる能はず。

（ハ）右の非難を除かむが爲に短距離又は下級の乘客に對する課稅を免除して本稅を存續すべしとの說なきにあらずと雖之を除外するときは現在歲入の大部分を失ひ財政上全く本稅存續の理由を失ふものと謂はざるべからず。故に寧ろ此の際之を全廢するを可と認む。

ロ　賣藥營業稅

賣藥稅法中賣藥營業稅は之を廢止し、營業稅法の製造業として課稅すること。

（理由）現行賣藥營業稅は藥劑一方每の製造定價總額に依り稅額を定むるが故に例へば一箇年の製造定價總額等しく五千圓なりとするも藥劑一方のみなる場合の稅額二十二圓なるに一方五百圓のもの十方にて五千圓となる場合の稅額七十圓となるが如き結果を生じ又一方十萬圓以上のものにありては其の製造高如何に多額なるも十萬圓のものと同一の負擔に止むるが如き不公平を生ず。故に之が改正を行ふの必要あり。而して此の點の改正は現行法の修正に依り之を改善し能はざるにあらずと雖元來賣藥製造業は他の一般の製造業と其の性質異なる所なく之に對して獨立の稅目を設け置くときは普通の製造業と負擔の公平を失するの缺點あるを以て寧ろ此の機會に於て賣藥營業稅は之を廢止して營業稅法を適用することに改むるを可とす。

營業稅法に依り課稅する場合の稅額見込

現行賣藥營業稅額（九年度實額）　八〇、二八五円

差引減額　三一〇、五八五

二三〇、三〇〇

乙　改正すべきもの

イ　相續稅

一　相續稅は大體現行法の組織の儘之を存置すること。

（理由）相續稅は本邦特有の美風たる家族制度の趣旨に反するの嫌あり加之財產稅を創設して財產所有者に對し特別の課稅を爲す場合に於て尙此の稅をも存置するは財產に對する課稅重きに過ぐとの感を生ぜしむるの處あり。此の點より之を觀れば寧ろ相續稅を廢止するは所謂稅制整理の目的に副ふが如く認めらるるも元來相續稅が家族制度を破壞するの處ありや否やは其の課稅の程度如何の問題にして負擔すべき稅額が多大に失することなく卽ち家產を侵蝕して一家の存續に不安を來さしむるが如き程度に達せざる限りは決して家族制度の趣旨を沒却するものと謂ふべからず。又財產稅を創設するは一定の財產を所有するの事實が擔稅力を表示するものなりと謂ふの趣旨に出づるものなるも相續稅に在りては相續と云ふ偶然の事實に因り一時に多額の財產を取得し經濟上に於ける地位を增進するものなるが故に其の相續人に相當の擔稅力ありと爲すものにして此の兩稅は全く課稅の目的を異にするものなるを以て財產稅を創設するが爲に相續稅を廢止すべしと謂ふの理由なし。又現行法は數次改正の結果最早顯著なる缺點も認められざるを以て第三

項以下に記載したる改正を加ふるの外は、總て現行の通として之を存續せしむるを可と認む。

二　稅率は之を据置くこと。

（理由）相續稅は創設以來明治四十三年及大正三年に於て、其の稅率を輕減して創設當時の半額以下に低下せしめたるが爲、相續に對する登錄稅を加ふるも、尙賣買又は贈與の場合に於ける登錄稅に比し、著しく輕き負擔を爲すに過ぎざるを以て、之を相當に引上ぐることも一應理由ありと認めらるるも、其の稅率を高くするときは動もすれば家族制度破壞の非難を招き易く、又財產稅を創設して尙相續稅の稅率を引上ぐるときは、納稅者をして負擔加重の感を懷かしめ、財產稅の創設を困難ならしむるの虞あり。加之家族制度に對する影響等を慮り、旣に前後二回に涉り減稅を爲したるに拘らず、其の後特殊の新事實も發生せざる今日に於て、再び其の稅率を引上ぐるが如きは、穩當を缺くの嫌なきにあらず。故に少くとも此の際は之が引上を爲さざるを穩當と認む。

三　現行法第二十三條に依り遺產相續と看做すべき贈與は、推定相續人に對するもののみに限るも、其の以外の親族に對して爲したるものをも課稅すること。

（理由）推定相續人以外の者に對する贈與に課稅せざるときは、一旦推定相續人以外の親族に贈與し、更に推定相續人に贈與するの手續を取るものに課稅し能はざるを以て、本條の目的を充分に貫徹せしむることを得ず。故に推定相續人にあらずと雖、自己の親族に對し贈與したるものには課稅するを可とす。

元來推定相續人以外の親族に對する贈與迄も、之を遺產相續と看做すは穩當ならず。而も其の目的は脫稅防止の爲なりとせば、寧ろ進んで親族以外の者に對し贈與したる場合と併せて、之を獨立の贈與稅とするを可とすとの說あるも、現時本邦の社會狀態に於ては、他人に對して單純に贈與を爲すが如きもの極めて少かるべく、又遺產贈與の手段として、全く親族關係なき他人に贈與して之が仲介と爲さしむるが如きも亦稀有なるべく、況んや贈與に課稅するとせば其の贈與の目的に應じ例外を必要とし、又は贈與の內容に依り可否の疑問を生ずるもの多々あるべく、此等の點を考慮すれば、此の際一般贈與稅を設くるの必要なしと認む。又親族に對する贈與を本條に規定せむとするは、特に贈與稅を課するの趣旨に出づるものにあらずして、脫稅を防がむとするの精神に外ならざるを以て、相續稅法中に之を規定するも、敢て不當にあらずと認む。

四　不動產及船舶の贈與に對しても、現行法第二十三條に依り遺產相續と看做し課稅すること。

（理由）現行法は不動產及船舶の贈與に對し高率の登錄稅を課するの必要なしとする主義を採れるも、其の稅率餘りに高きが爲か、事實上贈與の場合に於ても、賣買其の他の名義を以て登錄を爲し已むを得ざる場合の外贈與として登記し、高き登錄稅を納むる者極めて少きを以て、立法の目的を達する能はざる現狀にあり。而して假に登錄稅に於て漏れなく高率の課稅を爲し得るものとするも相續稅に於ては累進稅率を適用しあるに拘らず、比例稅たる登錄稅と差引して可なりと認め置くは、立法上不公正なり。若し此の主義を是認せむか、一般相續の場合に於ても、不動產に對しては單に登錄稅を課するに止むべく、特別の手數を加へて相續稅を課するの必要なしとするの結論を生ずるに至るべし。故に本案の如く之を改正するを可とす。

五　船舶の價格は時價により計算すること。

（理由）現行法には法第四條に於て特別の計算方法を規定するが故に、實際の價格に副はざるもの多し。今日に於ては船舶の時價を見積ること敢て困難ならざるを以て、機械的の算出に依らず、時價に依り計算するを可とす。

六　以上各項整理の結果增加すべき稅額不明なるも、登錄稅の減少と差引して大體增減なきものと認む。

㊁　登錄稅

一　遺言·贈與其他無償名義に因る不動產及船舶の所有權取得中、親族間の贈與に對する稅率は、遺

産相續に因る各所有權の取得と同程度の稅率に低減し、親族以外の者に對する贈與に付ては、普通賣買等の登錄稅より若干其の稅率を高むること。

（理由）現行法に於ては、推定相續人に對する動產の贈與に付ては、相續稅法の規定により相續と看做して課稅するも、不動產及船舶の贈與に對しては課稅せず。其の代り登錄稅に於て、其の價格の千分の六十の稅率を以之に課稅し、事實に於ては相續稅を課したると同結果を來さしむることになり居るも、相續稅整理案の如く、不動產及船舶と雖親族に對し贈與を爲したるものは、總て相續稅を課することに改正する方適當と認め、別に其の案を立てたり。從て登錄稅は同法中の遺產相續に因る所有權の取得に對して課する稅率と同樣の課稅を爲すことに改め、尙親族以外の者に對する贈與は、普通賣買等より若干其の稅率を高むるを適當と認む。

二　現行法中不動產及船舶等の賣買に因る所有權取得の場合に於ける登記價格は、事實上實際の賣買價格より低しと認めらるるを以て、其の實際價格の登記を勵行せしむると同時に、其の稅率を相當低減すること。

（理由）現行法中不動產及船舶の賣買竝贈與に因る所有權取得の稅率は、過重の嫌ありて、動もすれば不正の申告を爲し、課稅價格を隱匿し、以て事實上脫稅を圖るもの尠からず。殊に財產稅設定後に於て、財產稅の課稅價格と登錄稅の課稅價格とに著しく差違を生ずるは妥當ならざるを以て、登錄稅の課稅價格も亦財產稅の如く時價卽ち實際賣買價格に依らしむることとし、之と同時に之に因りて生ずべき登錄稅增收の範圍に於て、其の稅率を相當低減すること。

（註）登錄稅の整理に關聯し、地方稅中不動產取得稅の整理を要するものあり。本稅の稅率は各府縣の情況により課稅率を異にすると雖、地方に依りては府縣、市町村稅を通じて、不動產價格の千分の三十二と云ふ如き、高率の課稅を爲すものあるを以て、登錄稅稅率の輕減を爲すときは、之との權衡上不動產取得稅の稅率も亦相當輕減を爲すことに考慮の要ありと認む。

三　其他現行法中各種の登錄に對し、課稅上不權衡と認むるものに付ては、追加若は增減稅を爲すこと。

四　登錄稅の脫稅防遏策として、制裁の規定を設くること。

（理由）現行法に於ては何等の規定なきを以て、脫稅を圖るもの尠からず。況んや今後課稅價格の充實を勵行せむとせば、一層相當の制裁規定を置くの必要ありと認む。

（註）財產稅創設の結果、財產稅の課稅價格と登錄稅の課稅價格とに著しく差違を生ずるは妥當ならざるを以て登錄稅課稅價格の決定に付ては、司法省は、大藏省と協議を遂げ、之が統一を期する必要ありと認む。

五　以上各項整理の結果、稅額多少減ずべき見込なるも、相續稅の增加と差引して大體增減なきものと認む。

ハ　鑛業稅

現行鑛業稅中鑛產稅の稅率は之を半減し、鑛區稅は現行法の通存置すること。

（理由）鑛業稅は鑛產稅と鑛區稅とに區分せられ、鑛產稅は產出鑛物の價格を標準として之に課稅し、鑛區稅は鑛區の坪數を課稅標準として之に課せり。而して鑛業稅の性質を以て全然收益稅なりとせば財產稅を創設せむとするも亦當然なりとの說あるべきも鑛業稅は單に收益稅の性質のみを有するに止まらず、鑛業權者に對して鑛物の採收に付國家が特に獨占的權利を與ふるものなるを以て、鑛區稅は勿論鑛產稅の一部分は共に、特許稅の性質を有するものと認む。故に鑛產稅中收益稅の部分に對しては、之を免除する意味に於て、鑛產稅率を相當低減すること必要なるべきも、他の特許稅の性質を有する部分及鑛區稅は、之を存置すべきものと認む。而して其の收益稅の部分が果して何程なるや明確ならざるを以て、此の際に於ては現行鑛產稅額の二分の一を輕減して、之を地方稅に委讓すること。

ニ　所得稅

現行所得稅法は最近根本的改正を加へられたるを以て、大體に於て改正を要する點少しと認むるも、二三研究を要する事項なきにあらず。卽ち左の如し。

（イ）法人と個人との課稅方法を異にする結果、近來資產家中所得稅の輕減を主たる目的として、財產保全會社を設立するもの少なからざるが如し。此の點を改正して課稅の公平を期するの方法なきや。

（ロ）銀行定期預金利子に對し第二種所得稅を課し、其の他の銀行預金利子には第三種所得稅を課するの組織なれども、實際上に於ては定期預金以外の預金の利子に付きては、課稅せらるるもの皆無と云ふも過言に非ざる情況なるを以て、定期預金以外の預金に對してのみ課稅するの結果となり、從て近來實質上定期預金なるに拘らず、種々の手段を講じて定期預金に非ざるが如き形式を採り、以て所得稅の逋脫を圖る者甚だ多きを認む。此の弊害を矯正して負擔の公平を圖る必要なきや。

（ハ）第二種所得の稅率稍〻低きに過ぐる感あり、之が爲に法人が增資の代りに社債を發行して、第一種及第三種所得稅を免れむとする傾向なきにあらず。故に社債に對する稅率を引上ぐるか、又は進んで第二種所得稅を廢して、個人に綜合課稅するの必要なきや。

以上各項は何れも相當研究を要する事項なるも、改正所得稅法は實施後日尙淺きを以て、少くとも今後一二年を經過したる後に非ざれば、之が改正を確定的に論結し難し。故に此の際は成るべく改正を見合せ置くを可とするが如し。然れども（イ）及（ロ）に記載したる事項の如きは、其の弊害顯著にして、到底此の儘に放任し難しと認めらるるを以て、左記各項の改正を加ふること。

一　財產保全會社の留保金については左の如く改正すること。

（イ）法人にして、其の事業の性質より觀察して必要ありと認むるときは、其の金額は其の出資額に應じ之を配當したるものと見做して、各個人に綜合課稅すること。

（ロ）前項必要なる留保額の程度は大藏大臣之を認定すること。

（ハ）右の認定に對し不服ある者に對しては行政訴訟を許すこと。

二　銀行預金（貯蓄預金を除く）に對しては總て第二種所得稅を課すること。

丙　改正せざるもの

イ　砂鑛區稅

現行法の通存置すること。

（理由）本稅は明治四十三年の制定に係り、施行後逐年砂鑛區域を減少し、又砂金採取高も著しく減ずるに至り、鑛業の發達を阻害するものと認めらるるのみならず、稅額僅々一萬餘圓に過ぎざるを以て、寧ろ之を廢止するを可なりと謂ふものあるも苟も財產稅を創設する以上は鑛業稅中の鑛區稅と同一理由に依り、本稅は尙存置するの要ありと認む。

ロ　兌換銀行券發行稅

現行兌換銀行券發行稅は、一定制限內の保證準備發行に對するものと、制限外發行に對するものとに區分せらる。前者は兌換券の發行を爲し得る特權より生ずる特別の收益に課稅せむとするものにして、其の發行高に對し一箇年千分の十二半の稅率を適用し、後者は寧ろ兌換券發行高の調節を圖るを主たる目的として、其の稅率を稍〻高くせり。卽ち制限外發行高に對し百分の五を下らざる範圍

に於て、其の時々大藏大臣之を定むるの制を採れり（現在百分の七）。

課稅の根據以上の如くなるを以て、本稅は將來と雖之を存續せしむるの必要あり。而して其の稅率は本稅の目的及外國の立法例等より勘案し、大體相當と認めらるるを以て、現行法の通據置くを可と認む。

ハ　狩獵免許稅

政府に於ては狩獵法の全體に付根本的改正の計畫ある趣なるを以て、狩獵免許稅も其の際合せて研究せらるべく、今回は之が改廢を爲さざるを相當と認む。

第二　間接國稅整理案

間接國稅の整理に關しては、大體の方針として消費稅に付ては、成るべく生活必需品に對する課稅を避け又は輕減し、主として奢侈品に課稅するの主義を採り、以て現行消費稅中廢止すべきものの有無を調査したり。尙又消費稅の課稅方法に付ても、製造課稅と引取課稅、從量稅と從價稅、消費稅と專賣、其の他稅率、納期、取締方法等を調査し、尙進むで現行稅との權衡上又財源として必要上、新稅の創設を要するものの有無をも調査し、又消費稅以外の間接稅に付ても、各其の內容に付詳細なる研究を遂げ、以下各項に記述する如き結論を得たり。

甲　廢止すべきもの

イ　醬油稅、自家用醬油稅

醬油稅及自家用醬油稅は之を廢止すること。

（理由）醬油稅及自家用醬油稅を現行の儘存置するも可なりと認めらるる事由あり。卽ち醬油は必ずしも國民の生活上の必需品と稱し難きのみならず、醬油稅は數十年來課稅し居れども、其の間格別非難の聲を聞かず、而も歲入約五百萬圓を算するが故に、好箇の財源たるを失はず。依て之を存置するも可なるが如しと雖、左記理由に依り廢止すべきものと認む。

（イ）醬油に對する現行の課稅は必ずしも重しとせざるも、醬油は我國民生活上の日用品にして、如何に貧者と雖、或程度の數量は之を消費するの狀態なるが故に、之に對して課稅するは、假令輕稅なりと雖不可なり。

（ロ）醬油に課稅する以上、之と權衡上略、醬油と效用を同ふする味噌其の他の調味料にも、課稅せざるべからず。而も此の如きは事實實行上困難なるが故に、寧ろ醬油稅を廢止するを可とす。

（ハ）既に醬油稅を廢止する以上、自家用醬油稅も亦當然之を廢止せざるべからず。何となれば自家用醬油は、農民が其の收穫に係る豆麥を原料として製造し、自家の需要を充たすに過ぎざるものなればなり。

ロ　石油消費稅

石油消費稅は之を廢止するを相當と認む。

（理由）（イ）燈火用石油の消費は電氣、瓦斯の發達に伴ひ年次其の需要減縮し、今や一部下層階級又は山間僻地に限らるるの狀況にして、大體に於て本稅は細民の負擔に歸すること。

（ロ）石油消費稅を存置する以上は、石油と同一用途に供せらるる電氣、瓦斯に對しても、一樣に課稅を爲すに非ざれば、負擔の衡平を得ず。然れども電氣、瓦斯に對する課稅に付ては、(一)動力用と燈火用とを問はず總て課稅するときは、著しく工業の發達を阻碍すべく、(二)若し之を區別して燈火用のみに課稅せむとするも、其の工業用に使用せらるるものとの消費量を區別すること頗る困難にして、殆んど不可能なるべく、(三)又若し供給者の徵收する料金額を標準として課稅することとせば、各供給者毎に其の料金を異にするに因り、稅金の負

擔を不公平ならしめ、且つ自家用消費には課稅せざるの結果を生ずべく(四)又電燈に在りては電球の燭光に應じ課稅し、瓦斯に在りてはマントルの使用數に應じ課稅することとするも、共に使用者の脫稅を多からしむるのみならず、前者に在りては臨時取付の裝飾燈等の調査の困難あり、後者に在りては瓦斯ストーブ其の他煮沸消費量との區別を爲すこと困難なるべきが故に、電氣、瓦斯に對しては今遽に課稅し難きものなること。

(ハ)　本稅の收入は逐年減少の趨勢に在りて、現に其の歲入は百萬圓に滿たざるが故に、財源としても重要なるものに非ざること。但し本稅は一石當り一圓にして、之を其の卸賣價格約五十圓又は小賣價格約七十圓に對し、僅に百分の二又は百分の一・四に過ぎざる輕稅にして、且從來格別苦情なき租稅なるを以て、假令收入額少きも財政逼迫の今日、之を廢止するの要なしとの說あるも、稅制の根本的整理を爲さむとする際に於ては、本稅の如きは前述の理由に依り廢止すべきものと認む。

ハ　賣藥印紙稅

賣藥印紙稅は之を廢止すること。

(理由)　賣藥印紙稅は之を存置するも可なりと認めらるる事由あり。卽ち左の如し。

(イ)　賣藥は醫師の指揮を俟たずして、自己の病症に適應するものを選用し得るが故に、醫師の診療を受くるに比し甚だ輕便なり。從て之に對し從價一割程度の輕微なる課稅を爲すは敢て不當にあらず。

(ロ)　先進諸國に於ても現に相當課稅し居れり。

(ハ)　賣藥印紙稅は明治十五年以降課稅し居れるも其の間大なる非難の聲を聞かず。之れ消費者に大なる苦痛を與ふることなきに因るものなるが故に徒に理論に趨りて八百萬圓の收入を拋つは、財政上容認し難し。然りと雖も左記事由に依り、右は廢止するを相當と認む。卽ち

(イ)　賣藥は僻地の住民又は下層階級等にして、醫師の診療を受くること能はざる者に多く使用せられ、且一般國民に對しても保健又は治病上相當必要のものなるを以て、之に課稅するは不可なり。

(ロ)　賣藥とは藥品の效能用法用量を附記し、醫師の指揮を俟たずして之を使用せしむることを目的として賣するものを謂ひ、新藥新製劑とは其の效能用法用量を附記することあるも、其の記述專門的にして、主として醫師又は醫師の指揮を受けたる者をして使用せしむることを目的として、發賣するものを謂ふも、其の疾病を醫することを目的とする點に於ては、彼此差異あることなきに拘らず、現在に於ては賣藥にのみ課稅し新藥新製劑には課稅せざるが爲兩者の間に課稅の衡平を失す。依て若し賣藥に對する課稅を存續するものとせば、當然新藥新製劑に對しても課稅し、更に新藥新製劑とも課稅せざるべからず。然りと雖も斯くの如きは到底實行不可能なるが故に、寧ろ賣藥に對する課稅を廢止するを相當と認む。

(ハ)　賣藥は代金の回收に相當時日を要する爲、其の間當業者は印紙稅金を立替へざるべからざるが如き不都合あり。

依て賣藥印紙稅は之を廢止するを相當と認む。

乙　改正すべきもの

イ　酒造稅・麥酒稅・酒精及酒精含有飮料稅

一　酒稅課稅の制度に付ては現行の儘據置くを可とするも、稅率は稅制整理に因る歲入減補塡の必要上、左記の通增率すること。

酒類	一石に付三十二圓
第一種　酒精分二十三度以下の濁酒	
第二種　酒精分二十三度以下の淸酒・白酒、酒精分三十度以下の味淋・燒酎	

一石に付三十五圓

第三種　酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎

前號の金額に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓三十五錢を加へたる金額

第四種　酒精分二十三度を超ゆる濁酒・清酒・白酒・酒精分三十度を超ゆる味淋及酒精分四十五度を超ゆる燒酎

酒精分一度毎に一圓六十錢

麥酒

一石に付二十圓

酒精及酒精含有飲料

一石に付三十七圓

酒精分一度毎に一圓六十錢

（備考）

酒稅率對照表

種別		現行稅率	改正稅率	增稅歩合
酒	第一種　酒精分二十三度以下の濁酒	一石に付 三〇・〇〇圓	一石に付 三二・〇〇圓	〇・六七倍
	第二種　同　清酒	同 三三・〇〇	同 三五・〇〇	〇・六一
	第二種　同　白酒	同 三三・〇〇	同 三五・〇〇	〇・六一
	第二種　同　味淋	同 三三・〇〇	同 三五・〇〇	〇・六一
	第二種　同　燒酎	同 三三・〇〇	同 三五・〇〇	〇・六一

種別		現行稅率	改正稅率	增稅歩合
酒	第三種　同三十度を超え四十五度以下の燒酎	同二十三度を超ゆる濁酒 酒精分一度毎に 一・五〇圓	同上一圓三十五錢を加ふ 酒精分一度毎に 一・六〇圓	〇・六七
	第四種　同　清酒	同 一・五〇	同 一・六〇	〇・六七
	第四種　同　白酒	同 一・五〇	同 一・六〇	〇・六七
	第四種　同三十度を超ゆる味淋	同 一・五〇	同 一・六〇	〇・六七
	第四種　同四十五度を超ゆる燒酎	同 一・五〇	同 一・六〇	〇・六七
麥酒		一石に付 一八・〇〇圓	一石に付 二〇・〇〇圓	一・一一
酒精及酒精含有飲料		酒精分一度毎に 但し三十五圓の割合を下ることを得ず 一・五〇圓	酒精分二十三度以下一石に付 三七・〇〇圓 酒精分二十三度を超ゆるもの酒精分一度毎に 一・六〇圓	一石三十五圓に對し酒精分一度當 〇・五七 〇・六七

（理由）現行酒造稅法・麥酒稅法・酒精及酒精含有飲料稅法を統一して酒稅法と爲し、酒類の區分を釀造酒・蒸餾酒・再製酒に大別し、此の三者に對し權衡を得る樣稅率を相當に改正することも亦考究すべき一案なり。其の理由左の如し。

（イ）現在酒類に關する稅法は酒造稅法・麥酒稅法・酒精及酒精含有飲料稅法の三者に分れ、各稅率・納期を異にする爲負擔の權衡を失し、又取締規定の如きは同一事項を各稅法に規定せる爲甚だ煩雜且不便なり。依て之を整理統一するを可とす。

（ロ）現在酒造稅法は其の適用を清酒・濁酒・白酒・味淋・燒酎に限り、而して此等の酒類の定義を細密に規定し、多少にても右定義に該當せざるものは、悉く酒精含有飲料として別箇の稅法を適用する爲、定義と異なれる原料又は方法を以て酒類を製造するときは、其の製品は定義に從て製造したるものと實質上殆んど同じきに拘

らず、酒精含有飲料として二圓だけ多額を課稅せられ、負擔の權衡を失するのみならず釀造上科學の應用自由ならず。從て釀造技術の改善進步を阻礙し、且原料の利用經濟的ならざることあり。依て酒造稅法の定義を撤廢し、酒稅の課稅區分を酒類の製造方法に從ひて釀造酒、蒸餾酒、再製酒と爲すと同時に、各種類の稅率を權衡を得る樣適當に改正するを可とす。

然れども右に對し左記の如き不都合あり。

（イ）各酒稅法を統一して酒造稅法の定義を撤廢し、總ての酒類を其の製造方法に依りて分類し釀造酒、蒸餾酒、再製酒と爲すは頗る便利なるが如しと雖も、釀造酒、蒸餾酒、再製酒とは如何なるものなるかに付ては、依然定義を設けざるべからず。而して其の定義を明確に區分規定すること難きが故に、實際の課稅に當りては釀造酒なりや、蒸餾酒なりや、將た再製酒なりやに付疑問を生じ、折角現行稅法の定義を撤廢したる效果を收め得ざるに至るべし。

（ロ）酒造稅法の定義を撤廢して各酒類原料の制限を解くに於ては、現行法上燒酎原料と爲さざる糖蜜を以て製造したる酒類も亦燒酎と同一に課稅せらるべし。然るに糖蜜は甘藷に比して價格頗る廉なるを以て、法律改正後は燒酎原料として廉價なる糖蜜のみを使用して、甘藷を使用せざるべく、從て甘藷の價格を暴落せしめ、甘藷耕作地方の農民に打擊を與ふるのみならず、現在約七千を算する在來の燒酎業者は漸次其の生業を失ふに至るべし。

（ハ）現行酒稅率の酒類に依りて異れるは夫々沿革を有し、下層階級者の飲料に對し特に稅率を輕減する等、各相當理由を有するものにして、最も權衡を得たるものなり。從て之を改正するに於ては却て權衡を失するに至るべし。

（ニ）現行酒稅の納期は、酒造稅法の酒類に付ては製成後長きは十七ヶ月目、麥酒、酒精及酒精含有飲料は何れも製成の翌月なるも、各種酒稅法を統一し、各酒類の定義を撤廢して之を三種に分類する以上、納期も亦各酒類を通じて全く同一と爲すか、又は三種類別に定むるの外なきも、斯くては各酒類に付き其の納期を不當に繰上げられ、又は繰下げらるるものを生ずべし。

（ホ）現在清酒、味淋燒酎に付ては滓引減量又は貯藏減量を控除したる殘石數に對して課稅しつつあるも、定義撤廢の結果は清酒、味淋燒酎の範圍明確を缺くに至るを以て、全然此等の酒類に對する控除を廢止するか、然らざれば滓引減量又は貯藏減量を生ぜざる酒類に對してまで、一樣に控除を爲さざるべからざるに至り、不衡平なる結果を生ずべし。

（ヘ）現行法に依れば酒造稅法上の酒類と麥酒竝酒精及酒精含有飲料とは、各其の造石稅の納期を異にせる爲、其の納稅擔保に關する規定も亦著しき相違あり。卽ち酒造稅法に依る酒類に付ては、査定後十數ヶ月に渉りて造石稅の納付を猶豫する爲納稅保證物を提供せしめ、又麥酒、酒精、酒精含有飲料に付ては、査定の翌月中に納付するの制度なるを以て、何等の保證物を徵せず。然るに各酒稅法を統一する以上は、納稅擔保に關する規定をも統一せざるべからざるも、前記の如く納期の統一困難にして、從て納稅擔保に關する規定の統一も亦頗る困難なり。

之を要するに酒稅に關する各種の稅法を統一して、其の酒類の區分竝稅率を改正するは、理想としては可なるべきも、各種の稅法は夫々特殊の沿革を有するが故に、其の實行甚だ困難なるのみならず、强て之を統一せむとせば、前揭の如き種々の不都合あるを以て、寧ろ大體に於て現行の通之を据置くを適當と認む。

前述の如く酒稅は此の際改正の必要を認めざるも、直接稅間接稅全般に涉る稅制整理の結果、歲入約千二百萬圓の減少を來し、而して之が補塡財源は、之を比較と認めらるるに依り、其の稅率を本文記載の通改正せむとす。

而して各酒類、麥酒、酒精及酒精含有飲料に對する現行稅率は、大體に於て衡平なるを以て、增稅の割合も總て之を一率と爲すことと爲せり。尤も算出の結果生じたる圓位又は十錢位未滿の端數に付ては、徵稅上の手數を增加せざらむが爲に總て之を圓位又は十錢位に切上げたり。其の結果偶、各酒類の增稅割合に、多少の差異を生ずるに至りたりと雖、深く考慮する價値なしと認む。唯麥酒は其の增稅割合を酒類と略同一にせば、一石

當の稅率十九圓となるも、麥酒は比較的負擔力ある者によりて飲用せらるるのみならず、現在其の稅率低きを以て、之を二十圓に引上ぐるも不當にあらずと認めたり。

二　課稅方法は現行造石稅制度を維持すること。

（理由）清酒・濁酒・白酒・味淋・燒酎・麥酒・酒精及酒精含有飲料に對する現在の課稅方法は造石稅制度にして、總て此等の酒類の製成を終りたるとき其の石數を查定し、該石數を標準として一定稅率を以て課稅する制度なるが、その不可なる點を擧ぐれば

（イ）現行造石稅制度は酒類製成のとき之を查定し、其の石數を標準として課稅する爲、製成後販賣するに至るまでの貯藏減量等、卽ち消費せられざる數量に對してまで課稅することとなり、消費稅の本質に反す。

（ロ）造石稅制度の結果として、一旦酒類の製造を了りたる以上は、之が販賣の遲速に拘らず、一定時期に稅金を納付することを要するが爲、新酒販賣を主とする者と古酒販賣を主とする者との間に甚しき不衡平あり。卽ち前者は納期前に製造酒の大部分を販賣し、從て販賣代金と共に收受せる稅金は、或期間之を利用し得るに拘らず、後者は之に反して稅金を立替納付せざるべからざるが如き不都合あり。

（ハ）酒造稅の納期は年四回にして、每一回總稅額の四分の一宛を納付すべきを以て、當業者は一時に多額の稅金の調達を要し、殊に納期の半數は會計年度末二月・三月と連續するが故に、一方に於ては政府は國庫金の運用上不便多く、他方に於ては酒造業者は時恰も酒造資金の最需要期に際するを以て、納稅金の調達上頗る苦痛を感ず。

等の理由を以て、造石稅制度に代ふるに左記方法の庫出稅制度を採用せむとする案あり。

（イ）製造時期に關係なく、現實酒類を販賣する爲倉庫より搬出する都度、其の石數を查定し之に課稅すること。從て政府の查定を受けざれば庫出を爲すことを得ず。但し貯藏中の檢酒其の他必要の場合は收稅官吏の立會を求むること。

（ロ）前月中の庫出石數に對する稅金を翌月徵收すること。但し稅金に相當する擔保を徵して、一定期間（例三

ケ月）の延納を認むること。

而して庫出稅の長所左の如し。

（イ）庫出稅は庫出石數卽ち販賣石數を課稅標準と爲すが故に、造石稅の如く貯藏減等に對してまで課稅するが如き不都合なく、最も消費稅の本質に適す。

（ロ）稅金は庫出の翌月之を徵收するが故に、當業者は不當に稅金を利用し、又は稅金の立替を要するが如きこととなきは勿論、一時に多額の稅金を調達せざるべからざるが如き苦痛なく、政府も亦國庫金運用の圓滑を期し得べし。尤も酒の販賣代金は必ずしも販賣の翌月回收せらるるものにあらざるも、稅金に對し擔保延納の制度を認むる以上は妨なかるべく、又延納稅金は順次に之を納付するが故に、當業者は同一擔保を數回利用し得べく、從て一時に多額の稅金を調達するの要なし。

（ハ）庫出稅は現行酒類造石稅の如く、稅額の約五分の一に過ぎざる擔保を以て、稅金の納付を長きは十七ケ月に涉りて猶豫するが如きことなきを以て、國庫は滯納に因る缺損を免れ得べし。

右の如く庫出稅は相當理由ありと雖も、又一面に於ては左記の如き缺點あり。

（イ）庫出稅制度を採用する場合に於ては、卽に酒類の庫出を爲し以て脫稅を圖る者無きを保し難きを以て、相當取締の必要あるも、多數の容器各個に政府が封緘を施す如きことは到底不可能なるを以て、酒の貯藏倉庫を完全ならしめ、之に對し政府が鎖鑰を施すを最も便利とするも、現在の酒造倉庫は概ね之に適せざるを以て、改築を要すべし。

（ロ）酒類は製成後に於て腐敗し易く、殊に清酒に於て其の危險最も多きを以て常に注意を加へ檢酒を爲す必要あるも、其の都度收稅官吏の立會を求めざるべからざる爲、自然檢酒不行屆となりて、腐敗に陷るものを增加すべし。

（ハ）庫出稅と爲すときは、庫出の都度收稅官吏の立會を要するを以て、取引の敏速を妨げ、遂に商機を逸せしむることあるべし。

（ニ）造石稅制度に於ては酒類の製成を終るまで監督を要するに止まるも、庫出稅に於ては其後尙酒類の賣盡さるる迄檢査監督を要するを以て、官民相互に煩累なるのみならず、政府は爲に徵稅費の增加を來すべし。庫出稅は以上の如き缺點あるを以て實行困難なり。而して他の論者は右の如き庫出稅の缺點を緩和する爲、酒の庫出を當業者の自由に委すると同時に、一定割合の貯藏減量を認め、尙ほ且つ庫出石數が製成石數に對し一定割合に達せざるときは、其の不足石數に課稅するの方法を採を防がむが爲、庫出石數が製成石數に對し一定割合に達せざるときは、其の不足石數に課稅するの方法を採るべしと爲す。而して此の方法に依るときは

（イ）倉庫に政府の鎖鑰を施す必要なきが故に、倉庫の改築を要するが如きことなし。

（ロ）檢酒に不便なきを以て、酒の腐敗防止に何等の障害なし。

（ハ）酒の庫出は自由なるを以て、當業者は商機を逸するが如きことなし。

（ニ）政府は檢査監督上の手數を省き得べし。

と謂ふと雖も、斯の如く一定割合の貯藏減量を法令上認むるの結果は、事實庫出迄に一定割合の減量に達せざるものは、恰も達したるが如く申告して不當に稅金を免るべく、之に反して事實一定割合の減量を超過するものは、販賣せさる貯藏減量に對してまで課稅せらるることとなり、結局現行造石稅制度と同一の缺陷を生じ、庫出稅の本來の長所を失ふこととなるべし。

抑も現行造石稅制度を不可なりと爲す主たる理由は、造石稅は貯藏減量等に對してまで課稅するが故に不衡平なりと謂ふに在るも、現在清酒、味淋燒酎の如き、滓引を爲し又は貯藏中缺減を生ずる酒類に對しては、相當量の控除を爲したる上課稅しつつあるが故に、全く消費稅の本質に反するものとは稱し難く、且檢査監督も庫出稅に比すれば簡便なる爲、官民相互に便利なるのみならず、多年施行に慣熟せるものなるを以て結局酒類に對する課稅方法は、現行の造石稅制度を維持するを最も適當と認む。

三　課稅標準は現行從量稅制度を維持すること。

（理由）酒類に對する課稅は現在從量稅にして酒類の品質の良否を問はず、其の石數のみを標準として一定稅率に依り課稅す。而して之を不可なりと爲す者は、酒類は品質の良否に依りて其の價格に大なる差異あるを以て、左記二方法の內一を選みて之を從價稅と爲すべしと主張す。

（一）各酒類製造者をして、前月中に於ける實際販賣酒類の總價格を申告せしめ、之を標準として課稅すること。

但し庫出稅の實行を前提とす。

（二）各酒造家を其の製造酒類の品位に依りて數等級に分ち、其の各造石數に前年中に於ける各等級每の販賣價格を乘じ、以て販賣總價格を算出し、之を標準として課稅すること。

而して從價稅は酒類の販賣價格を標準とし最も消費稅の本質に適するのみならず、酒價は財界の消長に伴ふて騰落するが故に、稅額に屈伸力を保たしめ得べしと謂ふと雖も、

（一）各製造者をして前月中に於ける實際販賣酒類の總價格を申告せしめ、之を標準として課稅するときは、不誠實の申告百出し、其の眞實價格を調査し難く、從て課稅不衡平に陷るべきが故に不可なり。況んや本案は庫出稅の施行を前提とすべきものにして、旣に庫出稅の採用すべからざる以上、從價稅は之を採用するに由なきものなり。

（二）各酒造家を其の製造酒の品位に依りて數等級に分ち、其の各造石數に前年中に於ける各等級每の販賣價格を乘じて、販賣總價格を算出したる上、之を標準として課稅するの案は、稍、從價稅の本質に適ふものなりと雖も、各酒造家の等級を定むること頗る困難なるのみならず、假令一旦之を定むるも、各酒造家の酒は年に依りて優劣を生じ、必ずしも一定不動のものにあらざるを以て前年の實蹟に依りて等級を定むるときは、不衡平なる結果を生ずべく、而して又時々等級の變更を行はむとせば、其の都度官民の紛爭を惹起すべく、加ふるに前年中に於ける各等級每の酒價の調査も亦頗る困難にして、之亦實行困難なり。

以上の如く從價稅は實行頗る困難なり。而して現行從量稅制度は施行最も簡單にして、且其の收入は單に造石數の增減に伴ふて增減するに止まり、價格變動の影響を被むることなきが故に、比較的歲入の確實を期し

得べし。依て酒の課稅標準は現行從量稅制度を維持するを適當と認む。

四　酒稅の納期は之を現行の儘據置くこと。

（理由）酒稅に關する制度に付現行制度を維持する以上は、納期に付ても現行の儘之を据置くを相當とす。唯現行酒造稅の納期は七月·十月·二月·三月の四期なるが、其の第四期を繰下ぐべしと論ずる者あり。其の主張する所に依れば、現行納期の第三期第四期は二月三月と連續し、恰も清酒製造時季に際し當業者は最も酒造資金を要する時なるを以て、其の納稅に困難を感ずる結果、酒類を濫賣して酒價を攪亂し、又は滯納を爲すに至るが如き弊害あるを以て、第四期を四月又は五月に繰下ぐべしと謂ふに在るも、納期の斯く二ケ月連續するに至りたるは、從來屢次繰下の結果にして、納稅を要する酒類は過半販賣濟に係り、從て稅金は販賣代金と共に既に收受せるものなるを以て、稅金の納付に困難を感ずるものとは認め難きのみならず、此の上納期を繰下ぐるに於ては、愈〻徵稅上の危險を增大すると同時に、會計年度の關係上、國庫は施行初年度に於て數千萬圓の歲入減を來すを以て、目下の財政情態は到底之を許さざるものなり。依て酒造稅の納期繰下は不可なりと認む。

五　課稅濟の酒精を酒類又は酒精含有飲料製造の原料と爲したるときは、該酒精の造石稅を下戻すこと。

（理由）現行法は酒類の原料に供する酒類にして同一製造場に於て製造したるものなるときは、之を原料用として取扱ひ、當初より課稅せざるも、他の製造場に於て製造したる課稅濟のものを買入れて原料と爲すときは、其の製成酒の總量に對して課稅し、買入原料酒類の稅金は戻稅せざる制度なり。然るに近來酒精を原料として酒類を製造せむとする者漸次多からむとするの傾向あり。此等は一面酒類製造に關する科學の應用竝技術の進步を促進する上に於て、相當奬勵するを可とするのみならず、酒精は其の大部分砂糖製造の副產物たる糖蜜を原料として製造したるものなるを以て、之を酒類の原料に供するは、畢竟現在に於ける酒類の主要原料たる米·麥·甘藷等の消費を節約することとなるを以て食糧政策上より見るも奬勵すべきことに屬す。依て酒類製造の原料に供する酒精は、其の同一製造場に於て製造に係るものたると否とを問はず、之を免稅すべしと論ずるものあり。之に反對する者は、酒精の造石稅は相當高率なるが故に、廣く戻稅の途を開くに於ては、實際使用せざる酒精を使用したりと稱して戻稅を得むとする者を生ずべく、而も之に對する取締不可能なるを以て同一製造場に於て製造に係る酒類にのみ免稅する現行制度を維持すべしと主張すと雖も、

（イ）現行制度に依れば同一製造場にて製造に係る原料酒類を使用して酒類を製造する場合に於て、其の原料酒は免稅せらるべきも、此恩典を受くるは事實上大製造家に限られ、而して小製造家は自ら原料酒類製造の設備なきもの多きが故に、多くは他の製造場に原料酒類の供給を仰がざるを得ず。結局原料酒類と製成酒類と二重課稅となるが故に、甚しく不衡平なり。而も二重課稅を免るる爲、新に原料酒類の製造を爲さんとするも、其の製造場狹隘にして擴張の餘地無き場合に於ては、少しく距離ある場所に分工場を設くるを便利とするも、現行法は取締上の必要より、斯の如きものは之を同一製造場と認めざるを以て、原料酒類製造の希望を有しながら、尙且二重課稅に甘んずるの已むを得ざるが如き不都合を生ずることあり。

（ロ）現在混成酒製造業者の如きは、二重課稅を避くる爲、混成酒の製造を他の酒精製造場に委託しつつあるも混成酒の優劣は主として原料品の種類及其の配合量に依りて定まるものなるを以て、自己發賣品の全部の製造を一製造場のみに委託するときは、其の製造秘密を知らるる處あるに依り、一部を甲製造場に委託し、他の一部を乙製造場に委託したる上、之を自己の手許に於て混和するが如き手段を採りつつあるも、現行法に於ては該混和を一の製造行爲と認め、更に其の總石數に課稅すべきものにして、之に對し稅法を嚴正に執行するに於ては、犯則たるを免れず。而も此等混成酒製造者は表面上單に販賣者に過ぎざるを以て、充分の檢査監督を行ふ能はざるが如き狀態にあり。依て酒類の原料に供する酒類の稅金は、大體に於て之を免稅又は戻稅するを至當とす。然れども凡ての原料酒類に對して免稅するは、取締上實行不可能なるが故に、原料酒精に限り之を免稅又は戻稅するを相當と認む。蓋し酒精は其の含有酒精分を課稅標準と爲せると、且現在工業用酒精に戻稅しつつある關係上、造石數査定の都度其の酒精分を檢査するのみならず、之を一斗入試

力鑵に收容したる上、收稅官吏に於て其の石數酒精度數等を表示したる封緘紙を以て封緘を施し、別に當該官廳より製造者氏名、石數、酒精度數等を記載したる査定濟證明書を製造者に交付し、酒精の取引には必ず該査定濟證明書を添附するを以て、原料用酒精に對し使用前承認を受けしむる方法を採るに於ては、收稅官吏は當該酒精を檢査して、直に其の不正品なりや否やを鑑別し得るが故に、戻稅上弊害を生ずべき處なし。而して酒精に戻稅する權衡上、清酒、濁酒、白酒、味淋又は燒酎を原料に供したる場合に於ても戻稅するを至當とし、就中燒酎は其の實質酒精と同じく、唯其の酒精分の酒精に比して稍稀薄なるに過ぎざるを以て、酒精に戻稅する以上、少くとも燒酎は當然戻稅するを至當とするが如きも、此等酒類の內燒酎以外のものに對する課稅は、酒精と異り大體に於て石數を標準として爲すものなるを以て、査定の際必ずしも其の酒精分の檢定を行はず。又燒酎に付ては酒精分の檢定を行ふも、之が容器を制限し、査定濟證明書を一々添附するが如きは實行不可能なるを以て、各酒類を通じて其の一旦製造場外に移出せられたる以上、之を他の同種の酒類と混和し又は割水を爲し、其の他の加工を爲すも其の經過殆んど不明なり。從て此等加工せられたる酒類を買入れ、原料に供するものに對して迄戻稅を爲すに於ては、不正の行はるる虞あるが故に、此等の酒類に對する戻稅は不可なりと認む。

六　現在清酒原料として使用し得るは燒酎に限れるを改めて酒精又は燒酎と爲し、其の使用量を醪容量百に對し、攝氏驗溫器十五度の時に於て〇、七九四七の比重を有する酒精二、五以內と定むること。

（理由）現在酒造稅法の定義に於て清酒と稱するは、米、米麴、水を原料として醱酵せしめ、之を濾過したるものを謂ひ、此等原料の外麥、粟、稗、清酒粕又は燒酎を原料として醱酵せしめ、之をせしめ、之を濾過したるものは清酒と看做す旨を規定せり。而して燒酎の混和量に付ては明に之を規定せざる爲、無制限に之を混和するも可なりと論ずる者あり。然れども元來酒造稅法に清酒の原料として燒酎を加へたるは、古來灘地方に行はるる柱燒酎の慣行を認めたるに依る。而して柱燒酎を添加することは、幾分酒精分を昂上せしむる結果を來すも、其の主たる目的は濾過操作を容易ならしむると淳下げを容易ならしむることに在り。故に稅法の精神は無制限に多量の燒酎を添加せしむるの趣旨に非ず。然らば幾何の燒酎の添加を認むべきやに付ては、法文上多少明確を缺くの嫌あり。或は清酒製成後に混和し得る燒酎又は酒精の量と醪容量の百分の一以內に限るべしとの說あるも、清酒に混和するは防腐の目的を以てするものにして、兩者其の目的を異にするを以て、之が權衡上百分の一に制限せんとするは理由なきのみならず、近來釀造技術の進步に伴ひ、醱酵中酒精、燒酎を添加して清酒を釀造せむとするもの、漸次多からんとするの傾向あるが故に、混和すべき燒酎の量を餘りに狹く限定するときは、釀造技術の進步發達を阻止するの虞あり。故に其の混入量は百分の一以上と爲すを相當とす。然れども清酒は其の含有酒精分二十三度を限界とし、之を超ゆるものは稅率高きを以て、無制限に燒酎の混和を認むるも、此二十三度以上に達するまで之を混和することは、採算上不利益なるが故に、之を敢てするものなかるべく、又無制限に混和を認むるに於ては、査定の際一々試驗せざれば適用すべき稅率を確定すること能はざるに至り、官民共に到底其の煩に耐へざるに至るべし。然るに普通清酒の酒精分は大體十八度內外にして、二十度以上に上るものは極めて稀なるが故に、醪容量百に對し純酒精分百分の二、五以內の燒酎を混和することとせば、前記の弊害を除去し得るのみならず、採算上より來る當業者の希望をも充し得るを以て、此程度の制限を適當と認めたり。而して既に燒酎の使用を認むる以上は、同分量の純酒精分を含有する酒精の使用をも認むるを至當と認む。

七　葡萄酒、果實酒は現在の通課稅外に置くこと。

（理由）現在課稅外に在る葡萄酒、果實酒に對し課稅すべしと爲す者あり。其の主張する所に依れば、葡萄酒、果實酒を課稅外に置きたるは、之が製造發達を奬勵せむとするの趣旨に出でたるものなりと雖も、我國の如き溫氣多き土地の葡萄實は、酸味多くして糖分少きが故に、到底外國產に拮抗すべき優良葡萄酒を得べき望なく、從て此の上尙免稅の恩典を與へて其の發達を圖るも、到底其の目的を達し難きのみならず、葡萄酒の酒精分は平均

七、八度に達し、致醉能力麥酒に優るものあるを以て、麥酒との權衡上より見るも課稅するを相當となし、而して已に葡萄酒に課稅する以上、其の他の果實酒に對しても同樣に課稅すべしと謂ふに在れども、葡萄酒の如き世界的飮料の生產を助長する政策を繼續するの必要あるは勿論、葡萄酒果實酒は致醉用として用ひらるるより も、寧ろ滋養補血劑として用ひらるるもの多く、而して其の致醉用に供せらるるものは、概ね別箇の酒類として課稅せらるる酒精含有飮料の原料と爲すものなるが故に、二重課稅の弊を避くる爲、旁〻之を課稅外に置くを適當と認む。

酒稅增稅額計算書

種別	酒名	製成高	差引貯藏移出減控除	腐敗亡失工業用及輸出免稅高	差引課稅高	現行稅率	稅額	改正稅率	改正稅額
第一種	濁酒	二〇、六五五石	石	石 五五	二〇、六〇〇石	三〇・〇〇円	六八、〇〇〇円	三三・〇〇円	六九九、二〇〇円
第二種	清酒	五、〇四六、六二八	三五二、三二一	七五、九六六	四、七一八、三〇一	三二・〇〇	一五五、七〇三、九三五	三五・〇〇	一六五、一四〇、五三五
第二種	白酒	九、四八八	—	五三	九、四三六	三二・〇〇	三〇、二六〇	三五・〇〇	三三〇、二六〇
第二種	味淋燒酎	八九、四三九	一、七九九	八九八	八六、七四二	三五・〇〇	二、八六二、四八六	三五・〇〇	三、〇三五、九七〇
第二種	燒酎	一二三、一六一	一、一三一	二、〇四一	一〇八、九七七	三五・〇〇	三、八一四、九六五	三五・〇〇	三、八一四、九六五
第三種	燒酎	二六〇、〇〇八	二、六〇〇	—	二五七、四〇八	四十度として四五・五〇	一一、七二三、〇八四	超一度一・三五（二石四十八圓五十錢）	一二、四八四、二八八
第四種	燒酎	一、〇〇七石	一〇石	石	九九七石	一箇一・五〇	一四、九九五	一箇一・六〇	一五、九七二
計		六、〇一五、六八三	三五七、八五一	一六二、六九五	五、五九五、一三七		一八三、九五六、八六一		一九四、四四三、九六一
麥酒		四四一、〇四四	—	大、四五四	四三一、五九〇	一八〇・〇〇	六、五二六、六二〇	一八〇・〇〇	七、七六二、〇〇〇
酒精		五、二〇三	—	三、一八三	二、〇二〇	一箇一・五〇	三〇四五	一箇一・六〇	三二三二
		四九九、〇八二箇	—	二九九、〇六箇	一九九、九九六箇	二五・〇〇	四、九九九、九〇〇	二五・〇〇	四、九九九、九〇〇
酒精含有飮料		二十四度未滿 三、四七四 二十四度以上 七、五八六	—	二、〇一六	三五六、八三五箇	三四・〇〇	一二、一〇三、九〇〇	三五・〇〇	一二、四四九、六〇〇
合計		六、〇二五、六八三	三五七、八五一	一六二、六九五	五、五九五、一三七		一八三、九五六、八六一		一九四、四四三、九六一
差引增		一一、四八七、一〇〇圓							

（附）酒類專賣に關する調査

本書「第七編專賣、附錄第二」に收錄せるを以て、玆には之を省略す。

ㄖ　砂糖消費稅

一　砂糖の課稅方法は現行の通其の色相に依ること。

（理由）（イ）現行の砂糖に對する課稅方法は、主として其の色相に依るものなるが故に、之が區分は市場取引の實際に適合せざるのみならず、爲に故らに砂糖に著色を爲して稅率の低減を圖るが如き、不自然の行爲を爲す者を生ずるに至れるを以て、之が課稅區分を左の如く改正し、砂糖の製造方法及市場取引に適合せしむることも亦研究すべき一案なり。

(1)砂糖　第一種　粗糖

甲　樽入黑糖樽入白下糖　百斤に付　二圓

乙　甲に屬せざる含蜜糖　同　三圓

丙　分蜜糖　同　五圓

第二種　精製糖（粗糖にして和蘭標本第二十號以上のものは精製糖と看做す）　百斤に付　九圓

第三種　氷砂糖角砂糖棒砂糖粉末糖其の他類似のもの　同　十圓

(2)糖蜜　第一種　氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付　三　圓

乙　其他のもの　糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付九圓の割合を以て算出したる金額

第二種　其の他の糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付　二　圓

乙　其他のもの　同　三　圓

(3)糖水　同　八　圓

右案に依るときは、現行制度に比し其の課稅區分擴大せらるるが爲、分蜜粗糖の上等品と精製糖の裸物とは品質に於て格段の懸隔なきに其の稅率の差甚しきに至り、且右の案は一見砂糖の色相に依る區分を廢することを得べきが如きも、精製糖と分蜜粗糖との區分に付ては依然和蘭標本を使用するを要し、徹底的ならず。又分蜜粗糖含蜜粗糖の名稱は普通に區分呼稱せるも、兩者の何れに屬すべきやの限界に付ては、結局含有糖分の多少の程度に依り判別するの外なく、就中輸入糖の査定に付ては、其の製造方法を知悉すること能はざるの結果、其の果して分蜜糖なるや含蜜糖なるやに付、課稅上の紛爭を生じ易き處ある等幾多の缺點ありて、慣熟せる現行法の課稅區分を改正するに足るの價値なきものと認む。

(ロ)　或は分蜜粗糖と精製糖とは其の含糖分略同一にして效用に於ても何等格段なる差異なきのみならず、之が市場價格に見るも兩者の値開きは僅に稅率の差と精製費用とを併せたるものの差に止まるの狀況なれば、之が課稅率を强て區分するの要なきが如し。然りと雖も此の如きは多少皮相の觀に過ぐるものあり。何者精製糖は分蜜粗糖に比し其の品位高く、事實上高尙なる菓子の原料に使用せられ、又家庭等に在りても之を使用するは、多少奢侈的消費に屬す。從て精製糖に對する擔稅力は、普通分蜜糖に比し大なるものありと斷ずることを得べきが故に、之を同一率に置くべしとの說は採用するに足らざるものと認む。

(ハ)　或は又砂糖は其の種類に依り、分蜜粗糖精製糖の如き中流以上の消費に屬するものと、含蜜粗糖の如き主として下層階級の消費に屬するものとあるを以て、宜しく含蜜粗糖に對しては課稅を免除すべしとの說あり。此の說も亦以下記述する理由に依り、之を採用するの價値なきものと認む。卽ち(1)現行の砂糖消費稅率は之を六階級に分ち、克く含蜜粗糖(黑糖・白下糖・赤糖の類)・分蜜粗糖(黃双糖の類)・精製糖(白糖類)・再製糖(氷砂糖・角砂糖類)との間に適當なる階級を設けありて、富者と貧者とは自ら其の負擔能力に應ずる砂糖の消費を爲すことを得べきが故に、論者の如く强て含蜜粗糖にのみ免稅するの必要なく(2)而して之を實際の消費狀態に觀るに、含蜜粗糖は主として地方農村に於て消費せらるるも、其の消費者は必ずしも下層民のみならず。然るに之を免稅することとせば、相當擔稅力ある者も亦免稅せらるることとなり、他の課稅砂糖を消費する者との間に不權衡を生ずべきのみならず(3)同一效用を有する砂糖の內に於て、課稅品と非課稅品との區別を嚴正に施行するが如きは、實際上至難なることにして、延て其の査定に當り從來よりは一層の紛爭を釀すに至るべく(4)含蜜粗糖の免稅の結果は、歲入に於て約四百八十萬圓以上を失ふに至るべし。

二　現行砂糖消費稅率は之を改正せざること。

(理由)(イ)　砂糖消費稅率は其の制定以來、財政上の必要に因り數次の改正を經、漸次昂騰したるを以て、其の稅率過重に失すとの說あり。然れども之を他の間接國稅と比較するときは、例へば織物消費稅に於ては絹綿交織物・綿織物等に對しても、價格一割の消費稅を課するが如き、酒造稅の清酒一石に付三十三圓を課するが如き、將又專賣法に依る煙草の負擔等に比するときは、決して砂糖消費稅率のみ偏重なりと云ふことを得ず。試に各種課稅物件の市場價格と稅率との割合を調査するに、別紙第一號表の如し。而して砂糖の既往十年間に於ける消費量の趨勢に鑑みるに、時に或は財界に於ける景氣の消長に左右せられたることありと雖も大體に於て別紙第二號表の如く、年次其の消費額を增進するの傾向ありて、現行稅率が其の消費量に影響を及ぼさざるものなることを認め得べし。

(ロ)　現行の砂糖消費稅率は既述せしが如く、幾多の階級に區分し課稅を爲せるも、試に精製糖百斤當消費稅率

に付、諸外國の消費稅率とを比較研究するに別紙第三號表に揭ぐるが如く、米國に於ては消費稅の制度なく伊國は最近專賣を實施したるも、其の以前は百斤十六圓五十二錢を課し、又英國は十三圓五十二錢、和蘭は十三圓五錢、墺匈國は九圓二十七錢にして、孰れも我國よりは高位に在り。只佛國及獨逸は我國よりも多少低位なるも、大體に於て我國の現行消費稅率は高率なりと謂ふことを得ざるべし。

（ハ）更に諸外國に於ける砂糖消費稅と關稅とを合算したる金額に付比較研究するに別紙第三號表に示すが如く、我國の十三圓六十五錢に比し、英・伊・獨・墺匈・和蘭の諸國は大體高く、米・佛兩國は低位に在ることを示せり。而して我國に於ては臺灣領有以來、大に糖業の振興を促進せしむるの政策を實行し、一面數次の關稅改正を行ひて、大に國內產糖の保護助長を圖る所ありたれば、今や既に自給自足の域に達して、餘剩の砂糖を海外に輸出し得るに至りたるが故に、之が關稅率の按排に付ては多少研究の餘地なきにあらざるも、現行の消費稅率は之を改正するの要なきものと認む。

三　飴は砂糖との權衡上之に課稅することとし、飴は糖蜜と看做すべき旨を砂糖消費稅法中に規定し、之に對して百斤に付二圓の課稅を爲すこと。

（理由）飴は砂糖の代用品として消費せられ、殊に別紙第四號表に示すが如く、近來製菓業の發達に伴ひ、飴の需要漸次增加するの傾向あるを以て砂糖との權衡上之に課稅するの必要ありと認む。仍ほ飴製造業は近時著しく大工場組織のもの續出し、東京名古屋大阪方面に在りては、一日平均二十石乃至百石餘の碎米を使用して、新式機械に依る砂糖の製造操作と殆んど等しき規模を以て、飴の製造を爲す者あるに至り、爲に別紙第四號表に示すが如く、小製造場は逐年淘汰を受けて、其の數を減少する傾向あるを以て、最早之に對し課稅を爲すも、微稅上敢て困難ならずと認む。

或は飴の製造者中には、之を原料とする菓子の製造業を兼ぬる者多く、從て兩者の限界明瞭を缺き、其の課稅物體を捕捉するに苦しむ場合ありと謂ふと雖も、此等菓子製造業者は大體先づ水飴を製造し、然る後之に加工を爲すを常とするが故に、飴の課稅數量を査定することは左迄困難ならず。

或は飴の消費は主として中流以下の兒童、又は下層階級の消費に屬するが故に、之に課稅するは不可なりと謂ふと雖も、近時製菓業の發達と一般衞生思想の普及とに依り、從來の如く粗製飴を消費する者著しく減少し多く高等なる菓子例へばドロップ・ミルクキヤラメル・ゼリービンズ其の他種々の菓子原料として使用するに至りたれば、之が稅率を砂糖消費稅率中の最下級なる糖蜜と同樣、百斤に付二圓と爲すことは、決して苛重なるものにあらざるべし。

四　煉乳原料砂糖戾稅法を改正すること。

（理由）明治四十一年現行煉乳原料砂糖戾稅法制定當時に於ては、我國煉乳業の發達未だ十分ならず、其の製造方法及品質に於て、歐米の輸入品に比し遙に遜色あり。從て輸入の數量多額に上るの狀況にありたると、煉乳が主として育兒用として使用せらるるの故を以て、之が原料砂糖に對し消費稅に相當する金額を下戾するを可とすべしとの趣旨を以て、戾稅法を規定せられたるものにして、爾來我國の煉乳業は長足の發展を遂ぐるに至れり。然るに一面に於て近來歐風菓子の製造業大に勃興し來り、遂に法制の缺陷に乘じ砂糖の戾稅を受けたる煉乳を使用してビスケット・ミルクキヤラメル其の他の菓子を製造して、事實上砂糖消費稅の負擔を免かれむとする者を出したるのみならず、又一方輸出菓子、糖果原料砂糖戾稅法に依りて右の菓子又は糖果を輸出するに於ては、更に砂糖に對する消費稅の戾稅を請求することとなり居れるを以て、煉乳原料砂糖戾稅法を改正し、一旦砂糖の戾稅を受けたる煉乳は、菓子又は糖果に使用するを得ざるのみならず、若し之を使用したるときは消費稅を徵收すべきことと爲し、之が爲命令を以て砂糖の戾稅を受くべき煉乳の容器罐を一封度入に制限して相當取締を施し、以て他の消費稅を課せられたる砂糖を原料とする、菓子又は糖果との間に於ける負擔の權衡を計るを相當と認む。

（備考）（一）菓子原料に使用する煉乳は、普通石油罐大の容器に簡單に收容運搬せられ、又直接消費の煉乳は普通之を一封度入罐詰として、嚴密なる眞空裝置を爲して變敗を防止するの方法を採るものなるが故

に、命令を以て使用容器を制限するに於ては、相當之を取締り得べしと認む。

（二）煉乳輸入高の消長及內地生產高竝に菓子麪果原料に使用せる煉乳の數量等は別紙第五號表に之を詳記す。

（別紙）

第一號表　間稅課稅物件の市場價格及稅率の割合

課稅物件	單位	大正九年中全國平均市場價格	稅率	市價に對する稅率の割合
黑糖	百斤當	二八・八六〇円	二・〇〇〇円	〇六九
白下糖	同	三一・一七〇	二・五〇〇	〇七九
赤糖	同	三一・七七〇	三・〇〇〇	〇九四
第二種分蜜糖	同	三三・四三〇	五・〇〇〇	一四九
精製糖	同	四三・六二〇	九・〇〇〇	二〇六
氷砂糖	同	五三・二四〇	一〇・〇〇〇	一八八
清酒	一石當	一〇一・五九〇	三三・〇〇〇	三二六
濁酒	同	六八・六八〇	三〇・〇〇〇	四三八
白酒	同	一二八・二二〇	三三・〇〇〇	二五七
味淋	同	一三三・二二〇	三三・〇〇〇	二四七
燒酎	同	一一〇・七三〇	三三・〇〇〇	二九八
麥酒	同	一〇九・〇四〇	一八・〇〇〇	一六五
醬油	一製成石當	四八・九五〇	一・三三〇	〇二七
溜	同	六一・〇四〇	一・六五〇	〇二七
石油	一石當	五〇・一〇〇	一・〇〇〇	〇〇二

第二號表　明治四十四年度以降砂糖消費稅課稅額調

年度	課稅斤數	消費稅額	一人當消費量	藥草（定價の八掛を卸賣價格とす）	賣藥（地方及品種に依り多少の差異あり）	定價の一割賣下價格に對し	平均
明治四十四年	三〇〇、五七九、八二四斤	一六、七一二、四一五円	一〇・八斤	八〇〇	定價の一割賣下價格に對し 一〇〇 五九九		一二四 五九九
明治四十五年大正元年	三七〇、九二五、五〇八	一八、四九〇、二三五	九・三				
大正二年	四五四、三一一、一七六	二二、〇六五、七五七	一〇・八				
同三年	四五五、四九四、二二三	二二、九九五、〇四八	一〇・三				
同四年	五一七、一七二、九九六	二五、六三五、五四七	九・九				
同五年	五六〇、七八六、四六二	二八、三八八、四八五	一〇・六				
同六年	六二四、五九五、三六二	三一、三〇七、二〇二	一二・一				
同七年	七六三、六一八、四五三	四一、四三九、二一七	一三・五				
同八年	七九二、三一三、五二三	四六、五四〇、〇四一	一七・三				
同九年	七一一、八四五、五〇五	四三、〇八七、九九三	一三・二				

第三號表　各國砂糖稅率一覽（精製糖百斤當）

國名	消費稅	關稅	合計	摘要
日本	九・〇〇〇円	—	九・〇〇〇円	
英	一三・五二七	—	一三・五二七	
米		一四・八七〇	一四・八七〇	
		八・〇〇三	八・〇〇三	

佛蘭西	五・八〇五	一・三九三	七・一九八
伊太利	一六・五二一	二二・九八七	三九・五〇八
獨逸	四・〇一五	一一・四七二	一五・四八七
墺地利	九・二七六	六・三四九	一五・六二五
和蘭	一三・〇五七	—	一三・〇五七

（備　考）一、本表は大正九年十一月臺灣總督府調査糖業統計に依る。
二、外國の稅額は純分比價に依る。
三、稅率に數個の階級あるものは最高稅率に依る。

第四號表　餡の製造場數及生產額調

年次	製造場數	餡の生產數量	(內)內地消費	(內)外國輸出
大正六年	大正五年八月一日現在　四、一四七	五七、〇五七、七九七斤	五七、〇四七、〇九五斤	一〇、七〇二円
同七年	同	五六、二五七、七五一	五六、二五三、七四〇	四、〇一一
同八年	同	六二、三七八、三五五	六二、三七一、七九三	六、五六二
同九年	大正十年七月一日現在（大正五年に比し減　二、一五三）	六八、〇〇九、一四八	六八、〇〇三、五四九	五、五九九
平均		六〇、九二五、七六二	六〇、九一九、〇四四	六、七一八

（備　考）內地消費數量に對し課稅に因る消費減を一割と見込み、百斤に付二圓の稅率として歲入一、〇九六、五四二圓となる。

第五號表　煉乳輸入高の消長及內地製造高竝菓子・糖果に使用する煉乳の數量調

年次	煉乳の輸入高	煉乳の內地製造高			
		計	內菓子・糖果に使用せし數量	同上煉乳に包含する砂糖斤數	同上に對する戾稅金額
大正三年	七、七一二、六〇五封度	一〇、六九二、五五二封度	五、五六七封度	一、九四四斤	一七五円
同四年	五、五五四、一〇四	四、三〇五、三九五	二三一、六六〇	七四、八二二	六、七三四
同五年	五、〇五九、五九七	六、六九六、七五八	七四八、九七四	二三一、五四五	二〇、八三九
同六年	六、〇七七、四三三	七、四二三、六九一	八五九、三八四	二六九、四八二	二四、二四九
同七年	四、三一六、九六八	一〇、六八七、五四四	一、二二七、八八〇	三三六、六九〇	三〇、二九三
同八年	五、四一四、六〇〇	一五、〇八四、〇二六	一、六二八、六六四	五一六、五六二	四六、五〇八
同九年	六、二六八、五一七	一一、六〇〇、八四〇	一、八五七、四八二	五九五、九九四	五三、六三九

（附記）一、最近三箇年間に於ける輸出菓子・糖果戾稅法に依り戾稅せし砂糖斤數・稅額左の如し。

年度	輸出菓子・糖果戾稅に依る戾稅砂糖斤數	戾稅金額
大正七年度	七七、五五三斤	三、八七五円
同八年度	九七、六三六	四、八八二
同九年度	二六六、四八〇	一三、三二三

二、大正六・七・八年に於ける煉乳の輸出高及煉乳製造場數左の如し。

年次	煉乳の輸出高	煉乳製造場數
大正六年	四〇二、六六七封度	四三場
同七年	—	四〇
同八年	一、八九八、六七七	四二

（附）砂糖專賣に關する調査

本書「第七編專賣、附錄第二」に收錄せるを以て、茲には之を省略す。

八　織物消費稅

一　織物消費稅法は之を存置すること。

（理由）織物消費稅に付ては從來之が廢止を主張する者あり。其の要點は(イ)織物消費稅は生活の必需品たる衣服に課稅することとなるが故に不可なり。(ロ)加ふるに課稅物件の種類品質多岐に涉るが爲其の課稅手續繁雜にして當業者に苦痛を與へ延て機業の發達を阻碍するのみならず輸出貿易を妨ぐること大なるものあるを以て之を廢止すべしと云ふに在り。勿論同法施行後數年間は種々非難の聲もありしが施行以來既に十數年を經過し此間徵稅方法に關し幾多の改善を加へ官民共に其の手續に慣熟するに至り且織物中には奢侈的消費に屬するもの亦尠からざるを以て若し現行の課稅方法及其の手續に付尙相當改善の方法を講ずるに於ては決して之を廢止するの要なきものと認む。何となれば織物消費稅は總て其の卸賣價格に對し一割を課するに過ぎずして他の間接國稅に比するも敢て過重なりと云ふことを得ざるのみならず一面之に依る歲入は四千萬圓以上に上り有力なる財源の一となれるが故に之を存續することとし將來努めて課稅方法の改善を圖り敍上の非難を排除するを妥當とすべし。

二　織物に對する課稅方法は現行法の通り從價稅の方法に依ること。

（理由）現行法は從價稅なるが故に課稅價格の査定に關し兎角紛議を生じ易きのみならず徵稅上官民相互の手數を要すること多し。故に之を從量稅に改むべしとの說を爲す者あり。然れども從量稅の制度は必ずしも可なるものにあらず。何となれば織物の種類及品質は千差萬別にして其の價格は各原料絲價の外染色の程度及配合意匠の巧拙嗜好の變遷需給の消長等に支配せらるること多きを以て固定的なる從量稅を採用するときは其の課稅率は遂に取引價格變更の實況に應ずること能はざるのみならず若し假に其の品種の分類を少くして簡單なる從量稅制と爲すに於ては其の負擔をして甚しく不公平ならしむべく若し亦此の不公平を除かむが爲強て品種の分類を細密にし稅率に級密なる等差を設けむか現行從價稅の取扱と何等異る所なきのみならず其の固定的なる點に於ては從價稅制よりも更に一層不可なるものあるべし。故に多年慣熟し來れる現行の方法の如く之を從價稅と爲し從量稅制の長所を加味したる課稅方法を採り以て其の施行を圓滑ならしむるを相當と認む。

三　織物の原料たる棉花又は織物の機臺に課稅し、織物消費稅を廢止すべしとの說あるも、現行の通製品に課稅すること。

（理由）(イ)織物の原料とせらるる棉花は大部分之を國外より輸入又は移入せられ其の價額頗る多額に上るものあるを以て新に棉花消費稅を創設し之に依る收入を以て徵稅上の手續煩雜なりとせらるる織物消費稅を廢止し尙進むでは他の消費稅整理の資源に供することと爲さば其の徵稅手續極めて簡單にして得る所の利益大なるものあるべしとの說あり。而して此問題を解決せむとせば先以て棉花に對しては從價幾割の稅率を課するを相當とすべきやを研究せざるべからず。若し假に從價の三割乃至五割を課するとせば課稅物體の性質に鑑み實に苛重に過ぎ其の結果紡績業を始め織物業打綿業等諸般の工業を脅威し其の發達を阻碍するに至るべく到底實行不可能なりと謂はざるべからず。故に若し國內諸工業の發達を阻碍せざる程度の課稅を爲さむには先づ從價の一割若は二割以下の程度に之を止めざるべからざるものと認む。

（1）棉花の輸移入は年に依り多少の消長あるが故に假に之を最近三ヶ年の平均輸移入價額に徵するに

輸移入總價額	六億四千百五十萬圓	（內輸入移入總價額に對する割合）	六億三千四百九十五萬圓（六百五十五萬四）
內　內地消費に屬するもの	三億〇六百三十萬圓		四割七分七厘
綿絲綿布等として輸移出するもの	三億三千五百二十萬圓	同	五割二分三厘

依て右內地消費のものに對し從價一割の課稅をなすものとせば假に課稅に因る消費減なきものと看做し課稅總額三千六十三萬圓を得べく之に從價の二割を課するに於ては課稅總額六千百二十六萬圓を

得ることとなるを以て、之を大正九年度織物消費稅額四千二百萬圓に比するときは、從價一割の場合は一千百三十七萬圓の不足を告げ、從價二割の場合は過剩額一千九百二十六萬圓となるも、飜て之を綿織物の原料に對する棉花の負擔割合に比較するに、棉花に對し從價一割を課するものとせば、現行織物消費稅より輕き計算となるも、若し從價二割を課するときは、原料絲の加工手數少き白木綿の如きは、棉花稅の方却て重きこととなる。加之現行織物消費稅は之を廢するものなるが故に、結局相當擔稅力ある絹織物毛織物若は絹綿交織物等に對し課稅を免除して擔稅力薄弱なる綿織物の原料に對し其の負擔を重からしめ且現に免稅し居る自家用木綿織物にも課稅するの不當なる結果を生ずるに至るべし。

(2) 若し右の不合理を除かむが爲、綿織物に免稅し、絹織物、絹綿交織物毛織物、其の他の織物に對する課稅を存置するとせば、斯稅に對し徵稅手續煩雜なりとの非難を緩和すること能はざるのみならず、爲に絹綿交織物、綿毛交織物の如きは、其の原料綿絲に對する棉花稅の外に、織物稅を更に負擔することとなる。若し此の二重課稅の非難を避くる爲、此等の織物に使用せられたる原料棉花に相當する稅金を下戻すこととなさむか、此等の個々の織物中には幾許の棉花を使用せしやを、一々判定するの手數を要するのみならず綿毛交織物の如きに至りては、其の判定上の手數他の織物に比し更に容易ならず。

(3) 又棉花は織物の原料以外に打綿用、漁網用、火藥用又は縫絲其他各種の紐絲等に使用せらるるが故に、此等のものに對しては新に課稅する結果となり、從て此等諸工業に對する打擊は決して尠少ならざるべし。

(4) 尙輸移入棉花の內其の五割二分强は、紡績絲、綿織物、絹綿交織物、綿毛又は綿麻交織物、其の他諸種の綿製品として、再び國外に輸移出せらるるを以て、此等に對しては一般の消費稅に於けるが如く免稅を爲すを要し、爲に一々其の棉花の含有分量を判定し、之に應じて戻稅の手續を爲さざるべからざるも(2)の末段に述べたるが如き判定上の困難を伴ひ、甚しく取扱を繁雜ならしめて、官民共に不利を招くに至るべし。

(5) 更に棉花稅は輸入綿絲綿織物其の他の綿製品に課稅し得ざるが爲內地生產品との間に甚しき不公平を生じ、內國產業を壓迫する等、幾多の不可なる點あり。

(ロ) 又織物の機臺に課稅し、織物消費稅に代ふるを可とすべしとの說に對しては、一見課稅手續を簡單ならむるものあるが如しと雖も(1)機臺課稅は織物の種類等に依り之を區別すること能はず、又其の製造能力の調査困難なるものあるを以て、之に對して公平なる課稅を爲すこと能はず。(2)若し假に一臺當りの均等稅と爲すものとせば、最近の統計に依る自家用のものを除き、全國の機臺數は約九十一萬七千臺なるを以て、此の機臺より大正九年度織物消費稅額四千二百萬圓を得むとするには、一臺平均四十五圓以上を課せざるべからざるも、斯くの如きは到底機業者の耐へ難き所なるべし。(3)其の他機臺課稅は輸入織物に對しては課稅を爲し得ざるが爲、之と內地產織物との間の負擔の權衡を保たしむる能はざるのみならず、輸出織物に對しては機臺課稅相當額を下戻すの途なきに因り、輸出貿易を阻碍するの結果を生ずべし。

四　現行の各種織物に對する從價一割の課稅率は之を改正せざること。

（理由）現行法は奢侈的消費に屬する絹織物たると、下層階級の必需品たる綿織物たるとを問はず、同一の課稅を爲すが故に、負擔の權衡を得ざるものあり。依て綿織物に對し課稅を免除し、代ふるに左記の如く絹織物の稅率を昂め、其の他の織物に付ては現行の稅率を据置くことに改正すべしと主張するものあり。

絹織物　　價格百分の二十

綿織物を除きたる其の他の織物　　價格百分の十

然れども此の說に對しては、左の如き種々の缺點あるを以て、現行稅率の通り課稅するを相當と認む。

(イ) 綿織物の課稅を免除するときは、之と略同一品位なる麻織物の普通品、綿麻交織物、紙布等との間に負擔の權衡を失し、且綿織物中には久留米絣、襷衣地、手巾地等、上層階級の消費に供せらるるもの尠なからざると同時に、絹織物中にも下等の銘仙類の如き、下層階級の消費に屬するものあるを以て、課稅の衡平を失すべきこと。

(ロ) 絹織物のみに對し增稅するを以て、麻織物なる薩摩上布又は優良なる毛織物洋服地類の如きは、下等の銘仙類よりも輕き課稅を受け、不衡平となるべきこと。

（ハ）織物は其の原料絲よりも、寧ろ意匠加工の程度に依り其の價格を左右せらるゝものなるを以て、單に之を組成する絲質によりてのみ課稅率を異にするが如きは理由なきこと。

（ニ）織物の種類に依り課稅率を異にするときは絹綿其の他の交織物の如き、之が査定に當り其の組成原料の割合を判定することの困難なる場合尠なからざるに由り、從來に比し當業者の苦情を多からしめ、且課稅標準價格の設定等に多大の手數を增加し、延て多くの徵稅費を要すべきこと。

五　織物との權衡上メリヤス及フエルトにも課稅することとし、メリヤス及フエルトは織物と看做す旨を織物消費稅法中に規定し、織物と同一率の課稅を爲すこと。

（理由）メリヤス及フエルトは織物と其の效用を同じくし、且別表に示すが如く近時著しく其の生產數量を增加するに至れるを以て、織物との權衡上織物と同一率に依り課稅を爲すの必要ありと認む。

或はメリヤスは內地消費の外、輸出せらるゝもの多きを以て、內地消費品に對し課稅を爲す結果、輸出品に對しても相當の檢束を加ふるの必要あり。爲に輸出貿易の發達を阻碍すること大なるべしと謂ふと雖も、輸出品に對しては最初より課稅を免除し、且現行の織物に於けると同樣、努めて其の手續を簡單ならしむべきが故に、敢て輸出を阻碍せざるべし。

或はメリヤスは其の工程上、製品と生地との分界を立つること難く、從て納稅濟否の甄別を明確にする能はざる結果、脫稅の防止頗る困難なるものあるべしと謂ふと雖も、之亦現に課稅しつゝある織物中、モール織肩掛地又は片側帶地連製タオル地に於けるが如く、其の生地と製品との分界を立つること左まで困難ならず。從て相當取締を爲すことを得べし。

或はフエルトは其の生產額僅少にして、之に依りて得べき歲入見込額僅に二十萬圓に過ぎざるのみならず大部分は帽子の原料たる帽體に屬するが故に、斯業の奬勵上之に課稅せざるを可とすべしと謂ふと雖も、現に織物を原料として帽子を製造すること尠なからざるのみならず、フエルト中には卓子掛其の他奢侈的消費に屬するもの多きが故に、毛織物との權衡上之に從價一割の課稅を爲すも敢て不可なしと認む。

（附表）

メリヤス及フエルトの製造場數竝生產額調

種類	大正十年七月一日製造場數	大正七・八・九年平均生產價額	內地消費	外國輸出	內地消費に對する稅額
			內課		
絹製	二七	二、六二七、五九六 円	六三一、七八三 円	一、九九五、八一三 円	三、五六八、八三三 円
毛製	七八	六、八五一、四八一	六、二〇二、二七〇	六四九、二一一	
綿製	一、七二五	四三、八二七、五九五	二四、九一三、四六九	一八、九一四、一二六	
メリヤス 紙製	一	二二、七四二	二二、七四二	—	
メリヤス 其他	一二九	二、七四一、九五一	一、八七七、〇六三	八六四、八八八	
メリヤス 計	一、九六〇	五六、〇七一、三六五	三三、六四七、三二七	二二、四二四、〇三八	
フエルト（毛製）	三八	二、五六一、九一九	二、〇四一、〇〇七	五二〇、九一二	
合計	一、九九八	五八、六三三、二八四	三五、六八八、三三四	二二、九四四、九五〇	

（此のメリヤス及フエルトの課稅に因る消費減を二割と見込み、歲入二、八五五、〇六六圓となる）

二　印紙稅

一　印紙稅の制度に付ては、定額階級定額併用制と爲し、其の稅率を左の通定むること。

甲

爲替手形
約束手形
株券

	相互保險會社の發する基金證券	記載金高　五千圓迄　五錢
	合名、合資會社の發する出資證券	同　一萬圓迄　十錢
	債券	同　五萬圓迄　五十錢
	銀行定期預金證書	同　十萬圓迄　一圓
	物品切手	同　十萬圓超　十萬圓又は其の端數毎に一圓、但し最高五十圓に止む。
	別に掲げざる證書	
乙		
	委任狀	
	船荷證券	
	運送貨物引換證	
	保險證券	
	倉庫證券	
	株式申込證	
	社債申込證	
	地上權、永小作權、地役權に關する證書	
	使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約證書	
	定款及組合契約書	
	權利の變更に關する證書	
	追認、承認に關する證書	
	賣買仕切書	
	商品又は有價證券の賣買を證する證書	五錢
	送狀	
	受取書	
	金高記載なき證書	
	擔保差入證書、擔保預證書	
	通帳	
	判取帳	
	無盡契約書	
	産業組合又は産業組合聯合會及銀行の預金貯金積金證書	
丙		
	産業組合又は産業組合聯合會の發する出資證券	二錢
	住宅組合の發する出資證券	
	貯蓄銀行法第一條の貯蓄預金通帳	
	産業組合の發する貯金通帳	

（理由）印紙稅の制度に付ては（一）比例制又は（二）比例定額階級定額併用制若は（三）定額制等各種の課稅方法あり。

其の理由左の如し。

（一）比例制　租稅は總て各人の負擔能力に應じて之を課すべきものなるが故に、印紙稅も亦之を比例稅と爲し、金高記載なき證書又は通帳を定額稅とするの外、總て各證書の記載金高に應じ、印紙を貼用せしむるを至當とす。

（二）比例定額階級定額併用制　印紙稅を納むべき證書帳簿は常に頻繁に作成せらるるを以て、印紙稅は成るべく簡單を尙ぶと雖も、同時に亦負擔の權衡を失はざるを要す。依て原則として比例制を採り、其の頻繁に作成せらるる證書帳簿に對しては低き定額稅を課し、約束手形又は爲替手形等の如く頻繁に作成せらるるも亦一面擔稅力に富む證書に對しては、階級定額稅を課するを可とす。卽ち現行制度は大體に於て以上の趣旨に副ふものにして、克く理論と實際とを調和せるものなるを以て、之を共儘に据置くを可とす。而して現行法中偶〻負擔の權衡を失せるものあるに依り、此等に付相當改正を加ふべし。

（三）定額制　印紙稅を納むべき證書帳簿は頻繁に作成せられ、而も其の稅額は納稅者自ら之を算定して、印紙を貼用せざるべからざるが故に、稅率は可成簡明なるを要す。加之此の如くするときは、證書帳簿の性質に依り何れの稅率を適用すべきや等の疑問を少からしむるを以て稅法施行上の圓滿を期し得べく、自然印紙を貼用すること容易にして、脫稅をも防止し得べし。

右各說は各相當の理由なきにあらずと雖も、亦各缺點あり。仍て左記理由に依り、前記三制以外の定額階級定額併用制を最も適當と認む。

（一）比例制は理論に趨りて實際を顧みざるの嫌あり。卽ち比例制に於ては、證書の作成者は其の作成每に一々其の稅額を計算するの要あるも、印紙稅を納むべき證書帳簿の如く頻繁に作成せらるるものにありては、一々其の稅額を算定することは頗る手數にして、自然商取引の敏活を阻碍するのみならず稅額の算定を誤り不知不識不足の印紙を貼用して損失を招き、若は其の稅額多額に上る爲收稅官吏に檢査權なきに乘じ漫然三錢印紙を貼用し、又は全然印紙の貼用を爲さざるもの少からざる狀況なるを以て、比例制は不可なり。

（二）比例定額階級定額併用制は、克く理論と實際とを調和せる制度なるが如しと雖も、各種の證書帳簿を其の性質に應じ、適當に此の三者に區分することは立法上至難なるのみならず、假に之を區分し得たりとするも、其の適用に至りては、其の證書の意義內容明確ならざる爲、比例稅に依るべきものなるか、將亦定額稅に依るべきものなるかに付、官民共に疑問を生ずること多かるべく、殊に比例稅に依るものにして、其の稅額多額となるものに付ては動もすれば脫稅を釀すこと多く、其の結果却て不權衡を來す虞あるを以て不可なり。

（三）定額制は甚だ簡便なりと雖も、證書の性質及其の負擔能力を問はず、總て同一稅率を課せんとするものなるを以て、甚だ不衡平にして、租稅賦課の原則に反するものなり。

（四）比例制及定額制は各極端に失し、又比例定額階級定額併用制は煩瑣に涉るを以て、定額階級定額併用制を採るを可とす。元來印紙稅を納むべき證書帳簿は頻繁に作成せられ、而も其の稅額は納稅者自ら之を算定して印紙を貼用せざるべからざるが故に、稅率は可成簡明なるを要するも、去りとて全然各證書帳簿の負擔能力を無視するは不可なるが故に、最も頻繁に作成せられ比較的擔稅力少き證書帳簿に對しては、定額稅を課することとし、擔稅力大なる證書帳簿に對しても、單に比例制と爲さず、簡明を期するが爲一定の階級を設け、其の區間に於ては定額稅を課することとし、以て煩瑣に涉らざる程度に於て負擔の權衡を圖るを適當と認む。而して稅率を本文の如く定むるを可と認めたる理由左の如し。

（イ）委任狀外二十一種の證書帳簿は、頻繁に作成せらるるのみならず、比較的擔稅力少きものと認むるを以て之を五錢の定額稅と爲したり。而して現在此等證書帳簿に對する現行印紙稅は、三錢の定額稅なるが故に之を五錢と爲すに於ては七割の增率となるも、現行稅率は明治三十七年の改正に係り、爾來經濟界の發展著しく、之を物價指數に見るも、同年を一〇〇とせば大正九年中の平均は三〇九を示せるを以て、其の稅率三錢を五錢に引上ぐるは、決して過當に非ずと認む。

（ロ）爲替手形約束手形株券債券定期預金證書の如きは比較的負擔力大なるものと認め、之を階級定額稅と爲

したり。而して此等の證書に對する現行稅率は概ね定額稅にして、唯約束手形のみは階級定額稅なり。而して其の階級は頗る繁多にして、稅率も亦記載金高に適應せず。金額千圓以下の分に對しては比較的重く五千圓以下は十萬分の二にして最も低く、以上其の金額の多くなるに從ひ稅率累進せる爲、其の記載金高多きものに就ては負擔重く、自然脫稅多かりしを以て、改正案に於ては成るべく其の階級を少くし、且稅率は總て記載金高十萬分の一を以て一貫することとし、尙證書中最も多數を占むる記載金高五千圓以下のものに付ては總て五錢とし、事實に於ては大體定額制を採ると同樣の結果を來さしめ、以て取扱上の簡便を圖ることとせり。

（ハ）次に產業組合又は產業組合聯合會及住宅組合の發する出資證券、及貯蓄銀行法第一條に依る貯蓄預金、幷に產業組合の取扱ふ貯金の各通帳の稅額を特に二錢と爲したるは、產業組合又は產業組合聯合會及住宅組合の發行する出資證券に對しては、全然免稅すべしとすら爲す者あり。其の主張する所に依れば、此等の組合は國民生活の安定を圖らんとする公益上の趣旨に出でたる法人にして、而も其の出資證券は當該組合の根本組織に關するものなるを以て、免稅するを至當とすと謂ふに在るも、印紙稅は元來普遍的に適用することを主眼とす。而して此等の法人は果して印紙稅を全免してまで保護するの價値ありや否や疑あるのみならず、若し公益の故を以て免除すとせば、他の多種多樣の公益法人に對しても亦均霑の必要を生ずべく、殆ど際限なきに至らん。故に此等組合の發行する出資證券に對して、全然免稅するは不可なりと雖も、亦此等組合の性質目的等に鑑みるときは、之に階級定額稅を課するも、尙聊か重に過ぐるの感あるを以て、特に其の稅率を輕減して約半額と爲すを適當と認む。而して貯金通帳の印紙稅も亦之を全免すべしと爲す者あり。其の主張する所に依れば、貯蓄銀行の貯蓄預金及產業組合の貯金は、一回の預入金額概ね零細なるのみならず、通帳の使用一年僅に數回に止まるが如きもの決して稀ならざるが故に、之に一般普通の印紙稅を課するに於ては、自然貯金利子を低下することとなりて、貯蓄奬勵の趣旨に反するを以て其の印紙稅を全免すべしと謂ふに在るも、之亦前項出資證券に對する免稅の不可なると大體同樣の事由に依り、全免すべきものに非ずと認む。但し其の全免を主張する事由等に鑑みるときは、之亦他の通帳同樣五錢の定額稅を課するは、聊か重に失するの感あるを以て、前者同樣約半減して二錢と爲すを適當と認む。

二　課稅最低限の現在五圓なるを十圓に引上ぐること。

（理由）課稅限度を二十圓又は三十圓に引上ぐべしと爲す者あり。其の主張する所に依れば、現行稅法は明治三十二年の制定に係り、爾來二十餘年を經過したるが、其の間經濟界の發展著しきものありて、試に之を物價指數に見るも、明治三十三年十月の百に對して、大正九年中の平均は三百四十三を示せるのみならず、尙將來漸次騰貴の大勢に在るが故に、寧ろ此の際二十圓、又は三十圓と爲すを相當とすと謂ふに在りと雖も、大正九年中の物價は寧ろ騰貴の絕頂にして、將來は多少降下すべき傾向を有するものと認めらるるのみならず、改正稅額五錢は之を從來の定額稅（三錢）に比するも、七割の引上に過ぎざるが故に、課稅限度も之を十割きで引上ぐれば充分にして、一躍四倍に引上ぐるが如きは突飛に過ぐるものと謂はざるべからず。

三　物品切手の課稅最低限一圓は現行の儘據置くこと。

（理由）物品切手の課稅限度を二圓に引上ぐべしと爲す者あり。其の主張する所に依れば、已に他の一般證書帳簿の課稅限度を二倍に引上ぐる以上、獨り物品切手に限り之を一圓に據置くは不衡平なりと謂ふに在るも、物品切手は現在に於てすら、一圓未滿の小額切手を多數合綴して發行し、事實上脫稅を圖るものある狀態なるが故に、其の課稅限度を引上ぐるに於ては一層分割發行の弊を助長し、事實上の脫稅盛に行はるるに至るの虞あり。依て課稅限度は之を現行の儘據置くを相當と認む。

四　一通の證書に同時に數種の事項を記載したる場合に於て、各稅率を同うするときは其の一箇分に對してのみ課稅し、稅率を異にするものあるときは、其の高率の分に課稅する旨の規定を設くること。

消滅を證明すべき記載事項の、一箇毎に課稅するを至當とすと謂ふに在るも、現行法に於ても既に主たる債務の證書に併記したる擔保契約證券の裏書及手形の裏面に記載したる受取書の如きは何れも免稅しつつあり。如此併記又は裏書等を爲すは、元來證書流通上の便益又は取引の敏活を期圖せむとするより出でたるものにして、强て印紙稅の負擔を免れむとするの趣旨に非ざるべし。然るに單に理論に拘泥して、之に相當印紙を增貼せしむるは多少酷なるのみならず、其結果取引上にも影響を及ぼすべきを以て、改正案に於ては一步を進め一通の證書に同時に記載したるものは其の證明事項の二箇以上に亙る場合と雖も、總て一箇分の課稅に止め稅率を異にするものあるときは、其の高率の分のみに課稅することを穩當且便宜なりと認めたり。

五　外國に於て作成したる證書・帳簿を帝國內に於て行使するも、之に對しては印紙稅を課せざること。

（理由）外國に於て作成したる證書・帳簿を帝國內に於て行使する場合に、其の內容が我が印紙稅法に依り印紙稅を納付すべきものなるときは、該證書・帳簿に印紙を貼用せしむべしと爲す者あり。其主張する所に依れば、現行印紙稅法は證書・帳簿を作成したるとき印紙稅を納付すべき旨を規定するも、單に證書・帳簿を作成したりとて、之を行使するに非ざれば何等財產權上の效力を發生せざるに依り、該作成は當然行使を意味するものと解すべく、從て外國に於て作成したるものを單に受領したるに過ぎざるときは、內地作成に係る證書等を受領したる場合と同じく、勿論課稅の必要なきも、苟も其の證書等を以て帝國內に於て財產權の得喪變更を目的として行使するときは、印紙稅を課するを至當とすと謂ふに在り。然れども事實上に於て作成と行使とを全然區分し、其の行使者に對し課稅することは事實上至難なるのみならず、內地に於ても一旦作成の際印紙を貼用したるものに付ては、其後更に之を行使することあるも課稅を爲さざるが故に、外國作成のものに限り之に課稅するは、穩當ならずと認めらる。依て本說は不可なりと認む。

六　犯則者に對する罰科金の最低科料を五圓とし、不消印犯は三圓とすること。

（理由）現行法は脫稅犯は脫稅高の二十倍の罰金又は科料に處すことと爲せるも其の最低額を限定せず。又不消印犯は一圓九十五錢以下の科料に處することとなり居れり。然るに現在印紙稅に脫稅多きは、脫稅に對する制裁が脫稅額の二十倍とし其の最低額を設けざるが故に、三錢定額稅の無印紙證書に對する罰科金は僅に六十錢に過ぎざるを以て、二十通以上の無印紙證書を發行するときは假令其の內一通が罰科金を受くるも尙利益なるを以て、多數の證書類を發行する者等に在りては法の制裁を豫期しながら、打算的に脫稅するもの多きに因るものなり。依て相當なる最低限度を設けざれば到底誠實なる納稅を期し難きものと認めらるるを以て、其の罰科金の最低額を五圓とし、又不消印犯は概ね印紙の再貼を目的として行はるるものなるを以て、之亦相當加重し之を三圓と爲す必要ありと認む。

七　印紙稅を納付せざるか、又は貼用印紙に消印を爲さざる證書帳簿を受領したる者に對しては、其の作成者が處罰せられたると否とを問はず、收稅官吏は受領者の費用を以て印紙を貼用し、又は消印を爲し得ることとし、受領者が其の費用を任意納付せざるときは、國稅徵收法の規定を準用すること。

（理由）印紙稅に脫稅多きは、印紙の貼用なき證書帳簿を漫然受領し、暗默の間犯則を曲庇するが如き者多きことも亦一大原因なり。故に法律上特に規定を設け、斯る受領者に對しても納稅の義務を負はしめ、以て相互の警戒を促すは脫稅防止上最も必要なりと認む。

八　印紙貼用の義務ある證書・帳簿を無印紙にて授受したるときは、裁判上證據力を認めざる旨の規定は、之を設けざること。

（理由）印紙貼用の義務ある證書帳簿を無印紙の儘授受したるときは、裁判上の效力を認めざる旨の規定を設く

べしと爲す者あり。其の主張する所に依れば、印紙稅に脫稅多きは諸種の理由に依ると雖も、亦印紙貼用の有無が何等權利の行使に關係なき爲受領者に於て漫然之を看過することも一大原因なるを以て、印紙稅法中に無印紙の證書帳簿は裁判上の效力無き旨を規定し、以て受領者の警戒を促すは、印紙稅の取締上必要なりと謂ふに在りと雖も、我民法、商法等は元來契約自由を原則とし、成るべく要式行爲を避くるを主眼とせるに拘らず、收入の目的を以て制定せる印紙稅を納付せざるが爲、該證書等は根本に於て效力なしとするは、穩當ならざるを以て不可なり。印紙稅創始當時同樣の規定ありたるが、後之を削除したる趣旨亦玆に出づるものと認む。

九　收稅官吏の印紙稅に關する職務の執行を拒み、又は之を忌避し、若は之に支障を加へたる場合の制裁規定を設くること。

（理由）印紙稅に脫稅多きは、印紙稅を納付すべき證書帳簿の受領者にして、檢查物件を隱蔽し若は檢查を免るることの必要なるは勿論、此種の規定は各間接國稅に於ける殆ど共通的條項たるを以て、印紙稅にも亦之を加へ以て取締の徹底を期するを必要と認む。

（備考）

以上改正の結果歲入に及ぼす影響を考ふるに、元來印紙收入額は其の賣上高に依り之を計算し得るも、印紙收入中印紙稅法に依る印紙收入額は何程なるかを區分して明確に之を計算し難く、況や如何なる證書が幾何作成せらるるやに至りては不明なるを以て、稅率改正に依る歲入の增減を計上することは困難なるも、現在作成せらるる證書帳簿の大部分は其の稅額三錢なるべきが故に、今回之を五錢に引上ぐるに於ては、相當增收を期し得べきに似たりと雖も、一方免稅點五圓を十圓に引上ぐる爲に生ずる減收あるに依り、結局改正後の歲入は現在と大差なきものと認む。

丙　創設すべきもの

イ　化粧品稅

化粧品に對しては左の理由竝方法に依り、新に課稅を爲すこと。

一　化粧品は主として奢侈的消費に屬するを以て、課稅物體として適當なるのみならず、其の消費額の如き年々著しく增加するの傾向ありて、大正七・八・九三箇年度の平均內地消費價額は四千五百八十餘萬圓に達し、之を大正五・六年の平均二千二百萬圓に比するときは、十割八分强の增加割合を示せり。故に之に對し從價一割五分の課稅を爲すときは、課稅に因る消費減を一割と見込み、六百十餘萬圓の歲入を得べくして好個の財源たるべきこと。

二　課稅手續に關しては、現行の賣藥稅法に於けるが如く定價を附記せしめ、之に相當印紙を貼用せしむること。

三　輸出品に對しては免稅すること。

本案實行上困難と認むべき點を擧ぐれば左の如し。

（イ）一般に印紙を貼用せしむる結果、香油・香水・髮油・化粧水類の量り賣りの慣習を禁止するを要するに至り、之が爲供給者竝需要者に苦痛を與ふるのみならず、脫稅の取締困難なること。

（ロ）化粧用石鹼と洗濯用石鹼との區分、化粧用油類と食油又は工業用油との區分、化粧品の原料と化粧品との區分、其の他一般に用法に依りて化粧品となり又は他の用途に供せらるるものとの區分を定むること困難なること。

（ハ）化粧品の原料は時價の高低常なく、且運賃は場所に依り異なるものあるを以て、課稅の爲豫め製品に一定の賣價を附記せしむること困難なること。

（ニ）化粧品中石鹼、煉油、白粉の類は、氣候の變遷又は濕熱等に依り、需要者に販賣する以前に變敗又は分解して、其の效用を失ふに至ることあり。故に時々內容を檢査するを要し、場合に依りては取換手直し又は廢棄を要するを以て、印紙を貼用するときは此等の操作を爲し能はざること。

（ホ）化粧品中には輸出せらるるもの多し。右に對しては免稅せらるるとするも、內地消費品に對し課稅せらるる關係上、輸出品に對しても相當の取締を爲すの要あり。爲に輸出貿易の敏活及發達を阻碍すること。

本案を實行するものとして、以上の諸點を研究すれば左の如し。

（イ）現在化粧品の大部分は相當の包裝と裝飾とを施して發賣せられ居るが故に、一般に定價を附記せしめ、相當印紙の貼用を爲さしむることは、格別困難ならざるべく、而して量り賣の如きは、化粧品全體より見れば實に一小部分に過ぎざるを以て、化粧品に課稅するを可とする以上、之を禁止するは已むを得ざることなるのみならず、現に同種のものにて包裝の上販賣せらるるもの多きより見れば、左まで當業者に苦痛を與ふるものと認められざること。

（ロ）前段（ロ）の項に列記したる物件に對し、其の課稅非課稅の區別を爲すこと一應困難なるが如く感せらるるも、其の實際に於ては個々の物件に就き之を實檢するときは、化粧品なりや否を解決し得べく、法律施行の當初に於ては多少の疑義を生ずることあるべきも、相當の期間を經過せば自ら一定し得べきものと認めらるること。

（ハ）化粧品は其の原料の時價高低常なく、且運賃は場所に依り異なるものあるを以て、從て製品に對し定價を附記すること困難なりと云ふも、現に印紙稅を課し居る賣藥の例に徵するに、其の內容量の增減又は定價の增減、其の他地方に依る割引價格の按排等に依り、適當に之を調節すること を得べきを以て、定價の附記を絕對に不可能なりと爲すことを得ざること。

（ニ）化粧品中には需要者に販賣する以前に其の效用を失ふものありとするも、斯くの如きものに對しては失效賣藥の例に倣ひ、印紙交換の方法を採るべきが故に、敢て當業者に不便を與ふることなきこと。

（ホ）輸出すべき化粧品に對しては、現在の輸出賣藥に於けると同樣最初より課稅を免除し、成るべく其の取扱を簡便ならしむべきが故に、敢て輸出を阻碍すること大ならざるべきこと。

（附　表）

化粧品製造者及輸入者數竝生產額調

年次	場數 製造者	場數 輸入者	場數 計	內地消費高	外國輸出高	合計
大正七年	大正十年七月現在 一、五二五	六六	一、五九一	二八、六二四、三三七円	二、五六七、七六〇円	三一、一九二、〇九七円
同八年				五二、二七〇、一二七	六、四二九、九〇七	五八、七〇〇、〇三四
同九年				五六、六五六、五四一	五、五四〇、五四五	六二、一九七、〇八六
平均				四五、八五〇、三三五	四、八四六、〇七〇	五〇、六九六、四〇五

（備　考）課稅に因る內地消費減を一割と見込み、此の從價一割五分の稅額

徵收費總額（初年度　六、一八九、七九五円
　　（平年度　六六、三〇二
純收入（初年度　六四、七二七
　　（平年度　六、一二三、四九三
既往五箇年に於ける化粧品の生產額調　六、一二五、〇六八

區分	大正五年	同六年	同七年	同八年	同九年
內地生產	一七、一二九、八三九円	二二、二七三、二八八円	二七、七四三、〇三九円	五〇、五一三、三六〇円	五五、一八四、五〇三円
內地消費（輸入	八八〇、六五三	九六五、七二八	八八一、二九八	一、七五六、七六七	一、四七二、〇三八
內地消費（計	一八、〇一〇、四九二	二三、二三九、〇一六	二八、六二四、三三七	五二、二七〇、一二七	五六、六五六、五四一
外國輸出（朝鮮移出を含む）	一、五〇三、七六三	二、〇〇九、〇四〇	二、五六七、七六〇	六、四二九、九〇七	五、五四〇、五四五
合計	一九、五一四、二五五	二五、二四八、〇五六	三一、一九二、〇九七	五八、七〇〇、〇三四	六二、一九七、〇八六

（備考）大正九年に於ける內地消費化粧品の內重なるもの左の如し。

種類	消費價額	總額に對する割合	種類	消費價額	總額に對する割合
化粧用石鹼	二二、四六〇千円	御 三九六	香油類	六、七四四千円	御 一一九
白粉	八、一〇八	一四三	齒磨	三、八四一	〇六九
化粧水及化粧下	七、三七五	一三〇	水	三、〇一二	〇五三

種類	消費價額	總額に對する割合
其他	五、一一六千円	御 九〇
總計	五六、六五六	一、〇〇〇

㊁　清涼飲料稅

清涼飲料に對し左記方法に依り新に課稅すること。

一　炭酸瓦斯を含有する清涼飲料に課稅すること。但し炭酸瓦斯の含有量萬分の五に滿たざるものは之を課稅外とし、尙酒精分一度以上を含有する清涼飲料は、之を酒精含有飲料として同稅法に依り課稅し、清涼飲料の範圍外と爲すこと。

二　清涼飲料製造者をして、每月其の前月中に於て製造場より移出したる清涼飲料の石數を申告せしめ、該石數に對して一石十圓の移出稅を課すること。

三　製造場內に於て消費せられたる清涼飲料は、之を製造場外に移出したるものと看做す旨特に法律に規定し、之に課稅すること。

四　第二項の稅金は移出の翌月之を徵收すること。但し擔保を徵して一定期間（例三箇月）の延納を許すこと。

五　外國より輸入したる清涼飲料には、保稅地域より引取の際一石十圓の引取稅を課すること。

六　外國に輸出したる清涼飲料に對しては、其の稅金竝使用砂糖の砂糖消費稅に相當する金額を交付すること。

七　徵稅に關する取締竝制裁規定は、大體酒類其の他の消費稅に準ずること。

（參照）課稅による平年度收入見込額二百二十七萬八千圓

（理由）清涼飲料課稅の不可なる點

（イ）清涼飲料なる名稱は本來其の意義明確ならず。從て之に課稅せんと欲せば、其の範圍を清涼飲料中炭酸瓦斯を含有し、其の刺戟に依りて飲用者をして爽快を感ぜしむる飲料に、限定するの外なかるべきも、炭酸瓦斯を含有せざる飲料にして、之を含有するものと殆ど同樣に飲用せらるるもの亦決して尠からず。例へば葡萄其の他の果實の汁液又は果實蜜等種々あり。依て其の飲用の常態より課稅の權衡を圖らむと欲せば、

此等のものに對しても課稅せざるべからずと雖も、斯くては殆ど際限なく、彼の玩弄用として販賣せらるる蜜柑水の如きものに對しても、課稅せざるべからざるが如き結果となるを以て、寧ろ總て課稅せざるを可とす。

（ロ）清凉飲料に對する課稅を當業者の申告を標準として行ふに於ては、不誠實の申告百出し、其の眞相を調査することは頗る困難なる爲、課稅の不衡平を免るること能はざるべし。

（ハ）夏期に於ける清凉飲料の飲用は、衞生上より觀るも奬勵すべきことなるを以て、寧ろ總て課稅せざるを可とす。然れども清凉飲料に對しては、左記理由に依り課稅するを相當と認む。

（イ）清凉飲料は一種の贅澤品なるを以て、性質上課稅物件として適當なり。從て歐米諸國に於ても課稅せるもの多く、殊に我國に於ては近時著しく其の消費高を增加し、尙將來漸增の趨勢に在るべきを以て、此の際相當の課稅を爲すを可とす。

（ロ）現在醬油砂糖の如き生活上の日用品にすら課稅せる以上、此等のものとの權衡上より見るも、課稅するを相當とするのみならず、清凉飲料は往々麥酒に代用せらるる場合あるを以て、麥酒に對する補充稅としても課稅の必要あり。

（ハ）反對論者は清凉飲料の課稅を當業者の申告に依りて行ふに於ては、課稅の衡平を失ふこととなるが故に不可なりと謂ふと雖も、豫め製造者より製造方法を申告せしめ、其の營業に支障を與へざる程度に於て、原料、製品、製造に關する諸帳簿等の檢査に依りて、製造場に對し直接檢査監督を爲すと同時に、一面原料の買入先竝製品の販賣先につき間接の取締を爲す等製造場の內外に涉り系統的取締を爲すに於ては、脫稅の防止は必ずしも不可能ならず。從て甚だ課稅の衡平を失ふが如き虞なし。

（ニ）反對論者は課稅範圍の不明確に付き非難するも、右は含有炭酸量に依り區分すれば明確にして、炭酸瓦斯を含まざるものを除外するも、何等不權衡なることとなし。又夏期の飲料として清凉飲料を奬勵すべしと云ふが如きは、必ずしも首肯し難く、或種の又は古き清凉飲料等に在りては、却て普通飲用水よりも有害なることあり。尙一步を進めて言はば課稅の影響として營業上の自然淘汰行はれ、業體確實、品質佳良なるもの存續し、爲に衞生上より見て却て好結果を來すことあるべし。

（ホ）清凉飲料の製造高は逐年增加の趨勢に在るを以て、課稅當時に於ては假令多額の收入を期し能はずとするも、漸次其の收入額は增加するに至るべく、好箇の財源たるを失はず。

丁　改正せざるもの

イ　取引所稅

取引所稅は現行の通據置くこと。

（理由）取引所稅法に付ては、最近取引所法の改正に伴ひ既に相當なる改正を加へられたるを以て、此の際更正を加ふる必要なしと認む。

ロ　骨牌稅

骨牌稅は現行の儘存置すること。

（理由）骨牌稅は其の收入額三十萬圓內外に過ぎざるを以て、稅制整理の點より考ふれば、斯かる小額の稅種は國稅として存置するの價値無きが如しと雖も、骨牌に依る普通の娛樂は禁止すべき程度のものに非ざるも、其の使用方法に依りては社會風敎上忌むべきものに屬するのみならず、大體に於て奢侈的物件と認めらるるを以て、之に課稅するを相當とすべく、其の稅額の僅少なればとて、廢稅の理由と爲すに足らざるものと認む。

戊　其の他新稅として調査したるもの

イ　酢稅課否に關する調査

酢に對しては課稅せざること。

（理由）酢に對し左記方法に依り課稅すべしとの說を爲す者あり。

一　酢（食醋・醋酸）の製成を終りたる時其の造石數を査定したる上、一石に付五圓の造石稅を課すること。

二　輸入に係る酢に對しては一石五圓の引取稅を課すること。

三　造石稅金は一定納期を定めて之を徵收すること。

四　外國に輸出し又は工業用に供したる酢に對しては其の造石稅を下戻すこと。

五　徵稅に關する取締等の規定は大體酒類其の他間接稅に關する規定を準用すること。

酢に課稅するを可とする理由左の如し。

一　現在酒類醬油砂糖の如き日用品に對し總て課稅しつつあるを以て、均しく調味料たる酢に對しても適當の課稅を爲すを相當とす。

二　各家庭に使用する酢の量は極めて少量に過ぎざるが故に、課稅は格別消費者に苦痛を與ふるものにあらず。

三　近來酒精又は醱（其の實質は濁酒と同一なり）を原料とし酢を製造する者增加したるが、此等のものに對しては現在に於ても相當取締を爲しつつあるを以て、之に課稅するが爲に生ずる手數と經費の增加は僅少なり。

然れども酢に對する課稅は、左記理由に依り不可なりと認む。

一　酢の造石高は僅に三十三萬石に過ぎず。而も其の中二萬石は輸出又は工業用に供せらるるを以て、此等に對しては免稅の必要あり。而して食用三十一萬石に對し一石五圓の課稅を爲すも、其の收入は僅に百五十餘萬圓に過ぎざるが故に、新稅としての價値に乏し。

二　酢は其の含有酸量に多大の懸隔ありて、普通の食醋の如く四度內外に止まるものと、醋酸又は酢の素の如く十九度以上、氷醋酸に在りては九十度以上に上るものとあるが故に、同一稅率を以て課するに於ては甚しく負擔の不權衡を來すべく、若し衡平に課稅せんと欲せば、各酢の含有酸量を標準として課稅せざるべからず、と雖も斯くては食醋に對して普通醋酸は約五倍、氷醋酸の如きに至りては約二十五倍の稅率と爲さざるべからずして此等のものは甚だ重稅となるを以て實行困難なり。

三　酢の工業用に供せらるるものは染色用・顏料用・昆布製造用・藥品其の他多岐に涉り、而も其の一回の使用量極めて少量なるが故に、之に對する戾稅は容易ならざる手數にして、多額の經費を要す。而も手數の省略上工業用酒精の如く一回の使用量一石以上のものに限り戾稅することと爲さんか、工業用酢は一回の使用量少きが故に、殆ど戾稅の恩典に浴し得ざることとなるべく、自然工業の發達を阻碍するに至るべし。

（附　表）

酢稅收入額調

年度別	課稅額	稅率	稅額	徵稅費	差引實收額
施行初年度	三〇九、四七五石	五円	一、五四七、三七五円	一〇三、六〇三円	一、四四三、七七二円
平年度	三〇九、四七五石	五	一、五四七、三七五	一〇一、二二三	一、四四六、一五二

（備考）課稅高の算出基礎左の如し。

年次	製造高	輸移入高	輸移出高	工業用	差引課稅高	備考
大正八年	三三一、一六二石	石	三、五三八石	？石	石	
同九年	三二九、〇八九	？	一五、九五〇	一〇、九〇六		
平均	三三〇、一二五		九、七四四	一〇、九〇六	三〇九、四七五	課稅に因る消費減無きものと看做す

□　燐寸消費稅課否に關する調査

燐寸に對しては課稅を爲さざること。

（理由）（一）燐寸は其の製造場數百七十四ケ所に過ぎず。而も內地消費價額は六百八十萬圓に上るを以て、之に

對し相當課稅を爲すべしとする者あるも燐寸は生活上の必需品なるが故に、新に課稅するは妥當ならざること。

(二) 假に之に對し從價の一割を課することとせば、之が課稅に因る消費減を一割と見込み、歲入僅に六十一萬圓に過ぎざることとなり、又若し專ら財政上の收入を得むが爲に從價五割の高稅率を課するとせば、其の消費減を二割と見積り歲入二百七十萬圓を得べきも、生活上の必需品に對し斯る苛重の稅率に依り課稅するが如きは、戰時其の他非常の場合の外之を避くべきものなること。

(三) 本邦の燐寸は全生產額三千五百萬圓の內、外國に輸出せらるるもの二千八百萬圓、此の割合八割强に上り實に本邦重要輸出品の一たり。而も內地消費に屬するものは價格六百八十萬圓、全生產額の二割弱に過ぎずして、若し內地消費品のみに對し課稅を爲すこととせば、勢ひ大部分の輸出免稅品に對しても、相當の取締を加ふるの必要を生ずべく、爲に外國市場に於て他國製品との競爭激甚なる斯業をして、自然取引の敏活を缺き、輸出貿易を阻碍するに至るべきこと。

(四) 尙燐寸に付ては、外國に於て或は專賣制度を採用する所あるを理由として、之が專賣を主張するものありと雖も、元來燐寸は生活上の必需品たるの關係上、財政上の收入を目的としては今遽に之を實施し得ざるのみならず、强て之を專賣と爲さむとするも、第三項に於て述べたるが如く、年產額の約八割以上は外國に輸出せらるるものに係るを以て商機を尙ぶべき海外貿易を制肘すること甚大なるべく、到底實行不可能なるべきこと。

(參照)

燐寸製造場數及生產額調

年次	場數	內地消費高	外國輸出高	計
大正七年	六、一九四、三五四圓	二七、六六七、二六八圓	三三、八六一、六二二圓	
同八年	七、八四九、八三七	三一、七三八、八六二	三九、五八八、六九九	
同九年平均	六、四一三、一一四	二五、五七四、九六一	三一、九八八、〇七五	
(大正十年七月現在)一七九	六、八一九、一〇一	二八、三二七、〇三〇	三五、一四六、一三一	

八　其の他各種の新稅に關する調査

以上調査したる新稅の外、尙新財源として一應の研究を爲したるものを列擧すれば左の如し。而して右は孰れも各項記載の事由に依り、國稅としては採用するの價値なきものと認め、詳細なる調査を爲すことを見合せたり。

新に課稅するを否とする理由

稅目	課稅方法	
一、不動產移轉稅	一、賣買讓渡等に因る不動產の移轉に對し課稅すること。	一、課稅標準としては、移轉したる不動產の價格を標準とするの外なきを以て、現行登錄稅と重複課稅の嫌あること。 二、動產の移轉に對しては課稅することなきが故に、課稅上の權衡を得ざること。 三、本稅は既に地方稅として主要の財源となり居るを以て、之を國稅に編入することに付ては、大に考慮を要すべきこと。 (參照) 大正九年地方稅として賦課したるもの 府縣稅　四百十三萬三千圓 市町村稅　五百三十七萬一千圓 計　九百五十萬四千圓
二、土地增價稅	一、所有權移轉の場合に於て、讓渡價格が取得價格に超過する價格に對し、課稅すること。	一、取得價格及讓渡價格の調査困難なること。 二、本稅の適用を受くるは事實上市街地及其の附近の土地に限らるるが故に、地方稅の財源としては可なるべきも、國家の一般的財源としては不適當なること。

三、庭園稅	一、庭園を所有し又は占有する者に課稅すること。 二、庭園の面積を以て課稅の標準とし、等級を設けて課稅を爲すこと。	一、庭園として課稅すべき範圍を定むること困難なること。 二、地方に依り相當の等級を設けて課稅するの要あるも、之が標準を定むること至難なること。
四、壯丁稅	一、非役壯丁に對し課稅すること。 二、徵兵年齡に達したる翌年より、一定の年限之が課稅を爲すこと。	一、兵役に服せざる者は納稅に依り兵役義務を盡したりとの思想を生じ、國民皆兵主義の美風を破壞するに至るべきこと。 二、兵役義務は任意に之を免るべきものにあらざるを以て、國家が免役者に對し課稅を爲すは不當なること。 三、若し課稅すると爲すも、負擔力の如何に依り課稅を斟酌すること困難なれば、勢ひ人頭稅となるの嫌あること。 （參照）每年の徵兵適齡者約五十二萬人の內、課稅を受くべき人員を其の七割と見込み、一ケ年三十六萬四千人となる。
五、奢侈稅	一、貴金屬・寶石・高等綿物・自動車・馬車等の物件の課稅最低價格及觀覽・宴會等奢侈的行爲の課稅最低金額を設けて、之に超ゆるものに課稅すること。	一、立法上課稅品目を選定すること容易ならざるのみならず、其の用途形狀等に依り甚しく價格を異にするものあり。從て課稅最低價格を決定すること至難なること。 二、奢侈品又は奢侈行爲の總てを網羅すること至難にして、爲に課稅の公平を期し難きこと。 三、美術品の大部分に課稅するの結果となり、爲に美術工藝の發達を阻碍すること。 四、脫稅の機會多く其の取締頗る困難なること。 五、課稅方法は現金納付又は印紙納付の何れに依るとするも、簡易確實に徵稅を爲し得ざる爲、甚しく取引を阻碍すべし。 六、本稅に付ては戰時中外國に於て之を採用せし向ありしも、其の後漸次廢止せらるるの傾向あるのみならず、徵稅上種々の缺點あるを以て、非常の場合の外、平時に於て之を採用するの價値なきこと。
六、娛樂稅	一、娛樂興行に對し等級を設け課稅すること。	一、娛樂興行と學術講演等との分界を立つること困難にして、課稅範圍明確ならざること。 二、正確なる徵稅を爲すこと頗る困難なるのみならず、各種の興業は簡單なる設備を以て隨所に行はるるが故に、之に對し公平なる課稅を爲すは至難なること。 三、本稅は地方の狀況に依り、地方稅として適當なる課稅を爲さしむるを相當とすること。
七、紙消費稅	一、內地消費に係る紙の價額を標準として課稅すること。	一、紙は主として新聞・書籍等文化の發達に關係する所至大なるを以て、之に課稅するは、些少の收入の爲に却て國家の大局に不利を招くの虞あること。 二、紙の種類は頗る多く、從て價格に懸隔あるが故に、之に對し公平なる課稅を爲すは困難なること。 三、紙の製造者は全國を通じ約四萬五千人に上り、其の徵稅取締は頗る困難にして、多額の徵稅費を要すべきこと。 （參照）大正八年分農商務統計書等に依る紙の製造高等左の如し。 內地生產價額　一九二、二八八（千円）　輸出高　二五、三九七（千円）　輸入高　二九、七六〇（千円）　差引內地消費高　一九六、六五一（千円）
八、茶消費稅	一、內地消費に係る茶の價額を標準として課稅すること。	一、茶は玉露以下番茶に至る迄品質の差異甚しく、價格の高低亦大なるものあるを以て、之に對し公平なる課稅率を設くること困難なること。 二、茶の一部は贅澤品に屬すべきも、番茶の如きは寧ろ生活の必需品に屬し、之に課稅するは不可なること。 三、茶は主として農家の副業として製造せられ、其の約六割は外國輸出品たるに因り、課稅の爲に自ら輸出貿易を阻碍するの虞あること。 （參照）大正八年分農商務統計書等に依る茶の製造高等左の如し。

內地生產價額	內輸出高	輸入高	差引內地消費高
三三、三七七千円	一八、四〇二千円	一九四千円	一五、一六九千円

第三　地方稅整理案

我國現時の地方稅體系は、國稅に對する附加稅と、國稅の遺す所の稅源に對する特別稅とを以て組成せり。而して其國稅附加稅は嚴重なる制限に局促せられ、其特別稅亦大なる財源たる能はず。然るに輓近地方歲出劇增したるが爲、之が財源の涸渴に苦しみ、勢ひ現行戶數割の如き比較的良稅たらざるものに偏重し、又は或種の營業稅・雜種稅の如き零細なる稅種を涉獵して、其の財源に充足しつつあり。此の如くにして地方稅は、全く歲入の不足に伴ひ或は增額或は濫設せられ、雜然として其間何等脈絡系統なく、之が整理改善は地方財政の窘窮に隨ひ、益〻其の緊要なるものあり。

抑〻地方稅制の體系を確立するに當り、之が大宗たる稅種は應能主義に適合し、而かも應益主義を加味し得る租稅を以てするを至當とす。故に道府縣に於ては地租・家屋稅及營業稅を中軸として、之に配するに所得稅附加稅を以てし、且適當なる雜種稅を認むることと爲すべく、市町村に於ては地租・家屋稅及營業稅の附加稅を中樞として、之に配するに戶數割を以てし、尙地方の事情に應じて特別稅を設けしむるを可とす。而して此の如き地方稅の體系は、他日國の財產稅完成し、地租及營業稅を全く地方に委讓したる場合に於て、完備せしむることとし、此の經過的時期に於ては根本主義に順應する方針を以て、地方稅の整理を行ふを適當なりと信ず。故に此際地租及營業稅が財產稅の新設に依り輕減せられたる分は、之を地方財源に委讓し、是に依りて生ずる餘裕を以て、如上の根本方針に從ひ、地方稅中當に廢減すべき稅種の整理に充つるを可なりと認む。

國に一般財產稅を起し、國稅として輕減したる地租及營業稅を更に地方稅として徵收すれば、財產稅を納むる者の土地及營業は、負擔加重せらるることとなるべしと雖も、現行地方稅中には整理の急を要するもの尠からざるを以て、此際土地及營業の負擔の加重は姑く之を忍び、以て地方稅の整理を斷行するを可とす。

上述の方針の下に以下各項の如く地方稅整理を行はんとす。

一　道府縣稅

甲　從來の戶數割及之に代る家屋稅を廢し、賃貸價格を標準として課する定率稅の家屋稅を新設すること。

（理由）現行戶數割は府縣に於て、直接個人に賦課せず、一先づ之を市町村に配賦し、各個の賦課額は市町村會の決議に一任す。

元來地方稅として、各人の所得に對しては所得稅附加稅あり、土地に對しては地租附加稅及段別割あり、營業に對しては營業稅附加稅・府縣稅營業稅及雜種稅あり。其他各種の物件・行爲・收入等に對しても課稅し、稅網廣く各般に行渡れるに拘らず、猶且戶數割の存する所以のものは、蓋し其の初め地方團體が各種の稅源に其の收入を求めて、尙足らざる場合に於て、各人は齊しく其の分に應じ、自治體に對し出捐すること當然なりと云ふ觀念に基くなるべし。故に戶數割は人の生活狀態等を斟酌して、其の資力を測り之に應じ賦課するを以て本則とす。然るに此の如きは府縣の如き區域の廣き管內を通じて、公平に行はれ難きは勿論なるを以て、直接課稅の方法に依ること能はず。勢ひ二段課稅の方法を採るの外なし。而して之を單に戶數に應じ各市町村に配賦するは、固より不公平なるべく、去りとて市町村より各個人の資力算定の資料を調査申告せしむることとせ

ば各市町村競ふて課稅標準又は其の資料を內輪に見積りて申告し到底配賦公平なるを得ず。又市町村の貧富に應じ之に等級を附する如きも理論上及實際上不適當なり。若し又郡費分賦の例に倣ひ各市町村の直接國府縣稅賦課額を戶數と合せて標準と爲し戶數割を配賦するも貧富の懸隔ある市町村の資力に適應する配賦を行ふこと殆ど不可能なりとす。從て此の如き配賦を基礎としたる戶數割は結局府縣內各人の資力に應じたる課稅たること能はざるなり。此の如く本質上府縣稅として負擔の公平を期し得られざる稅は之を廢止して寧ろ市町村稅と爲し、市町村をして其の住民の生活狀態等を斟酌し、能く其の資力に應じて課稅せしむることと爲すを適當なりと認む。

尙戶數割を廢止するものとせば從來戶數割に代へて一部の地方に課せられたる家屋稅も亦其儘存置すべきものに非ざるべし。然れども土地及營業は地方稅を課せらるるに拘らず獨り家屋に對し未だ廣く一般に課稅せらるることなきは、彼此均衡を失せるものと云はざるべからず。故に從來の家屋稅の如く戶數割に代へて課するものは之を廢するも、新に定率稅として家屋稅を設くるを適當なりと認む。農村の實情は家屋稅の課稅標準の査定困難なるものあらんも、國に於て一般財產稅を施行せば、之が調査と相俟て其困難を排除し得べきなり。

乙　市町村の所得稅附加稅を府縣に委讓し、府縣の所得稅附加稅率を、現在の制限率に市町村の附加稅制限率を加へたるものまで引上ぐること。

（理由）戶數割は府縣稅として已に之を廢し、土地、家屋、營業に對する課稅を其中軸とし、之に配するに所得稅附加稅を以てすることと爲すも現在府縣の所得稅附加稅は其率頗る低きを以て、府縣稅に於ける物稅に對する人稅の割合均衡を得ず。然るに一方に於て市町村は、人稅たる戶數割附加稅の巨額に達せるに加へて所得稅附加稅を課するを以て、人稅の物稅に對する割合過大に失せる嫌あるが故に、市町村の所得稅附加稅を廢して其の人稅の割合を低下し、他の一方に於て府縣の所得稅附加稅の率を、現在の附加稅率と市町村の附加稅率とを加へたる程度迄高めて、戶數割廢止に依る人稅の減少を補ふを可とす。此の如くせば、亦以て府縣稅制に一層伸縮性を帶ばしむるを得べきなり。

丙　府縣稅營業稅雜種稅を整理すること。

（理由）元來府縣の營業稅は國稅として之を課するには餘りに小營業なりとして遺棄したるものに課するものなるが故に、能ふべくんば其の總てを廢すること、社會政策上より觀るも亦至當なるべし。少くとも其中比較的大なる營業者に對する課稅を除き、職工稅其他細民に課する稅の如きは、之を廢するを當然のことなりと信ず（其の廢止見込のもの別表の通）。又雜種稅は營業稅的性質を有するものあり、物件行爲等に課するものありて、多種多樣に亙り中には演劇興行稅の如き、自動車稅の如き、適當なる稅種なきに非ずと雖、又細民に苦痛を與ふるものも少なからず。此の如き反社會政策的稅種は之を廢止すると共に雜然たる稅制を整理して秩序あるものたらしめざるべからず（其の廢止見込のもの別表の通）。

尙營業稅雜種稅中、勞働者又は主として細民に課するが如きものは之を廢止する趣旨を以て營業稅雜種稅の稅目を限定し、又雜種稅中其の稅質營業稅なるものは之を營業稅に組替ふるを可とす。

丁　鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し、新に鑛業及砂鑛業に對し府縣稅營業稅を課すること。

（理由）鑛業稅は鑛產稅と鑛區稅とに分たる。鑛區稅が特許に對する報償金の性質を有するは論なかるべく鑛產稅も亦半は同性質を有するを爭はず。然れども亦同時に其半は營業稅的性質を帶べるものと認めざるを得ず。故に鑛區稅と鑛產稅の半とは之を國稅として存し、其營業稅的性質を帶べる他の半は國稅營業稅を地方に委讓したるが如く、之を地方に委讓するを相當なりと認む。既に報償金の性質を帶ぶる部分のみを鑛業稅として國稅に留保したる以上は、地方に於て之に附加稅を課するよりも鑛業の營業たる事實に對し府縣稅として營業稅を設置するを至當とす。而して其の稅額は之を現在府縣の鑛業稅附加稅額の範圍に止め、鑛業稅の地方に委讓せられたる部分は之を國稅營業稅同樣市町村に與ふるを可とす。

砂鑛區稅附加稅も亦鑛區稅附加稅に準じて整理するを可とす。

戊　以上の趣意を以て道府縣稅を整理せば、道府縣に於て失ふ稅額左の如し（大正十年度當初豫算）。

戶數割廢止の爲	三九、二五一、一六八圓
家屋稅廢止の爲	七、七三三、七九三圓
營業稅整理の爲	一、四六一、六八四圓
雜種稅整理の爲	五六四、六一六圓

猶家屋稅を新設せば、私法人建物稅は家屋稅中に包含せらるることとなるを以て、雜種稅としては廢止せらる。而して其の額

計	一、五四〇、九〇五圓
（註）廢止せらるる鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅額と、鑛業及砂鑛業に對する新設の營業稅額とは、相等しからしむることと爲せるを以て、府縣稅整理の計算上より之を除く。	五〇、五五二、一六六圓

右失ふ所の財源の缺陷は、先づ之を道府縣の所得稅附加稅率の引上げに依る增收額三五、五五九、三八二圓を以て之に充て、次に其殘額一四、九九二、七八四圓は、之を新設すべき家屋稅を以て充てんとす。卽ち家屋稅は、建物賃貸價格八九一、七二九、九五四圓の百分の一、六八一三の稅率となるべし。但各府縣に就きて見れば、整理せんとする府縣稅額と、所得稅附加稅の增收額との差額に大小あるのみならず、課稅標準たるべき建物の賃貸價格にも亦相異あるを以て、從て家屋稅の稅率は府縣により同じからざること勿論なりとす。

右整理の結果道府縣の重なる稅の收入額左の如し。

地租附加稅	七三、五六二、四九〇圓	一一四、六五二、八〇九圓
家屋稅	一四、九九二、七八四圓	
營業稅附加稅	一六、七四二、〇八九圓	
營業稅	九、三五五、四四六圓	
所得稅附加稅		三九、二三五、四一一圓
雜種稅		三二、三三七、八〇六圓

（註）右計數の內容は後に添付せる計算書參照のこと。

而して道府縣は其稅制を整理するに當り、地方に委讓せられたる地租及營業稅に依ることなくして、能く其の目的を達し得るが故に、其の委讓を受くべき兩國稅額は、之を市町村の整理財源に充つることを得。

二　市町村稅

甲　地租及營業稅の附加稅率を高め、且家屋稅附加稅を新設すること。

（理由）前述の如く地租及營業稅の委讓額は道府縣に於て其稅制整理に充てざるを以て、市町村は之を收めて、地租及營業稅の現行附加稅率を高むることとす。猶又市町村に於て地租及營業稅の附加稅を賦課する以上は、之と權衡を保つが爲め道府縣に新設すべき家屋稅に附加稅を設くるを至當とす。其稅率は府縣稅の百分の五十を以て相當と認む。此の如くにして此三附加稅を整へ、以て市町村稅體系の中軸たるべき素地を作り、以て他日國に於て一般財產稅完成し、地租及營業稅の全部を地方に委讓せらるる際に於ける、市町村稅體系の完

備に一歩を進むるを要す。

乙　鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し、鑛業及砂鑛業に對する府縣稅營業稅の附加稅を認むること。

（理由）國稅に存置したる鑛業稅に附加稅を課するの適當ならざること、府縣稅に付述べたるが如し。仍て市町村の鑛業稅附加稅も亦之を廢し新に設けたる鑛業に對する府縣稅營業稅に附加稅を課することとす。而して今其の率を幾何ならしむべきかを考ふるに鑛業地の市町村は、鑛業の發展に伴ひ多數の坑夫來住して漸次義務教育費衞生費等著しく增大し、其財政窮迫の狀態に在るを以て、鑛業營業稅の附加稅の程度は、現在市町村が鑛業稅附加稅として徵收せるものに加ふるに國稅鑛業稅に於て輕減したる稅額の範圍まで擴張し、以て市町村財政の緩和を圖るに資せんとす。砂鑛區稅附加稅も亦之を廢し砂鑛業に對する府縣稅營業稅の附加稅と爲すべきこと勿論とす。

丙　從來の戶數割附加稅及之に代る家屋稅の附加稅を廢し、主として所得を課稅標準とする戶數割を市町村に設け、現在の家屋稅施行地にも施行すること。

（理由）戶數割は資力に對し之を課するを可とするものなるを以て、府縣の如き廣き區域に施行するに適せざること、前に述べたるが如しと雖之に多少の修補を加へて之を市町村區稅とせば、其の施行區域も狹小なるが故に、能く各人の資力を周密に調査して課稅し得べし。故に之を市町村稅とし、所得を主たる課稅標準として課するものとし、以て地租、家屋稅及營業稅の附加稅に配するは、市町村稅體系上適當なりと信ず。

（註）從來市町村にして戶數割附加稅に代へ、家屋稅附加稅を賦課し來りたるものに在りては、之を廢して戶數割を賦課することと爲すも、尙新設すべき府縣稅の家屋稅附加稅を課することは、已に述べたるが如し。

丁　戶數割の負擔を輕減すること。

（理由）地租及營業稅附加稅の增率に依る增收額、及新設すべき家屋稅附加稅額は、之を市町村の新財源とし、先づ以て市町村の所得稅附加稅を道府縣へ移したる財源の缺陷補塡、竝道府縣稅營業稅雜種稅の整理稅目に對する附加稅の減收補塡に充てざるべからず。

而して次に之が處理如何を考ふるに、市町村の戶數割附加稅は一億七千九百萬圓の巨額に達し、市を除き町村のみに付て之を見れば、租稅收入の七割三分を占むるの狀態なるが故に、如何に戶數割を良稅に改むるも、町村稅の大部分を戶數割に求めんとするが如きは、各人の擔稅力に應ずる所以にあらざるのみならず、將來市町村稅の體系を整ふる上にも、必ず其の輕減を計らざるべからず。

戊　以上整理の結果、市町村の重なる租稅收入額左の如し。

地租附加稅	五五、九五九、八二〇圓	
家屋稅附加稅	七、四九六、三九二圓	一一三、二五八、〇〇八圓
國稅營業稅附加稅	四一、〇一四、二二八圓	
府縣稅營業稅附加稅	八、七八七、五六八圓	
戶數割		一五三、〇八四、五〇八圓
雜種稅附加稅		一七、三二〇、八二八圓
特別稅		一九、六六二、六九三圓

以上の如く道府縣は、其の新設し又は增率したる稅に依る財源を以て其の整理を行ひ、市町村は地租及營業稅の委讓額を以て、主として戶數割の輕減を計り、他日國に於て財產稅完成したる時を俟つて、戶數割の稅額を地租、家屋稅、營業稅附加稅の稅額と同額以下たらしめ、以て其の租稅體系の整備を期すべきものとす。

（參照）　道府縣稅營業稅中廢止見込課目（大正十年度豫算）

露店に對する營業稅　四八、七五八圓
（福岡縣に於ける露店稅の物品販賣業稅に對する割合二分三厘五毛なるより推算）

職工	一、一五七、二七九
行商	一三五、四三六
炭燒業	六一、四三六
紙漉業	九、四六五
木賃宿業	九、七八九
賃機織業	二〇、四六四
賣藥請賣業	六、五一五
賣藥行商業	五、六七七
賃撚絲業	四、三九九

雜種稅中廢止見込課目（大正十年度豫算）

牛馬	五〇七、二六七圓
運送夫業	三二、八〇一
賃取牛馬	八、八五九
仲仕	五、四二五
荷積車前輓牛馬	四、三八四
筏乘	二、六五二
竹木流下業	一、五七〇
繰絲業	七五七圓
蹄鐵工業	六七六
牛馬宿業	六三〇
仲仕業	二六四
渡船業	五〇
塗物業	三三
修繕業	二一
日雇業	一四
飛脚業	一〇
手傳業	六
杣業	五
計	一、四六一、六八四
船賃	九六四圓
駕籠	三〇九
覗眼鏡	一八二
易占	一〇五
死畜取扱人	七九
屠手	一九
計	五六四、六一六

三　地方稅收入增減計算

本整理案に基く計算內容左の如し。

（イ）道府縣稅の增減

道府縣に於て失ふ稅額

戶數割廢止額	三九、二五一、一六八圓
家屋稅廢止額	七、七三三、七九三圓
營業稅整理額	一、四六一、六八四圓
雜種稅整理額	二、一〇五、五二一圓
計	五〇、五五二、一六六圓

右失ふ所の財源の缺陷は道府縣の所得稅附加稅率引上に依る增收額三五、五五九、三八二圓を以て之を補充し、不足額一四、九九二、七八四圓は、新設家屋稅の賦課に依り之を補填す。

右整理の結果道府縣稅收入の狀況左の如し。

地租附加稅（現在通）		七三、五六二、四九〇圓
家屋稅（新設）		一四、九九二、七八四
營業稅附加稅	現在額	一六、七三三、七九一
	賣藥營業稅附加稅編入額	八、二九八
	計	一六、七四二、〇八九
計		一一四、六五二、八〇九圓

營業稅	現在額	新設鑛業營業稅額	九、四一九、〇六四圓
		雜種稅より編入額	六七四、四二四
		整理輕減額	七二三、六四二
	差引收入額		一、四六一、六八四
			九、三五五、四四六
所得稅附加稅	現在額		三、六七六、〇二九
	增徵額		三五、五五九、三八二
雜種稅	現在額		三五、一六六、九六九
	整理輕減額		二、一〇五、五二一
	營業稅へ編入額		七二三、六四二

（ロ）市町村稅の增減

市町村稅に於て失ふ稅額	所得稅附加稅の委讓額	三九、二三五、四一一圓
	營業稅雜種稅附加稅の委讓額	三二、三三七、八〇六圓
計		七二、〇七三、二四八圓

右失ふ所の財源の缺陷は、新設せる府縣家屋稅の附加稅七、四九六、三九二圓を以て之を補充す。

其殘額二二、七六九、一三四圓を、地租·營業稅及鑛業稅の委讓額六四、六六七、〇〇〇圓（內地租三二、九九四、九一五圓、營業稅二八、七七六、〇八五圓、鑛業稅二、八九六、〇〇〇圓）を以て補充すれば、其委讓額中四一、八九七、八六六圓の殘餘を生ず。此殘餘額は之を戶數割の輕減に充つ。

右の結果に依る市町村稅收入の狀況左の如し。

地租附加稅	現在額		三二、九六四、九〇五円
	委讓額		三二、九九四、九二五
家屋稅附加稅（新設）			五五、九五九、八一〇円
營業稅附加稅	現在額		七、四九六、三九二
	委讓額		二八、七七六、〇八五
	賣藥營業稅附加稅編入額		一四、一〇三
			四一、〇一四、三六
府縣稅附加稅	現在額		二三、二三四、〇四〇
	鑛業稅委讓額		五、九七九、一三九
	鑛業稅附加稅編入額		二、八九六、〇〇〇
	雜種稅附加稅よりの編入額		四五四、八九〇
	整理輕減額		八、七八七、五六八
			二三、二五八、〇〇八円
戶數割	戶數割及家屋稅の附加稅の現在額		一五三、〇八四、五〇八（現在の戶數割及家屋稅附加稅の七割八分）
	整理輕減額		一、〇七四、三六八
雜種稅附加稅	現在額		一九四、九八二、三七四
	營業稅附加稅へ編入額		四一、八九七、八六六
	整理輕減額		一九、四二八、五五四
			一七、三〇、八二八
			一、五七五、八四九

特別稅（現在通）　一九、六五二、六九三圓

（ハ）道府縣稅と市町村稅とを通じて地方稅の增減左の如し。

地租附加稅に於ける增	三二、九九四、九一五圓
營業稅附加稅に於ける增（賣藥營業稅附加稅を含む）	二八、七九八、四八六
家屋稅及其の附加稅の新設に依る增	二二、四八九、一七六
所得稅附加稅は現在市町村に於て法定制限率以下の課率を以て徵收せるも、府縣稅附加稅に移す場合に於ては、制限率迄徵收するものとするに依る增	七、九四四、〇四三
府縣稅營業稅及其の附加稅に於ける增	二、七四四、八一一
右合計增（鑛業營業稅及其の附加稅を含む）	九四、九七一、四三一
然れども他方に於て	
雜種稅及其の附加稅に於ける減	四、九三六、八八九
戶數割家屋稅及其の附加稅に於て府縣稅及之に代ふる家屋稅を廢止するに依る減	四六、九八四、九六一
市町村の附加稅を輕減するに依る減（將來設くる市町村戶數割と差引したる計算を示す）	四一、八九七、八六六
賣藥營業稅附加稅を廢止するに依る減	二二、四〇一
鑛業稅及砂鑛區稅附加稅を廢止するに依る減	一、一二九、三一四
右合計減	九四、九七一、四三一

（參考）

一　地租及營業稅全部委讓の場合に於ける地方稅整理案綱領

甲　道府縣稅

第一　道府縣に於ては地租家屋稅及營業稅を中軸とし之に配するに所得稅附加稅を以てし且適當なる雜種稅を認むること。

第二　前項の方針の下に左の整理を行ふこと。

（一）地租は賃貸價格を標準として課することとし從前道府縣に於て徵收すること。

（二）營業稅は法令を以て其の課稅方法等を統一明定し勞働者又は主として細民に課するが如き營業稅は之を廢止し從前道府縣に於ける國稅營業稅附加稅賣藥營業稅附加稅府縣稅營業（整理したる稅目を除く）竝營業的性質の稅目の雜種稅額を限度として之を徵收せしむること。

（三）鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し新に鑛業及砂鑛業に對し營業稅を課すること。

（四）從來の戶數割及之に代ふる家屋稅を廢し賃貸價格を標準として課する定率稅の家屋稅を新設すること。

（五）勞働者又は主として細民に課するが如き雜種稅は之を廢止する趣旨を以て其の稅目を限定し尙雜種稅中其の稅質營業稅なるものは之を營業稅に組替ふること。

乙　市町村稅

第一　市町村に於ては府縣稅たる地租家屋稅及營業稅の附加稅を中軸とし之に配するに獨立稅たる戶數割を以てし該戶數割の稅額を地租家屋稅及營業稅の附加稅額と同額以下たらしめ且雜種稅附加稅及地方の事情に依る特別稅を認むること。

第二　前項の方針の下に左の整理を行ふこと。

即ち地方稅の總計に於ては增減なし。

（一）地租及營業稅の附加稅は現在の地租及營業稅（賣藥營業稅を含む）の委讓額と、其の市町村の附加稅額を合算したる程度迄徵收すること。

（二）鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し、鑛業及砂鑛業に對する府縣稅營業稅の附加稅を現在國稅たる鑛業稅の委讓額と、其の市町村の附加稅額を合算したる程度迄徵收すること。

（三）新設したる府縣稅家屋稅の附加稅を課すること。

（四）從來の戶數割及家屋稅の附加稅を廢し、戶數割を市町村の獨立稅とし、所得を主たる課稅標準と爲し、現在の家屋稅施行地にも施行すること。

（五）所得稅附加稅を道府縣に委讓すること。

（六）府縣稅營業稅雜種稅の整理稅目に對する附加稅は當然消滅のこと。

（七）現在の地租營業稅及鑛業稅の委讓竝新設家屋稅附加稅の賦課に依り生じたる財源は所得稅附加稅の廢止に依り生じたる財源の缺陷と、營業稅雜種稅の整理に伴ふ附加稅の消滅に依る財源の缺陷を補塡し、其の殘額だけ新設すべき戶數割を、現在の戶數割及家屋稅の附加稅より低からしむること。

二

本整理案に基く計算卽左の如し。

（イ）道府縣に於て失ふ稅額

戶數割廢止額	三九、二五一、一六八圓
家屋稅廢止額	七七三、七九三圓
營業稅整理額	一、四六一、六八四圓
雜種稅整理額	二、一〇五、五二一圓
計	五〇、五五二、一六六圓

右失ふ所の財源の缺陷は道府縣の所得稅附加稅率引上に依る增收額三五、五五九、三八二圓を以て之を補充し不足額一四、九九二、七八四圓は新設家屋稅の賦課に依り之を補塡す。

右整理の結果道府縣稅收入の狀況左の如し。

地租	七三、五六二、四九〇圓	
家屋稅	一四、九九二、七八四	一一四、六五二、八〇九圓
營業稅	二六、〇九七、五三五	
所得稅附加稅		三九、二三五、四一一圓
雜種稅		三二、三三七、八〇六圓

（ロ）市町村稅に於て失ふ稅額

所得稅附加稅委讓額	二七、六一五、三三九圓
營業稅及雜種稅の附加稅の整理減收額	二、六五〇、一八七圓
計	三〇、二六五、五二六圓

右失ふ所の財源の缺陷は新設せる府縣家屋稅の附加稅七四、七六九、一三四圓を地租營業稅及鑛業稅の委讓額に依り補塡す。

右の結果に依る市町村稅收入の狀況を見るに

地租附加稅	三七、八二四、四三〇圓	
家屋稅附加稅	七、四九六、三九二	四五、三二〇、八二二圓
營業稅附加稅	二六、一八二、九六四	
戶數割		七一、五〇三、七八六圓
雜種稅附加稅		一九四、九八二、三七四圓
特別稅		一七、九一〇、二七七圓
夫役		一九、六六二、六九三圓
		一、二六六、四〇二圓

今此地租家屋稅及營業稅の附加稅額と戶數割とを同額に爲さむとせば、其の額各一三三、二四三、〇八〇圓なり。

故に地租及營業稅の附加稅を更に六一、七三九、二九四圓徵收し其徵收額だけ戶數割を輕減するを要す。卽ち地租及營業稅の附加稅は之を通算し結局八四、五〇八、四二八圓の增徵を要することとなり、此增徵額は現在地租及營業稅（賣藥營業稅を含む）一三八、八〇二、三八六圓の六割八厘に當る。

右整理の結果市町村稅の收入狀況左の如し。

地租附加稅	七八、一一五、五五六圓
家屋稅附加稅	七四九、六三九、二〇〇
營業稅附加稅	四七、六三一、一三二
戶數割	一三三、二四三、〇八〇圓（現在の戶數割及家屋稅附加稅の六割八分）
雜種稅附加稅	一七、九一〇、二七七圓
特別稅	一九、六六二、六九三圓
夫役	一、二六六、四〇二圓

三　地租及營業稅を地方稅とする場合に於ける課稅方法竝國家の之に對する監督方法

地租及營業稅を地方稅に移す場合に於て此の兩稅の課稅方法を全然各地方の隨意に一任すべきや又は國家に於て相當の監督を爲し全國の統一を圖る必要ありやは單純に決するを得ず又雖之を地方稅に委讓するの理由に鑑み大體に於て各地方の事情に適應したる課稅を爲さしむるを可とすべし。然れども若し之を全く各地の自由に放任するときは各地の土地及營業に對する負擔に著しき輕重を生じ各地間の產業の消長に關する所少なからざるべしと認めらるるを以て左記各項の要領に依り大體の統一を圖るの必要ありと認む。

（一）兩稅共法律を以て其の組織及課稅方法等を規定すること。

（二）前項に依り規定すべき要領は大體左の通り。

（イ）地租の課稅標準は法定地價を廢して賃貸價格に依ることとし其の調査決定に付ては現行所得稅法に準じたる調査委員會の制度を設くること。

（ロ）營業稅は大體國稅營業稅の通とし其の課稅標準中より原則として建物賃貸價格を削除し其の他各業體に應じ課稅標準の種目又は計算方法を修補すること。但し課稅最低限は之を低下すること。

（三）兩稅の稅率は各地方全然同一ならしむるを得ずと雖現行地租及營業稅は相互權衡を保持せざるものと認めらるるを以て之を改正し其の收益を根據として兩稅間の權衡を保持したる最高稅率を法律にて規定すること。而して若し之を超過して課稅するの必要あるときは中央政府の認可を受けしむること。但し此の場合は兩稅共其の最高稅率に達したるときに限る。

（四）家屋稅も大體前各項に準ずること。

第四　附帶希望決議

一　本整理案は諸問の趣旨に依り、現在の歲入に增減を來さざることを目標として、作成したるものなるを以て、財源の關係上地租及營業稅は、當分約半額を國稅として存置することと爲したるも、理想としては其の全額を地方稅に委讓すべきものなるが故に、軍備縮小に因り生ずる財源を以て、此の兩稅の全部を地方稅に委讓せむことを望む。

二　間接國稅に關する稅制整理の結果、課稅の權衡上より新に飴・メリヤス・フエルト・化粧品・清涼飮料に對し課稅を爲し、約一千二百萬圓の歲入を圖ることを計畫したるも、若し此の際他に適當なる財源あるに於ては、此等の比較的大ならざる新稅を創設するは、稅制整理の大體より通觀して、寧ろ避くべきものと認む。而して旣に稅制整理の稅源として、酒類に對し或程度の增稅を爲す以上は、之との權衡上、煙草に對しても若干値上を爲し、之を財源と爲すを相當とすべし。今參考として調査するに、煙草値上に因り、大正十年度に於ける煙草の賣行高を基本として、其の定價の平均二割程度

の値上を爲すとせば、相當消費減を見込み、約一千二百萬圓の歳入を得べきが故に、此の財源に因り敍上新稅の創設を見合すを可と認む。尤も專賣制度に關する調査は、本諮問案の範圍外に屬するも、特に此の希望を附加す。

第一章附表

第一表　累年內國稅收入額表

稅目	第一期（自慶應三年十二月至明治元年十二月）	第二期（自明治二年一月至同年九月）	第三期（自明治二年十月至同三年九月）	第四期（自明治三年十月至同四年九月）	第五期（自明治四年十月至同五年十二月）	第六期（自明治六年一月至同年十二月）
地租	二、〇〇九、〇一三 円	三、三五五、九六三 円	八、二八、九六九 円	一一、三四〇、九八三 円	二〇、〇五一、九一七 円	六〇、六〇四、二四三 円
海外旅券其他手數料	一〇一、七三三	九四、〇〇三	一五五、六四七	一四二、六五四	三三、六四四	一三六、九八
川々國役金	九一八	—	一〇一、九八七	五三、八六五	九二、一九三	一三四、三〇三
運上冥加等諸雜稅	三三四、七七六	四四六、五三〇	一〇三、六八四	二一三、三七六	一八八、五四四	四三一、七六
罫種紙印紙稅			九五、三一三	二九、五三三	一〇三、二七九	三三五、四四〇
酒造稅					一六、一三七	九六一、〇三〇
船稅					七、八〇三	八三、一二三
絞油稅					一、九九三	七三、二四二
郵便稅					一七、九六〇	八八、八六六
證券印稅						三一九、三〇三
鉞獵免許稅						七、八四〇
牛馬賣買免許稅						六四、四八八
琉球藩貢納						四三、五八三
生絲繭眞綿印紙稅						三五、一七六
港灣碇泊稅						八、九四三
僕婢車馬駕遊船稅						一九、四一九
合計	二、四三六、四四三	三、八九六、四九六	八、六七五、五一一	一一、七八〇、四三三	二〇、五三、五四三	六三、三八、七一八

稅目	第七期（自明治七年一月 至同年十二月）	第八期（自明治八年一月 至同年六月）	明治八年度	同九年度	同十年度	同十一年度
地租	五九、四二二、四二八円	六七、七一七、九四六円	五〇、三四五、三三七円	四三、〇三三、四二五円	三九、四五〇、五五一円	四〇、四五四、七二四円
海外旅券其他免許手數料	七六、五六九	四五、五三五	二、七七四	五、七四一	四、八一七	三、三四五
川々國役金	一四五、六一三	三一二、四七七				
運上冥加等諸雜稅	一、二〇四、一七五	一、四五〇、二六八				
蠶種紙印紙稅	二三四、六九九	二三六、二二七	一一〇、二四四	一三一、二三三	一七九、六一八	
酒造稅	一、六八三、五三九	一、三一〇、三八〇	二、五五五、五九四	一、九二一、六三九	三、〇五〇、三一七	五、一〇〇、〇六二
船稅	一三五、六七六	一二、三三六	一二六、五一四	一三三、一一九	一九四、七三八	一三三、五八九
絞油稅	六六、一一三	六、二九六				
郵便稅	一八八、〇七一	五九九、九七〇	五八三、二六七	六六九、二二八	八〇九、八五六	九四八、九〇〇
證券印稅	二九一、八七八	三九五、三一五	四九八、二二八	四三四、一一五	五〇五、六二四	五八八、〇九四
銃獵免許稅	四五、九九二	三六、四〇九	四六、九二〇	四六、六三一	四二、四〇五	四八、五三八
牛馬賣買免許稅	七〇、三四五	六、二二四	九〇、八三三	六〇、八九八	六二、三三九	六八、二〇九
琉球藩貢納	二一、九〇八	六一、七四四	四八、一八九	三六、九四四	四二、八一四	五一、三九四
生絲繭眞綿印紙稅	四〇、七七〇	一七、一二六	二七、一九一	三一、四五六		
港灣碇泊稅	六七、三四四	七四、九二五	二八、〇三〇			
僕婢車馬駕籠遊船稅	七〇、一九二	五三、五七五				
官祿稅	五九、六八〇	六四、一六三	九二、六二〇	七六、八八一	七〇、五九六	七七、六八九
車稅		九六、五七八	二二三、一九二	二三四、九〇一	二六一、八五九	二六九、一二四
家祿並賞典祿稅		二、九四九、八三九	二、〇七五、一一八	二、一三〇、一八七		
鑛山借區稅		四四、四九二	七、四三〇	八、九〇三	九、三三九	一〇、六一〇
煙草稅			二〇六、七四八	二四四、一四八	二三七、〇六〇	二七四、五三二
度量衡稅			二、〇一九	二、七一九	一、九七六	二、八〇〇
北海道水產稅			三四二、五三六	三八四、五八三	三六一、一二〇	五〇九、五九五
代言免許料			二五〇	四、四二〇	七、四〇〇	五、四四〇
訴訟罫紙諸稅			六三、四六四	八〇、一七四	七六、四八二	七八、八五五
版權免許料			五、一九八	二、四五九	三、三七七	三、八三二
生絲賣買鑑札料			一、六三三	三、九三三		
米商會所稅				四五、七三三	一一三、七二八	二〇一、八三二
賣藥稅				二六、四五四	八七、〇八九	七四、二二九
舊稅追納					一、三九六	一一、三〇四
國立銀行稅						一八六、三〇八
株式取引所稅						七、三〇五
橫濱洋銀取引所稅						四、三七二
合計	六三、八〇五、〇一一	七五、四九〇、八五六	五七、四七五、二九八	四九、七四一、九六五	四五、五六四、五二九	四九、一三四、二七二

稅目	明治十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度
地租	四二、一一二、六四八円	四二、三四六、一八一円	四三、二七四、〇三一円	四三、三四二、一八七円	四三、五三七、六四八円	四三、四二五、九九六円
海外旅券其他免許手數料	九、九五四	七、七九五	七、九三六	四、〇四九	二三、〇六〇	二八、七九七
酒造稅	六、四六三、八九三	五、五二一、三三五	一〇、六四六、一六三	一六、三二九、六二三	一三、四九〇、七三〇	一四、〇六八、一三三
船稅	一三四、六五七	一三五、二八九	一三三、四一七	一三五、二一九	一二八、〇四〇	一三〇、四五三
郵便稅	一、一六七、九五三	一、四二三、七二八	一、六五九、六七九	一、六一二、九八四	二、二七三、四六六	二、一四八、七〇〇
證券印稅	六九五、五八八	八六九、二六〇	八八五、八二六	八七二、七九四	六七一、一七九	六七八、九九一
銃獵免許稅	六三、九八〇	七九、二五八	九〇、三一三	八五、八九二	六八、八五一	五六、二二五
牛馬賣買免許稅	七五、八二〇	八四、二〇一	八八、四三七	八七、七一九	八〇、二六四	七二、四九〇

内国税（上）

税目	明治十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	同二十二年度	同二十三年度
合計	五三八〇	五三六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇
商標登録手数料						
訟廷用印紙						
醤油税	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
織物税	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
煙草税	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
酒税	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
鉱山税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
船税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
印紙税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
登録税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
馬車税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
鉄道税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
電信税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
山林税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
北海道税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
度量衡税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
鉱業税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
牛馬売買免許税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
鉄道運賃税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
郵便税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
船舶税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

（二）　第一章財表　事務章程表　五一

第十年内国税収入額表

税目	明治十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	同二十二年度	同二十三年度
合計	五三八〇	五三六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇
商標登録手数料						
訟廷用印紙						
醤油税	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
織物税	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
煙草税	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
酒税	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
鉱山税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
船税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
印紙税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
登録税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
馬車税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
鉄道税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
電信税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
山林税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
北海道税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
度量衡税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
鉱業税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
牛馬売買免許税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
鉄道運賃税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
郵便税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
船舶税	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

（一）　年内国税収入額表

税目	明治二十四年度	同二十五年度	同二十六年度	同二十七年度	同二十八年度	同二十九年度
地租	三千百万円	三千百万円	三千百万円	三千百万円	三千百万円	三千百万円
田租	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
家屋税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
営業税及鉱業鑑札料	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
印紙収入	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
登録税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
取引所税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
醤油税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
酒税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
清酒税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
濁酒税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
沖縄県酒造税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
北海道水産税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
雑種税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
合計	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円

（二）　内国税収入額表

税目	明治二十四年度	同二十五年度	同二十六年度	同二十七年度	同二十八年度	同二十九年度
地租	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
田租	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
家屋税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
営業税及鉱業鑑札料	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
印紙収入	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
登録税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
取引所税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
醤油税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
酒税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
清酒税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
濁酒税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
沖縄県酒造税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
北海道水産税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
雑種税	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円
合計	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円

稅目	明治三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
自家用酒稅						三一八、三九〇円
營業稅						五三
合計	五九、八八三、六六七円	六二、一七六、二二三円	六四、八七九、三九一円	六五、五三二、一二四円	六七、九二一、九八三円	六九、六五九、二三九
地租	三七、九六四、七二七円	三八、四四〇、九七五円	四四、八六一、〇八二円	四六、七一七、七九六円	四六、六六六、四九三円	四六、五〇五、三九一円
田租	二七、二一七、一一一	二七、六九八、五二八	三一、二七七、一五四	三三、一〇三、一二五	三三、〇五四、三五九	三三、八八四、六五五
畑租	六、四四三、九一一	六、四四〇、七五二	七、三〇五、四六五	七、三三一、六二四	七、二九五、八六四	七、二六二、六〇〇
宅地租	三、五三九、三四二	三、五三七、〇三一	五、二七五、六二四	五、二六五、四五八	五、三〇三、三八二	五、三一七、二三六
雜地租其他	七六四、三六三	七六四、六六四	一、〇〇三、八三九	一、〇〇八、五八九	一、〇一三、八八八	一、〇三〇、九〇〇
船稅	九	一〇				
證券印稅	一、二二一、九七八	一、四四二、一五九				
狩獵免許稅	一三三	七				
煙草稅	四、九三五、一七三	二、一二〇、五五五				
北海道水產稅	三五九、二六八	三五三、一八八	三五七、六一〇	三六七、九六二		
賣藥稅	九八二、三八〇	一、〇六一、四三七				
印紙稅	八七四、四五六	九四九、九三四				
營業稅	一〇七、九二四	一二一、五〇三	一一三、五二五	一一七、七九九	一三一、九五三	一二五、五五七
舊稅追納	一九、七八七	一四五	六七八	一六	七、六六三	四、七二九
國立銀行稅	一〇九、五三一	二、六一六	九三			
醤油稅	一、五三二、一〇〇	一、五三五、五四二	二、四五三、三九二	三、一五三、八九〇	三、四六四、〇二五	三、五五五、二二九
造石稅	一、五三二、一〇〇	一、五三五、五四二	二、四五三、三九二	三、一三三、二五〇	三、四三九、一五七	三、五三〇、一八六
自家用醤油稅				二〇、六四〇	二四、八六八	二五、〇四三

稅目	明治三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度
所得稅	二、〇九五、〇九一	二、三五一、四一九	四、八三七、三二六	六、三六八、〇三九	六、八三六、八八九	七、四六〇、六九二
沖縄縣酒類出港稅	五六、八三一	七二、六一五	八一、五七一	一五六、八三三	二一七、四九六	一八五、九五五
兌換銀行券發行稅	五六〇、九七四	一、二五五、六〇九	八四六、五八二	一、四〇四、七九三	一、六九三、五九九	一、一三〇、八九五
鑛業稅	四三一、三八〇	五六七、九九一	六〇五、九四七	六二四、二四七	七二七、六二一	七六二、六三一
鑛業稅	二七六、九三九	四〇六、九二六	四二七、二〇〇	四三八、〇五四	四九六、九九二	五〇九、八二三
鑛區稅	一四四、四四一	一六一、〇六五	一七八、七四七	一八六、一九三	二三〇、六二九	二五二、八〇八
取引所稅	一、一〇六、二〇七	八五六、〇三六	一、一七七、〇四〇	一、三二八、四六一	八三六、三九六	八一四、〇八三
酒精營業稅	一五、三三一	一九、七一九	九、二四二			
酒稅	三一、一〇五、一七一	三三、九五九、八五六	四八、九一八、四二三	五〇、二九三、六五一	五八、〇一七、三六七	六三、七三八、〇〇九
酒造稅	三〇、二九〇、三三五	三一、八六五、四五九	四八、八四六、九二五	五〇、二三〇、八〇五	五七、八六六、一〇四	六二、九七二、六四〇
麥酒稅					九四、〇四〇	六三七、一三三
混成酒稅	七三、七〇八	二三七、三三七	六八、四三六	六九、七一二	四七、〇七六	
自家用酒稅	七三八、二〇八	八五四、一二三	三六			
酒精及酒精含有飲料稅					六、九〇一	一二五、四七九
沖縄縣酒造免許稅	二、九三〇	二、九三八	三、〇二六	三、一三四	三、二四六	二、七六八
營業稅	四、四一六、二四八	五、四七八、〇二〇	五、五〇七、一四六	六、〇五一、五二五	六、四八一、〇四五	六、七七七、〇四七
北海道地方稅			八七、六七一	九四、九三〇		
砂糖消費稅					六二三、三四三	四、一四五、七七三
合計	八六、八九二、三三八	八八、五三六、九〇八	一〇九、八五七、三三〇	一一六、五七九、九二九	一三五、五八二、八九七	一三五、一九五、九九一
地租	四六、八七三、〇八六円	六〇、九三九、七八一円	八〇、四七三、〇二一円	八四、六三七、四九七円	八四、九七三、九二六円	八五、四一八、三九一円
田租	三三、一六四、九六五	四〇、五六九、一九六	五〇、二五〇、七四〇	五四、三二四、五二三	五四、六九一、一〇八	五五、〇九二、〇六八

稅目						
畑租	七,三三七,七九二円	—円	—円	—円	—円	—円
宅地租	五,三三一,九〇六	九,三五六,四三七	一五,七六六,二六六	一五,七四五,〇五五	一五,六五九,一五一	一五,六六〇,八二四
雜地租其他	一,〇三八,四三三	一一,〇一四,一四八	一四,四五六,〇一五	一四,五六七,九一九	一四,六二三,六六七	一四,六六五,四九九
賣藥營業稅	一三〇,一六四	一六七,三〇五	一九七,八五五	二〇四,七八〇	二一四,〇三三	二二四,六九〇
舊稅追納	二,一〇四	三二〇	二	八,三九三	四二一	八八三
醬油稅	三,五四四,五二八	五,一〇八,八二九	五,二七二,八七四	五,六〇一,四五七	五,四七四,六九〇	四,八五九,四二三
造石稅	三,五二〇,三三三	四,二四四,二三九	四,四〇八,四六八	四,七六六,八九九	四,六五〇,五八七	四,〇三三,五〇八
自家用醤油稅	二四,二〇六	八六四,五九〇	八六四,四〇六	八三四,五五八	八二四,一〇三	八二五,九一七
所得稅	八,二四七,一七六	一四,三六九,九三三	二三,二七八,三七六	二六,三四八,七三八	二七,二九一,八七四	三二,一四四,〇九七
沖縄縣酒類出港稅	三〇六,三三五	四六五,五九一	四七六,八四九			
兌換銀行券發行稅	八二三,六〇三	一,九〇六,二三三	二,四七二,〇八八	一,六九二,二八四	三,三三九,九一五	一,七七五,四六五
鑛業稅	八〇一,九八三	九九八,五九三	一,六九二,一〇八	一,九二八,一五二	二,一七三,五五四	一,九九八,一四三
鑛業稅及鑛產稅	五三三,九九九	五四七,八七六	六八八,六七七	九五〇,六七九	九五二,四七三	八一〇,四九四
鑛區稅	二六七,九八四	四五〇,七一七	一,〇〇三,四三一	九七七,四七三	一,三三一,〇八一	一,一八七,六四九
取引所稅	八二一,五八〇	八八〇,二七六	二,二四一,〇九七	四,六七九,八三〇	三,一五四,九二九	二,四一〇,七九四
酒稅	五三,八二一,七四八	五八,二六六,〇一〇	五九,〇九九,二九三	七一,一〇〇,〇〇四	七六,四〇六,三三三	八三,五九〇,六八三
酒造稅	五三,〇〇四,〇一三	五七,一五三,二〇三	五六,五一四,六五九	六八,三二五,七〇一	七五,二五九,〇四九	八〇,七一五,〇三二
麥酒稅	六五三,四三三	七一三,六七一	一,〇六七,二八七	一,二七四,九四二	一,六〇九,三二五	一,六二一,六四九
酒精及酒精含有飲料稅	一六一,七四七	四一六,三八五	一,五一三,六〇五	一,〇三二,四二四	一,〇三〇,四三〇	一,〇七六,三八七
沖縄縣酒造免許稅	二,五五五	二,七五三	三,七四二	四,九五八	四,四六八	二,一〇四
沖縄縣酒類出港稅				四七一,九七九	五一三,一〇一	一八五,五三三
營業稅	七,〇四九,二三〇	一三,六〇一,五四二	一八,七八四,六五六	一九,七七〇,一五九	二〇,三八三,九四〇	二三,五七四,四二七
砂糖消費稅	六,九四二,九六八	八,三六二,二九三	一一,三四八,三一七	一六,一五六,七〇四	一六,一七八,二二四	一九,六八四,三二八
織物消費稅		四,四二三,七六六	五,三一九,八九八	五,〇三七,五一四	一九,一一四,九〇三	一九,三二六,七三六
石油消費稅		一,八八二,九八三	—	—	五三,〇七七	一,六八九,一六〇
通行稅		三四四,三〇五	二,二二一,八六八	二,四六三,八〇一	二,七七三,五四九	二,八五一,〇七〇
相續稅			六二九,六八四	一,四〇五,四二五	一,八二三,二九七	二,四四六,九四七
鹽稅			四八一,三五九			
合計	一二八,三五四,五三〇	一七〇,七三七,七六七	二二三,九七九,三五三	二四一,〇三四,七四五	二六五,三四五,六五三	二六一,九八五,二三五

稅目	明治四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
地租	八五,六九三,九五四円	七六,二九一,七九六円	七四,九三六,〇八五円	七五,三六五,三九三円	七四,六三五,五一三円	七四,九二三,八四四円
田租	五五,二九六,九一八	四七,八四八,一六五	四六,五五八,四一七	四七,一〇三,四八四	四六,二六四,五一一	四六,五六九,五三三
畑租	—	—	一〇,四一〇,〇六一	一〇,二五九,九九六	一〇,三一七,一六五	一〇,二九四,六九七
宅地租	一五,七一八,二二五	一五,六七七,〇三三	一六,一七五,一六六	一六,二〇〇,八一〇	一六,二六八,一〇五	一六,二九二,二六六
雜地租其他	一四,六七八,八二二	一二,七六六,六〇九	一,七九二,四四一	一,八〇二,一〇三	一,七八五,七三三	一,七六九,三三八
賣藥營業稅	二三三,一六六	二三三,三一三	二四四,三〇八	二五〇,四七〇	二六三,六八七	二六八,五四五
舊稅追納	二					
醬油稅	四,七三二,七九九	四,六八〇,九〇一	四,八二八,三二六	四,九〇二,九五九	四,九六三,九〇〇	四,九三四,三〇九
造石稅	三,九〇一,五六五	三,八五五,六四二	四,〇一一,三三四	四,〇九五,六四七	四,一六三,八二三	四,一四五,一三八
自家用醬油稅	八三〇,二三四	八二五,二五九	八一六,九八二	八〇七,三一二	八〇〇,〇七七	七八九,一七一
所得稅	三三,八〇〇,四三一	三一,七二三,二五七	三四,七五五,七四五	三八,九三三,四九七	三五,五九一,三四八	三七,一五七,一八三
第一種所得稅				一一,四七四,五五三	一三,〇六八,八八七	一三,三三三,九一三
第二種所得稅				二七二,五五三	三〇一,八九七	四一一,四八八
第三種所得稅				二七,一八六,三九〇	二二,二二〇,五六四	二三,五三三,七八三
兌換銀行券發行稅	七二〇,一三九	八一五,九五七	一,三八八,一五九	一,六五八,〇三三	一,六三四,一四七	一,一五八,八二二

(1)　第年内國稅收入額表

目	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
稅	千六百六十二萬五千圓	千九百四十七萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓
合計	千六百六十二萬五千圓	千九百四十七萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓
相續稅	三百九十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓
砂糖稅	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓
織物消費稅	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓
石油消費稅	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓
酒精及酒精含有物料稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
沖繩縣酒類出港稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
砂糖消費稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
麥酒造石稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
酒精及酒精含有物料稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
取引所稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
鑛區稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
鑛業稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
所得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
所得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
所得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
臨時利得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
石油精製稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
家屋稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
地租	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
宅地租	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓

(上)　第五編　內國稅

目	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
稅	千六百六十二萬五千圓	千九百四十七萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓
鑛稅	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓
鑛區稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
鑛業取引所稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
石油精製稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
臨時利得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
所得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
所得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
利得稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
印紙稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
麥酒造石稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
酒精及酒精含有物料稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
沖繩縣酒類出港稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
砂糖消費稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
織物消費稅	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
石油消費稅	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓	二百萬圓
相續稅	三百九十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓	四百二十萬圓
砂糖稅	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓	三百萬圓
麥酒造石稅	千九百四十七萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓
合計	千六百六十二萬五千圓	千九百四十七萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓	二千四百十萬圓
地租	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓
畑田	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓	一百萬圓

稅目	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
砂糖消費稅	三、六七五、七一三円	二七、四四二、三〇六円	二九、八二二、九六七円	三六、三五三、六八二円	四六、一六八、四三三円	四〇、三九四、八九〇円
織物消費稅	一五、五三四、八九四	一六、七六〇、五五〇	一九、一五五、三五一	二三、三〇七、一三八	三六、五〇〇、三三〇	四一、三三三、一七五
石油消費稅	一、五七六、五八二	一、一六五、九四九	一、〇三九、四三八	九七九、三九一	一、一四五、五四〇	九七六、五五八
通行稅	四、八三八、六五三	五、二五四、七三四	六、二七三、〇八七	七、三八七、四八〇	八、八三〇、四二九	九、一八四、二八二
相續稅	三、三五七、四一九	四、〇七七、八七六	四、五九七、六〇二	四、六一八、三〇六	五、三三二、八一五	七、〇三三、一二六
合計	二八〇、〇〇六、四〇三	三二二、一五〇、六一六	三八四、八〇八、九三九	四四九、七四六、六七五	五九〇、四一〇、六七九	六三六、〇三三、三一六

稅目	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
地租	七四、一三〇、五二六円	七四、三三五、七四九円	七三、一三四、四〇二円	七一、九六九、九二三円	七四、六一四、二〇七円	六八、七二八、一七六円
田租	四五、四〇九、三三九	四五、四〇三、八〇八	四五、二九七、三〇一	四四、七三六、三四五	四五、一六二、五七〇	四一、八〇三、五四八
畑租	一〇、〇三七、〇〇九	一〇、〇六六、八四五	一〇、〇五九、〇三三	一〇、一三一、四三三	一〇、一五四、一九〇	七、五四四、五一四
宅地租	一六、八九七、〇一六	一七、〇五五、四九四	一五、九六九、五四八	一五、二七七、一四九	一七、四六六、一六六	一七、五四四、二八二
雜地租	一、七八七、一六二	一、七九九、六〇一	一、八〇八、五三〇	一、八二四、九九六	一、八三一、二八一	一、八三六、八三二
所得稅	二〇〇、九三八、五〇三	二三九、一三二、一三七	一六三、八四六、三九九	二〇九、九九二、八六〇	二三四、九七一、七一六	二〇九、五七七、九一三
第一種所得稅	九五、八九五、五三〇	九一、六七七、〇四一	五〇、五〇八、八九一	六六、二三一、五八八	八八、五五一、五九九	六四、八八一、三七〇
第二種所得稅	一四、三三四、五七三	一五、五四五、一九一	二一、五五八、八九八	二五、六三五、七七七	二八、〇八九、八四二	三〇、八五六、四六四
第三種所得稅	九〇、七〇八、四一〇	一二二、九〇九、九〇五	九一、七七八、六一〇	一一八、一二五、四九五	一一八、三三〇、二七五	一一三、八四〇、〇七九
營業稅	六八、四五三、九〇一	七七、一三二、一二四	五五、八三七、五六四	六一、九四三、四四五	六五、七九一、一四四	六二、一四六、三四四
營業收益稅						七、四八九
資本利子稅						一三、二七九、四二九
相續稅	九、三二一、五七七	一一、七八八、二三三	一一、一五〇、六〇八	一四、一八三、四一九	一七、一三四、二九八	一八、四〇九、六八三
通行稅	九、六〇八、五七九	一〇、四八四、五六三	一一、一三八、九一八	一一、三一八、五六一	一三、五六五、三三一	一、三六九、〇五七
鑛業稅	六、四六五、三四七	五、九六五、七九一	五、八三四、三二五	五、二九八、四五三	五、四六五、〇七五	五、二四三、九〇二

稅目	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
鑛產稅	三、二二五、五一六	三、〇八九、五三七	三、四九八、二四五	三、〇八三、一七六	三、二〇七、一三六	三、一三二、九五〇
採掘鑛區稅	九六九、八二一	九六五、〇五六	九一九、七五二	九一一、四六二	九四五、二七六	九〇五、一九八
試掘鑛區稅	二、二七〇、一一四	一、九〇〇、九二五	一、四〇六、七七三	一、二九三、三一一	一、三〇三、六八二	一、一九八、一八二
砂鑛區稅	九、八九七	一〇、二七一	九、五五六	一〇、六〇四	八、九八〇	七、五七三
兌換銀行券發行稅	二〇八、八九七	一、三〇六、五〇〇	六、八四四、三三九	六、九七二、六一六	五、一三七、一一三	三、二八五、九二九
兌換銀行券發行稅	三九、六六二	二五三、六八〇	九七八、八五七	一、一七二、六五七	一、〇四八、八七三	八七二、五二一
兌換銀行券制限外發行稅	一六九、二三五	一、〇五二、八二〇	五、八六五、四八三	五、七九九、九五九	四、〇八八、二三九	二、四一三、四〇八
酒稅	一七六、〇八五、九〇〇	二三三、五八五、一二九	三三一、四九七、一一三	三三一、五七七、四三四	三二二、六三八、九三一	二二六、五八三、四〇六
酒造稅	一六一、〇八一、九九五	二〇六、二〇五、四七九	二〇四、七二六、四六七	二〇三、二九二、七八六	一九五、〇九二、五四〇	一九六、五四二、七三〇
麥酒稅	一一、八二一、二三六	一三、七五八、一五一	一四、四四一、七四一	一五、七八四、五二一	一五、四四九、八〇三	一八、〇三三、八七六
酒精及酒精含有飲料稅	三、一九二、六六九	二、六二二、四九八	二、三二八、九〇五	二、五〇〇、一三四	二、〇九六、五八八	一、九六三、九三八
沖繩縣酒類出港稅						五三、八六二
清涼飲料稅						二、九五四、八〇八
醬油稅	六、三九七、八九二	六、五四七、一三二	六、八五六、六七三	七、一七二、二〇八	六、九三〇、八七四	一、〇三九、一九一
醬油造石稅	五、五九九、三〇四	五、七四三、〇三九	六、〇五二、〇六三	六、三六八、六四五	六、一三三、〇二九	一、〇三八、八〇一
自家用醬油稅	七九八、五八八	八〇四、〇九三	八〇四、六一〇	八〇三、五六三	七九七、八四五	三九〇
砂糖消費稅	五四、九六六、三三三	七二、九〇五、九一六	六四、七五四、五六九	八〇、二〇〇、七三三	七六、七二六、三七六	八二、四三九、八五二
織物消費稅	六一、七三六、九〇五	六一、一九〇、二七八	六二、五九一、〇四六	六三、八三六、九二四	五六、〇九三、〇九八	三五、九二五、九五二
取引所稅	一四、四〇六、九六八	一三、五七三、六六七	一三、八〇三、〇三三	一二、八〇三、七二八	一四、一四八、六九七	一四、八五七、三七八
取引所營業稅	二、六二二、四五九	二、一九〇、〇九二	一、九五四、一〇三	一、八二三、二〇八	二、二五四、三八三	二、三四六、二四〇
取引稅	一一、七八五、五〇九	一〇、三八三、五七四	一〇、八四八、九三〇	九、九九〇、五三〇	一一、八九四、三一四	一三、五一一、一三七
石油消費稅	八二三、五四七	九一八、二三八	一三九、〇〇八			
賣藥營業稅	三三四、七一四	三五四、〇三二	一八九、六七一	六三五	一七四	一五
合計	六八三、八六八、五六九	七八七、二〇九、四八九	六九六、六一七、六七〇	七六六、二六九、九二七	七八二、二二七、〇二四	七三四、八四八、五三三

（備考）一、本表は毎年度決算に依り各種内國税の收入額を揭げしものなり。
二、本表に於ては内國税中登錄税・印紙税・狩獵免許税・骨牌税等の印紙收入に屬するものは之を除外せり。
三、證券印税・狩獵免許税・賣藥印紙税は明治三十二年度以降印紙税法の施行と共に、一般印紙收入となれり。
四、各科目毎に圓位未滿四捨五入の方法を採りしを以て、内譯の數字と其の合計と符合せざることあり。
五、會計年度は、明治八年度乃至十七年度は其年七月より翌年六月に至る一箇年間、明治十八年度は明治十八年七月より同十九年三月に至る九箇月間、明治十九年度以降は其年四月より翌年三月に至る一箇年間とす。

第二表　租税負擔額表

(イ)　累年

年度	人口	内國税 税額	内國税 一人當	府縣税 税額	府縣税 一人當	市町村税 税額	市町村税 一人當	合計 税額	合計 一人當	千分比例 内國税	千分比例 府縣税	千分比例 市町村税
明治二五	四一、〇八九、九四〇	円 六二、一七六、二七三	円 一・五一三	円 一六、〇二一、三五三	円 〇・三九〇	円 一五、九〇八、八五一	円 〇・三八七	円 九四、〇九六、四七七	円 二・二九〇	六六一	一七〇	一六九
同　二六	四一、三七七、六一五	六四、八七九、三九一	一・五六八	一六、七二〇、八九二	〇・四〇四	一六、五四七、七〇九	〇・四〇〇	九八、一三七、九九二	二・三七二	六六一	一七〇	一六九
同　二七	四一、六九四、四二四	六五、五三一、一二三	一・五七二	一七、一四六、八六七	〇・四一一	一七、八七四、〇七八	〇・四二九	一〇〇、五五二、〇六八	二・四一三	六五二	一七〇	一七八
同　二八	四二、二三五、〇八〇	六七、九二一、九八三	一・六〇八	一八、〇二四、五三三	〇・四二七	二〇、四四四、三七七	〇・四八四	一〇六、三八〇、八八二	二・五一九	六三八	一七〇	一九二
同　二九	四二、六六九、四六九	六九、六五九、二三九	一・六三三	二二、九三四、九七二	〇・五三八	二二、九七二、一一四	〇・五三八	一一五、五六六、三二五	二・七〇八	六〇三	一九八	一九九
同　三〇	四三、一八一、〇四八	八六、八九二、三三七	二・〇一二	二四、八三二、三二四	〇・五七五	二八、二〇三、二七〇	〇・六五三	一三九、九二七、八三一	三・二四〇	六二一	一七七	二〇二
同　三一	四三、七一四、一四二	八八、五三〇、九九八	二・〇二五	三一、四七五、二一三	〇・七二〇	三三、七九一、三三八	〇・七七三	一五三、七九七、五四九	三・五一八	五七五	二〇五	二二〇
同　三二	四四、二〇五、八七三	一〇九、八五七、三三〇	二・四八五	三七、〇七九、七五八	〇・八三九	三八、八八五、一三二	〇・八八〇	一八五、八二二、二二〇	四・二〇四	五九一	二〇〇	二〇九
同　三三	四四、七一〇、〇七三	一一六、五七九、九二八	二・六〇七	三九、八五四、二八一	〇・八九一	四七、四七五、三七八	一・〇六二	二〇三、九〇九、五八七	四・五六一	五七二	一九五	二三三
同　三四	四五、二二七、四六四	一二五、五八二、八九六	二・七七七	四三、七五一、三八四	〇・九六七	五五、一七〇、九二〇	一・二二〇	二二四、五〇五、二〇〇	四・九六四	五五九	一九五	二四六
同　三五	四七、五七七、六六七	一三五、一九五、九九一	二・八四二	四七、三二三、二三八	〇・九九五	六〇、一七九、四八四	一・二六五	二四二、六九八、七一三	五・一〇一	五五七	一九五	二四八
同　三六	四八、四二〇、四八八	一三〇、二二〇、九九四	二・六八九	四三、四一七、七七九	〇・八九七	五九、〇六九、六三六	一・二二〇	二三二、七〇八、四一〇	四・八〇六	五五九	一八七	二五四
同　三七	四八、七〇九、六七七	一七〇、九八〇、八九四	三・五一〇	三五、五六七、五三五	〇・七三〇	四七、五八〇、九二二	〇・九七七	二五四、一二九、三五〇	五・二一七	六七四	一四〇	一八六
同　三八	四九、三四五、八〇七	二〇七、八九二、〇四一	四・二一三	三六、〇八六、一一三	〇・七三一	五一、三五六、二六四	一・〇四一	二九五、三三四、四一八	五・九八五	七〇四	一二二	一七四
同　三九	五〇、一八八、八二二	二四一、二四七、六一三	四・八〇七	四一、七九二、五〇〇	〇・八三三	五八、〇九五、三三三	一・一五八	三四一、一三五、四三六	六・七九七	七〇七	一二三	一七〇
同　四〇	五〇、九七七、五六九	二六五、六八四、七九九	五・二二二	五二、九五五、三四〇	一・〇三九	六九、五〇七、〇九二	一・三六三	三八八、一四七、二三二	七・六一四	六八五	一三六	一七九
同　四一	四九、七五四、七〇〇	二八四、三〇六、五二八	五・七一四	五四、三五七、七〇六	一・〇九二	八四、七〇八、三二四	一・七〇二	四二三、三七二、五五八	八・五〇八	六七二	一二八	二〇〇
同　四二	四九、八七九、五〇〇	二八七、九〇八、一三八	五・七七〇	五七、〇〇七、四八二	一・一四二	九三、三八七、一四六	一・八七二	四三八、三〇二、七六六	八・七八四	六五七	一三〇	二一三
同　四三	五〇、五〇四、〇〇〇	二七四、二三〇、九三三	五・四二九	五九、七六三、四五二	一・一八三	九八、四三八、五四二	一・九四九	四三二、四三二、九二七	八・五六一	六三四	一三八	二二八
同　四四	五一、一一九、二〇〇	二七九、九六〇、七八七	五・四七七	六六、八二四、〇八六	一・三〇七	一〇四、九八一、四四五	二・〇五四	四五一、七六六、三一八	八・八三八	六二〇	一四八	二三三
大正元	五一、七四九、八〇〇	二九一、九三三、八八一	五・六四一	七〇、五一八、八三三	一・三六三	一〇九、八七四、六二八	二・一二三	四七二、三二七、三四二	九・一二七	六一八	一四九	二三三
同　二	五二、九一二、八〇〇	二九五、二五八、七六四	五・五八〇	六八、一二五、一一九	一・二八八	一〇八、〇四五、七五九	二・〇四二	四七一、四三九、六四二	八・九一〇	六二六	一四五	二二九
同　三	五三、六六八、六〇〇	二九九、三八六、九二八	五・五七八	六八、三〇四、六五八	一・二七三	一〇八、四四四、八〇〇	二・〇二一	四七六、一三六、三八六	八・八七三	六二九	一四三	二二八
同　四	五四、四三九、四〇〇	二八〇、三一一、一五二	五・一四九	六六、四三六、五七三	一・二二〇	一〇八、九九〇、六五三	二・〇〇二	四五五、七三八、三七八	八・三七一	六一五	一四六	二三九
同　五	五五、二二四、五〇〇	三一二、一七二、二九四	五・六五三	六九、一一六、七三六	一・二五二	一一四、八八三、五五五	二・〇八〇	四九六、一七二、五八五	八・九八五	六二九	一三九	二三三
同　六	五六、〇三五、一〇〇	三八四、七三一、三四四	六・八六六	八二、〇一七、〇八九	一・四六四	一三八、一七五、七八七	二・二八七	五九四、九二四、二二〇	一〇・六一七	六四七	一三八	二一五
同　七	五五、六六二、九〇〇	五三二、八二三、二七三	九・五七二	一〇四、二三七、一五三	一・八七三	一五八、五三五、二一一	二・八四八	七九五、五九五、六三七	一四・二九三	六七〇	一三一	一九九
同　八	五六、二五三、二〇〇	七五五、一九九、六二五	一三・四二五	一四六、三三三、二三九	二・六〇一	二三〇、九七三、九九七	四・一〇六	一、一一三、四九五、八五一	二〇・一三三	六六七	一二九	二〇四
同　九	五六、八六一、六〇〇	六六二、七三〇、八九四	一一・六五五	一九一、九九一、一〇六	三・三七六	三三八、二三九、五七五	五・七七三	一、一八二、九六一、五七五	二〇・八〇四	五六〇	一六二	二七八
同　一〇	五六、七四五、四〇〇	六九四、二七七、一〇四	一二・二三五	二二四、四一四、一九四	三・九五五	三六二、九一二、一一三	六・三九五	一、二八一、六〇三、四二〇	二二・五八五	五四二	一七五	二八三
同　一一	五七、六五五、八〇〇	七八二、五二八、五二七	一三・五七二	二四一、一二四、六五〇	四・一八二	三九四、八七〇、一九二	六・八四八	一、四一八、五二三、三六九	二四・六〇二	五五二	一七〇	二七八
同　一二	五八、四八一、五〇〇	七〇五、三三六、五五六	一二・〇六一	二四四、二七一、七七九	四・一七七	三六一、五〇二、三六一	六・一八一	一、三一一、一一〇、六九六	二二・四一九	五三八	一八六	二七六
同　一三	五九、一三八、九〇〇	七六五、一二六、一一一	一二・九三八	二四九、八八五、五九八	四・二二五	三七四、七四四、二七一	六・三三七	一、三八九、七四五、九八〇	二三・五〇〇	五五一	一八〇	二六九
同　一四	五九、七三六、八二三	七九一、一九一、七四九	一三・二四五	二五三、四四五、六八三	四・二四三	三七八、五五六、八一三	六・三三七	一、四二三、一九四、二四四	二三・八二五	五五六	一七八	二六六
昭和元	六〇、五三二、六〇〇	七四五、八三三、四六〇	一二・三二三	二六七、五三七、〇六七	四・四二二	三九〇、五〇三、二四三	六・四五二	一、四〇三、八七三、七七〇	二三・一九六	五三一	一九一	二七八

（備考）一、大正九年度以前の人口は各年十二月末日現在とし、大正十年度以降の人口は内閣統計局調査各年十月一日現在推計人口に依る。但し明治四十一年度以降は各年十二月末日現在内閣統計局調査乙種現在人口に依り、大正十四年度の分は同年十月一日現在國勢調査の人口に依る。

二、税額は明治三十五年度以前は收入済額、明治三十六年度以降は調定済額を揭上し、明治三十五年度以前は圓位以下四捨五入、明治三十六年度以降は圓位以下切捨とす。但し大正十一年度に於ては東京府、神奈川縣中神田橋・永代橋・京橋・厩橋・兩國橋・横濱・小田原・厚木の各税務署分は震火災に依り材料不明に付、十年分の税額に依る。

三、内國税税額は直接、間接税の總額とす。

第二表　租税負擔額表

（ロ）地方別（昭和元年度）

道府縣名	戸數	人口	内國税			府縣税			市町村税			合計		
			税額	一戸當	一人當	税額	一戸當	一人當	税額	一戸當	一人當	税額	一戸當	一人當
東京	一、〇三三、七五九	四、六四八、五〇〇	円 一四六、二九一、二〇七	円 一四一・五一四	円 三一・四七二	円 二一、一五八、二六八	円 二〇・四六七	円 四・五五二	円 三六、四九一、二六三	円 三五・三〇〇	円 七・八五〇	円 二〇三、九四〇、七三八	円 一九七・二八一	円 四三・八七三
神奈川	二七八、四一六	一、四三六、二〇〇	二〇、七一四、八〇七	七四・四〇二	一四・四二三	六、九一八、五三五	二四・八五〇	四・八一七	七、二三七、二八三	二五・九九四	五・〇三九	三四、八七〇、六二五	一二五・二四六	二四・二七九
埼玉	二四九、六七五	一、四二〇、〇〇〇	一一、一八七、三九二	四四・八〇八	七・九三四	七、〇六六、一四二	二八・三〇一	五・〇一二	七、六〇二、六三五	三〇・四五〇	五・三九二	二五、八五六、一六九	一〇三・五五九	一八・三三八
千葉	二六八、九一五	一、四二二、四〇〇	八、四六一、五五四	三一・四六六	五・九九一	五、九九五、九一四	二二・二九七	四・二四五	六、四九四、〇九一	二四・一四八	四・五九八	二〇、九五一、五五九	七七・九一三	一四・八三四
山梨	一一六、〇六五	六〇四、三〇〇	五、〇二三、六二三	四三・二八三	八・三一三	二、六二三、六六一	二二・六〇五	四・三四二	三、〇八九、四〇七	二六・六一八	五・一一三	一〇、七三六、六九〇	九二・五〇六	一七・七六七
栃木	一九七、一一二	一、〇九九、六〇〇	七、八二三、三八四	三九・六七八	七・一一五	五、〇四三、八六六	二五・五八一	四・五八七	五、三七四、五三〇	二七・二五八	四・八八八	一八、二四一、七八〇	九二・五一七	一六・五九〇
茨城	二七四、七〇一	一、四二二、三〇〇	七、九二四、〇三三	二八・八四五	五・五七五	五、四六六、四三三	一九・九〇〇	三・八四六	七、六五八、七四一	二七・八八〇	五・三八九	二一、〇四九、二〇六	七六・六二五	一四・八一〇
群馬	一九九、九二四	一、一三二、六〇〇	八、八六七、七五一	四四・三五六	七・八三〇	四、六五八、七〇六	二三・三〇二	四・一一三	六、二六六、〇六〇	三一・三四二	五・五三二	一九、七九二、五一七	九九・〇〇〇	一七・四七五
大阪	六七〇、一七六	三、一五七、六〇〇	七八、七五〇、九〇三	一一七・五〇八	二四・九四〇	一一、〇二七、七〇七	一六・四五五	三・四九三	二八、九三七、一五四	四三・一七八	九・一六四	一一八、七一五、七六四	一七七・一四一	三七・五九七
京都	三〇〇、一一六	一、四三一、二〇〇	二七、六七一、九一二	九二・二〇四	一九・三三五	六、四九七、四七一	二一・六五〇	四・五四〇	一二、一一六、一八二	四〇・三七二	八・四六六	四六、二八五、五六五	一五四・二二六	三二・三四一
兵庫	五一七、七三六	二、四八六、五〇〇	六九、三二一、八四八	一三三・八七五	二七・八七五	一二、四七〇、一二八	二四・〇八六	五・〇一四	一九、〇四三、四一五	三六・七八二	七・六五九	一〇〇、八二五、三九一	一九四・七四三	四〇・五四九
奈良	一一四、一一三	五八七、八〇〇	四、七〇九、一一八	四一・二六四	八・〇二一	二、九一七、九〇三	二五・五六八	四・九六四	三、七二九、〇〇四	三二・六七五	六・三四四	一一、三五六、〇二五	九九・五〇七	一九・三一九
和歌山	一六六、二七二	七九五、二〇〇	六、三一八、八六八	三八・〇〇三	七・九四六	三、八四二、五五九	二三・一一〇	四・八三二	四、一六一、二二四	二五・〇二七	五・二三三	一四、三二二、六五二	八六・一四〇	一八・〇一一
滋賀	一四〇、八五三	六六四、八〇〇	七、五七五、六二六	五三・七八四	一一・三九五	三、八一三、七八六	二七・〇七六	五・七三七	四、六四六、五六九	三二・九八九	六・九八九	一六、〇三五、九八一	一一三・八四九	二四・一二一
福井	一二四、三三九	五九七、六〇〇	五、六五七、〇二二	四五・四九七	九・四六六	三、一九九、二五四	二五・七三〇	五・三五四	三、七七九、三二四	三〇・三九五	六・三二四	一二、六三五、五九九	一〇一・六二三	二一・一四四
石川	一五〇、〇一八	七五一、六〇〇	七、六〇二、六八四	五〇・六七八	一〇・一一五	三、九三五、四〇七	二六・二三三	五・二三六	五、三六〇、三一五	三五・七三一	七・一三二	一六、八九八、四〇六	一一二・六四三	二二・四八三
富山	一四四、七四九	七五四、四〇〇	六、五二二、九八二	四四・九九五	八・六三三	四、八七一、五二六	三三・六五五	六・四五八	五、一〇九、四二七	三五・二九九	六・七七三	一六、四九三、九三五	一一三・九四九	二一・八六四
香川	一四四、六八四	七〇五、〇〇〇	四、八六九、九七四	三三・六五九	六・九〇八	三、三六〇、七四五	二三・二二八	四・七六七	三、六八三、八七五	二五・四六二	五・二二五	一一、九一四、五九四	八二・三四九	一六・九〇〇
徳島	一二九、五八九	六九三、九〇〇	四、二三一、四二五	三二・六五三	六・〇九八	三、六七九、九八九	二八・三九七	五・三〇三	四、二三七、二七八	三二・六九八	六・一〇六	一二、一四八、六九二	九三・七四八	一七・五〇七
高知	一四〇、二九三	六九〇、九〇〇	四、三五五、六五五	三一・〇四七	六・三〇四	二、七六一、七〇九	一九・六八五	三・九九七	三、四〇〇、一五九	二四・二三六	四・九二一	一〇、五一七、五二三	七四・九六八	一五・二二三
北海道	四五九、七六六	二、五二七、七〇〇	一八、五九〇、六一九	四〇・四三五	七・三五四	七、四六七、八四〇	一六・二四三	二・九五五	一六、四九五、三七六	三五・八七八	六・五二六	四二、五五三、八三五	九二・五五六	一六・八三五
宮城	一七二、六八八	一、〇六一、一〇〇	七、八八四、一一一	四五・六五五	七・四三〇	四、六一八、九九五	二六・七四八	四・三五三	七、〇九六、四一七	四一・〇九四	六・六八八	一九、五九九、五二三	一一三・四九七	一八・四七一
岩手	一四五、八九八	九一二、五〇〇	五、三七八、三八〇	三六・八六四	五・八九四	三、〇九三、三五四	二一・二〇二	三・三九〇	四、九〇二、四五二	三三・六〇二	五・三七三	一三、三七四、一八六	九一・六六八	一四・六五七
福島	二四四、六〇〇	一、四五三、二〇〇	一〇、五八〇、七五六	四三・二五七	七・二八一	六、二五三、七九七	二五・五六七	四・三〇三	七、九一〇、七三七	三二・三四二	五・四四四	二四、七四五、二九〇	一〇一・一六六	一七・〇二八
秋田	一五四、三〇七	九四四、三〇〇	八、三九三、四〇二	五四・三九四	八・八八九	四、〇八七、八二七	二六・四九二	四・三二九	六、四七〇、五三三	四一・九三三	六・八五二	一八、九五一、七六二	一二三・八一九	二〇・〇七〇
青森	一三八、〇〇一	八二四、七〇〇	五、三四四、六八九	三八・七二九	六・四八一	三、三八七、四九二	二四・五四七	四・一〇七	四、八九五、〇三三	三五・四七一	五・九三六	一三、六二七、二〇四	九八・七四七	一六・五二四
山形	一六四、五五九	一、〇三九、四〇〇	九、六六五、二七八	五八・七三四	九・二九九	四、五六三、九八六	二七・七三五	四・三九一	六、六九九、一一八	四〇・七一〇	六・四四五	二〇、九二八、三八二	一二七・一七九	二〇・一三五
愛知	四七一、七七〇	二、三六七、三〇〇	三四、五三三、一五一	七三・一九九	一四・五八八	一二、九二三、七二六	二七・三九四	五・四五九	一五、六三三、二八八	三三・一三八	六・六〇四	六三、〇九〇、一六五	一三三・七三一	二六・六五一
静岡	三〇〇、三五五	一、六九六、三〇〇	一一、四七二、三三六	三八・一九六	六・七六三	七、二九〇、四四六	二四・二七二	四・二九八	一〇、〇七〇、七七八	三三・五三〇	五・九三七	二八、八三三、五六〇	九五・九九八	一六・九九八
三重	二一六、一二六	一、一一五、七〇〇	九、〇七一、六二七	四一・九七四	八・一三六	五、九〇〇、〇四三	二七・二九九	五・二八八	六、八七九、七八九	三一・八三二	六・一六六	二一、八五一、四五九	一〇一・一〇五	一九・五九〇
岐阜	二一四、三八〇	一、一四五、五〇〇	八、三六九、〇五九	三九・〇三八	七・三〇六	五、一九八、一八四	二四・二四八	四・五三八	六、八五八、二三八	三一・九九一	五・九八七	二〇、四二五、四八一	九五・二七七	一七・八三一
長野	三〇二、一三三	一、六四三、〇〇〇	一二、八五一、一八九	四二・五三六	七・八二三	八、四二七、九〇〇	二七・八九六	五・一三〇	一三、二六五、六四六	四三・九〇八	八・〇七四	三四、五四四、七三五	一一四・三四〇	二一・〇二六
新潟	三三二、九九六	一、八六五、一〇〇	一六、〇五四、七七六	四八・二二三	八・六〇八	九、四五四、八四五	二八・三九三	五・〇六九	一一、二五二、四九四	三三・七九二	六・〇三三	三六、七六二、一一五	一一〇・三九八	一九・七一〇

廣島	三四八、三一七	一、六三三、四〇〇	一五、六七〇、四九一円	四四・九八九円	九・五九四円	六、〇三四、五七三円	一七・三二五円	三・六九四円	九、九八四、八六八円	二八・六六六円	六・一一三円	三一、六八九、九三二円	九〇・九八〇円	一九・四〇二円
山口	二三五、七七八	一、一〇五、七〇〇	一一、三六一、八三八	四八・一八九	一〇・二七六	五、〇九一、四九六	二一・五九四	四・六〇五	七、三〇〇、五九八	三〇・九六四	六・六〇三	二三、七五三、九三二	一〇〇・七四七	二一・四八四
岡山	二五七、三三四	一、二四二、八〇〇	一二、一五三、五三七	四七・二二九	九・七七九	七、七四五、四三三	三〇・〇九九	六・二三三	八、七五八、七三八	三四・〇三六	七・〇四八	二八、六五七、六九七	一一一・三六四	二三・〇五九
鳥取	八七、七九一	四七五、九〇〇	三、五六七、五五九	四〇・六三七	七・四九六	二、一四七、九八八	二四・四六七	四・五一四	三、五四五、七一八	四〇・三八八	七・四五一	九、二六一、二六五	一〇五・四九二	一九・四六一
島根	一五一、九二四	七二四、〇〇〇	五、三七二、七七三	三五・三六五	七・四二二	三、五六三、六〇八	二三・四五六	四・九二三	五、四四四、〇〇五	三五・八三四	七・五一九	一四、三八〇、三八六	九四・六五五	一九・八六二
愛媛	二二一、七七九	一、一〇六、七〇〇	九、八四一、一七六	四六・四六九	八・八九二	五、一二八、七二一	二四・一七〇	四・六二五	六、五八六、九九二	三一・一〇三	五・九五二	二一、五四六、八七九	一〇一・七四二	一九・四六九
熊本	二三八、三三四	一、三〇九、二〇〇	八、六一二、〇三二	三六・一三四	六・五七八	五、一八九、四一七	二一・七七四	三・九六四	七、八八三、〇〇六	三三・〇七五	六・〇二一	二一、六八四、四五四	九〇・九八三	一六・五六三
福岡	四四九、〇六一	二、三三五、三〇〇	三八、八五六、四九九	八六・五二八	一六・七二〇	八、九八九、三一〇	二〇・〇一八	三・八六六	一四、〇九九、〇五七	三一・三九七	六・〇六三	六一、九四四、八六六	一三七・九四三	二六・六三九
大分	一七八、四七六	九二六、五〇〇	七、一三三、九六六	三九・九一〇	七・六八八	四、一六六、三八三	二三・三四四	四・四九七	五、二六九、九五七	二九・五二八	五・六八八	一六、五五九、三〇六	九二・七八二	一七・八七三
長崎	二一一、九六一	一、一六九、七〇〇	七、二二六、四一三	三四・〇四六	六・一七〇	三、九二〇、三九五	一八・四九六	三・三五二	六、六〇五、〇四六	三一・一六二	五・六四七	一七、七四一、八五四	八三・七〇四	一五・一六八
佐賀	一三二、八四四	六八七、一〇〇	六、二〇一、九五五	五〇・四八六	九・〇二六	三、二二四、一六〇	二六・二四六	四・六九二	三、六九七、一五八	三〇・〇九六	五・三八一	一三、一二三、二七三	一〇六・八二八	一九・〇九九
鹿兒島	二八七、〇四一	一、四八四、〇〇〇	八、六五三、八六五	三〇・一四九	五・八三一	四、五〇四、九二六	一五・六九四	三・〇三六	八、六三〇、四六八	三〇・〇六七	五・八一六	二一、七八九、二五九	七五・九一〇	一四・六八三
宮崎	一二五、一六三	六九九、四〇〇	三、六二四、三七〇	二八・九五七	五・一八二	三、一〇五、二九六	二四・八一〇	四・四四〇	四、二七五、〇九〇	三四・一五六	六・一一三	一一、〇〇四、七五六	八七・九二三	一五・七三五
沖縄	一一九、二三六	五五四、七〇〇	五、五二六、八四九	四六・三五二	九・九六四	七五七、二三八	六・三五一	一・三六五	一、五七四、七一八	一三・二〇七	二・八三九	七、八五八、八〇五	六五・九一〇	一四・一六八
合計	一一、七〇四、一八二	六〇、五二一、六〇〇	七四五、八三三、四六〇	六三・七二四	一二・三三三	二六七、五三七、〇六七	二三・八五八	四・四二二	三九〇、五〇三、二四三	三三・三六四	六・四五二	一、四〇三、八七三、七七〇	一一九・九四六	二三・一九六

(備考)　一、戸數は市町村の調査に係る昭和元年十二月末日現在、人口は內閣統計局調査に係る大正十五年十月一日現在推計人口に依る。

二、稅額は昭和元年度所屬の調定濟額とす。但し稅關の取扱ひたる內國稅は稅關所在の府縣に合算す。

三、內國稅額は直接稅間接稅の總額とす。但し間接稅は事實上の負擔を知ること能はざるに依り便宜納稅地を以て之を表示す。

第三表　直接稅負擔額表　(イ)累年

年度	戸數	人口	直接國稅			府縣稅			市町村稅			合計		
			稅額	一戸當	一人當	稅額	一戸當	一人當	稅額	一戸當	一人當	稅額	一戸當	一人當
明治三五	八、六一三、七二三	四七、五七七、六六七	六一、七三二、九〇三円	七・一六七円	一・二九八円	四五、五三四、五九六円	五・二八六円	〇・九五七円	六〇、一七九、四八五円	六・九八六円	一・二六五円	一六七、四四六、九八五円	一九・四四〇円	三・五一九円
同　三六	八、七一八、三五六	四八、四二〇、四八八	六二、一八八、二七七	七・一三三	一・二八五	四三、四一七、七七九	四・九八〇	〇・八九七	五九、〇六九、六三六	六・七七五	一・二二〇	一六四、六七五、六九四	一八・八八八	三・四〇二
同　三七	八、七三七、八五一	四八、七〇九、六七七	八七、九七九、二六七	一〇・〇六九	一・八〇六	三五、五六七、五三六	四・〇七一	〇・七三〇	四七、五八〇、九二三	五・四四五	〇・九七七	一七一、一二七、七二六	一九・五八五	三・五一三
同　三八	八、八〇八、三三三	四九、三四五、八〇七	一二三、一〇六、〇二四	一三・九七六	二・四九六	三六、〇八六、一三四	四・〇九七	〇・七三一	五一、三五六、二八七	五・八三〇	一・〇四一	二一〇、五四八、四四六	二三・九〇三	四・二七〇
同　三九	八、九八三、八三九	五〇、一八八、八一三	一三二、七八八、一五三	一四・七八一	二・六四六	四一、七九二、五〇〇	四・六五二	〇・八三三	五八、〇九五、三三三	六・四六七	一・一五八	二三二、六七五、九七七	二五・八八九	四・六三六
同　四〇	九、一一三、六六二	五〇、九七七、五六九	一三五、〇六六、四二〇	一四・七七九	二・六四五	五二、九五五、三四〇	五・八〇五	一・〇三九	六九、五〇七、〇九二	七・六一九	一・三六三	二五七、五二八、八五三	二八・二〇三	五・〇四七
同　四一	九、二三九、八一三	四九、七五四、七〇〇	一四三、四〇〇、三八〇	一五・五一九	二・八八二	五四、三五七、七〇六	五・八八二	一・〇九二	八四、七〇八、三二四	九・一六七	一・七〇二	二八二、四六六、四一二	三〇・五七〇	五・六七七
同　四二	九、二三七、八七二	四九、八九七、五〇〇	一四五、七四七、〇八六	一五・七七七	二・九二一	五七、〇〇七、四八二	六・一七一	一・一四二	九三、三八七、一四六	一〇・一〇九	一・八七二	二九六、一四一、七一四	三二・〇五七	五・九三五
同　四三	九、三六五、六八二	五〇、五〇四、〇〇〇	一三六、一一二、五八五	一四・五三四	二・六九五	五九、七六三、四五二	六・三八一	一・一八三	九八、四三八、五四二	一〇・五二〇	一・九四九	二九四、三一三、五七九	三一・四二五	五・八二七
同　四四	九、四九二、二九一	五一、一一九、二〇〇	一三六、八四〇、三三五	一四・四一五	二・六七七	六六、八二四、〇八六	七・〇四〇	一・三〇七	一〇四、九八一、四四五	一一・〇六〇	二・〇五四	三〇八、六四五、八六六	三二・五一五	六・〇三八
大正元	九、六二〇、二五九	五一、七四九、八〇〇	一四三、二九一、四七三	一四・八九五	二・七六九	七〇、五一八、八三三	七・三三〇	一・三六三	一〇九、八七四、六二八	一一・四二一	二・一二三	三二三、六八四、九三四	三三・六四六	六・二五五
同　二	九、七二〇、四三六	五二、九一一、八〇〇	一四〇、九〇五、〇一七	一四・四九六	二・六六三	六八、一二五、一一九	七・〇〇八	一・二八八	一〇八、〇四五、七五九	一一・一一五	二・〇四二	三一七、〇七五、八九五	三二・六一九	五・九九三
同　三	九、八四二、七〇一	五三、六六八、六〇〇	一四四、一六二、二四四	一四・六四七	二・六八六	六八、三〇四、六五八	六・九四〇	一・二七三	一〇八、四四四、八〇〇	一一・〇一八	二・〇二一	三二〇、九一一、七〇二	三二・六〇五	五・九八〇
同　四	九、九七九、九九〇	五四、四三九、四〇〇	一三六、八九八、二六三	一三・七一七	二・五一五	六六、四三六、五七三	六・六五七	一・二二〇	一〇八、九九〇、六五三	一〇・九二二	二・〇〇二	三一二、三二五、四八九	三一・二九五	五・七三七
同　五	一〇、一〇六、〇四九	五五、二二四、五〇〇	一五二、九〇七、三一一	一五・一三〇	二・七六九	六九、一一六、七三六	六・八三九	一・二五二	一一四、八八三、五五五	一一・三六八	二・〇八〇	三三六、九〇七、六〇二	三三・三三七	六・一〇一
同　六	一〇、二五五、三五六	五六、〇三五、一〇〇	二〇二、一〇〇、五九六	一九・七〇七	三・六〇七	八二、〇一七、〇八九	七・九九七	一・四六四	一三八、一七五、七八七	一三・四九八	二・二八七	四二二、二九三、四七二	四〇・二〇二	七・三五八
同　七	一〇、四六九、六一六	五五、六六二、九〇〇	二四一、六一三、三四五	二三・〇七七	四・三四一	一〇四、二三七、一五三	九・九五六	一・八七三	一五八、五三五、二二一	一五・一四二	二・八四八	五〇四、三八五、七〇九	四八・一七五	九・〇六二
同　八	一〇、五八一、五四三	五六、二五三、二〇〇	三二五、二八六、五一〇	三〇・七四一	五・七八三	一四六、三三二、二三九	一三・八二八	二・六〇一	二三〇、九七三、九九七	二一・八二八	四・一〇六	七〇二、五八二、七三六	六六・三九七	一二・四九〇
同　九	一〇、八二五、七八六	五六、八六一、六〇〇	三三九、三八九、六八五	三一・三五〇	五・九六九	一九一、九九一、一〇六	一七・七三五	三・三七六	三二八、二三九、五七五	三〇・三二〇	五・七七三	八五九、六二〇、三六六	七九・四〇五	一五・一一八
同　一〇	一〇、九〇二、〇三七	五六、七四五、四〇〇	三五六、二二六、六四四	三二・六七四	六・二七七	二二四、四一四、一九四	二〇・五八五	三・九五五	三六二、九一二、一三三	三三・二八八	六・三九五	九四三、五四二、九六〇	八六・五四七	一六・六二七
同　一一	一一、一三二、〇一四	五七、六五五、八〇〇	三八四、五七九、〇七七	三四・五五〇	六・六七〇	二四一、一二四、六五〇	二一・六六二	四・一八二	三九四、八七〇、一九二	三五・四七四	六・八四八	一、〇二〇、五七三、九一九	九一・六八六	一七・七〇〇

同一二	二、〇三七、六九五	五八、四八一、五〇〇	三〇一、七四〇、二四六円	二七・三六二円	五・一六〇円	二四四、二七一、七七九円	二二・一五〇円	四・一七七円	三六一、五〇二、三六一円	三二・七八二円	六・一八二円	九〇七、五一四、三八六円	八二・二九三円	一五・五一八円
同一三	二、二六二、三〇七	五九、一三八、九〇〇	三五二、九七四、六〇二	三一・二八七	五・九六九	二四九、八八五、五九八	二二・一四八	四・二二五	三七四、七四四、二七一	三三・二二五	六・三三七	九七七、六〇四、四七一	八六・六五〇	一六・五三二
同一四	二、九九九、六〇九	五九、七三六、八二三	三六七、六二九、三一六	三二・三〇三	六・四八九	二五三、四四五、六八三	二一・一三二	四・二四三	三七八、五五六、八一三	三一・五四七	六・三三七	一、〇一九、六三一、八一二	八四・九七一	一七・〇六九
昭和元	二、七〇四、一八二	六〇、五二一、六〇〇	三六八、九一八、一七二	三三・二二九	六・四二六	二六二、七五七、六九六	二二・四五〇	四・三四二	三九〇、五〇三、二四三	三三・三六四	六・四五二	一、〇四二、一七九、一一〇	八九・〇四三	一七・二二〇

(備考)　一、戸數は各年十二月末日現在とす(大正十四年度を除く)。但し明治四十一年度以降大正十三年度迄(自大正三年度至大正六年度を除く)は內閣統計局調査に依り、大正十四年度の分は大正十四年十月一日現在國勢調査の世帶數、昭和元年度の分は市町村の調査に係る昭和元年十二月末日現在、自大正三年度至大正六年度の分は稅務監督局の報告に依る各年十二月末日現在とす。

二、人口は大正九年度以前の分に於ては各年十二月末日現在とす。但し明治四十一年度以降の分は各年十二月末日現在內閣統計局調査乙種現在人口、大正十年度以降(大正十二年度を除く)の分は各年十月一日現在內閣統計局推計人口に依る。但し大正十四年度の分は大正十四年十月一日現在國勢調査の人口に依る。大正十二年度の分は內閣統計局調査九月一日現在推計人口とす。

三、直接國稅大正三年度以前の分は地租・所得稅・營業稅・鑛業稅及賣藥營業稅の五種、大正四年度以降大正十三年度迄は以上掲げたる外、取引所營業稅を加へて六種、大正十四年度の分は、地租・所得稅・營業稅・鑛業稅及取引所營業稅の五種、大正十五、昭和元年度の分は、地租・所得稅・營業稅・營業收益稅・資本利子稅・相續稅・鑛業稅及取引所營業稅の八種とす。

四、稅額は大正七年度以降の分は各年度所屬の調定濟額を掲げ、大正六年度以前の分は各年度所屬調定濟額に滯納處分の引繼引受を加除したるものを掲上せり(圓位未滿切捨)。

五、府縣の費用を市町村に分賦したる場合、大正五年度以前に於ては之を市町村稅中に合算し府縣稅中には算入せず、大正六年度以降に於ては之を府縣稅に合算し市町村稅には算入せず。

六、町村制を施行せざる地の町村費にして町村稅と其の性質同一なるものは市町村稅に合算す。

七、府縣費分賦額は左の如し(圓位未滿切捨)。

明治三五年度	一、四八五、三六七円	明治四二年度	二九二、九八五円	大正五年度	一、五七五、〇一三円	大正一二年度	七、三〇一、二四四円
同三六年度	九三八、九〇三	同四三年度	一、二〇九、九三五	同六年度	一、八〇五、四五〇	同一三年度	七、一五〇、五八五
同三七年度	一、五三八、〇九七	同四四年度	一、三三五、六九五	同七年度	二、三七八、〇一六	同一四年度	二、三五七、二三八
同三八年度	一、五三五、六六七	大正元年度	九七四、四九五	同八年度	四、五七四、七五九	昭和元年度	八、三一七、九八二
同三九年度	一、〇三八、二六九	同二年度	九七一、〇三一	同九年度	六、七〇六、二七八		
同四〇年度	一、七八一、六三〇	同三年度	一、四三四、〇八一	同一〇年度	七、一九九、八四〇		
同四一年度	一、一四六、二二九	同四年度	一、四七六、二〇〇	同一一年度	八、〇〇六、三一八		

八、大正十一年度分に於ては東京府、神奈川縣中、震災に依り材料燒失不明に歸したる部分には十年度分の稅額を算入せり。

第三表　直接稅負擔額表

(ロ)　地方別(昭和元年度)

道府縣名	直接國稅 一戸當	直接國稅 一人當	府縣稅 一戸當	府縣稅 一人當	市町村稅 一戸當	市町村稅 一人當	合計 一戸當	合計 一人當	直接國稅附加稅 一戸當	直接國稅附加稅 一人當
東京	一〇三・五五八円	二三・〇三〇円	一九・六八三円	四・三七七円	三五・三〇〇円	七・八五〇円	一五八・五四一円	三五・二五七円	二七・一〇九円	〇・〇二九円
神奈川	三三・一九三	六・四三五	二四・三三七	四・七一八	二五・九九四	五・〇三九	八三・五二四	一六・一九二	一七・〇三三	三・三〇〇
埼玉	一九・三八三	三・四三二	二六・三九八	四・六七四	三〇・四五〇	五・三九二	七六・二三一	一三・四九八	二〇・一九五	三・五七六
千葉	一六・八五五	三・二〇九	二三・四七〇	四・二七八	二四・一四九	四・五九八	六三・四七四	一二・〇八五	一七・三一三	三・二九六
山梨	一九・二三九	三・六九五	二三・一九八	四・二六三	二六・六一八	五・一一三	六八・〇五五	一三・〇七〇	一七・五三四	三・三六八
栃木	二一・四九〇	三・八五三	二五・〇八〇	四・四九七	二七・二五八	四・八八八	七三・八二八	一三・二三八	一九・二三九	三・四四八
茨城	一六・三九九	三・一七〇	一九・一八九	三・七〇九	二七・八八〇	五・三八九	六三・四六八	一二・二六八	一六・三七一	三・一六四
群馬	一八・三八五	三・二四五	二三・二二八	三・九二四	三一・三四二	五・五三二	七一・九五五	一三・七〇一	一五・〇七九	二・六六二

大阪	六八・五八〇円	一四・五五六円	一六・七七一円	三・五五九円	四三・一七八円	九・一六四円	一三八・五二九円	二七・二七九円	三一・五四六円	四・七八五円
京都	三七・四九二	七・八六二	三三・六〇八	四・七四一	四〇・三七二	八・四六六	一〇〇・四七二	二一・〇六八	一七・三二〇	三・六三二
兵庫	五二・〇一七	一〇・八三一	二四・〇四六	五・〇〇七	三六・七八二	七・六五九	一一二・八四六	二三・四九七	三三・七三八	四・九四三
奈良	二〇・四四七	三・九七〇	二三・七〇六	四・六〇三	三二・六七五	六・三四四	七六・八二八	一四・九一六	一七・六三九	三・四二五
和歌山	二〇・二六〇	四・二四〇	三一・一一五	四・六二四	二五・〇二七	五・二三八	六七・四三二	一四・一〇三	一五・一八一	三・一七四
滋賀	三〇・三八一	六・四三七	二五・六四六	五・四三四	三二・九八九	六・九八九	八九・〇一六	一八・八六〇	一八・一二五	三・八四〇
福井	二〇・三一八	四・二二八	二四・四八四	五・〇九四	三〇・三九五	六・三二四	七五・一九七	一五・六四六	一八・四三二	三・八三五
石川	二〇・〇四〇	四・〇〇〇	二四・八一六	四・九五三	三五・七三一	七・一三二	八〇・五八八	一六・〇八五	一八・一〇七	三・六一四
富山	二八・六三八	五・四九五	三三・二九七	六・三八九	三五・二九九	六・七七三	九七・二三四	一八・六五七	二五・五四三	四・九〇一
香川	一八・七〇七	三・八三九	三一・一六二	四・五四八	二五・四六二	五・二二五	六六・三三一	一三・六一二	二〇・六七五	四・二四三
徳島	一四・八〇九	二・七六六	二五・九二八	四・八四二	三二・六九八	六・一〇六	七三・四三五	一三・七一四	一五・八三七	二・九五八
高知	一四・一七七	二・八七九	二一・八六四	四・四四〇	二四・二三六	四・九二二	六〇・二七七	一三・二四〇	一三・五九〇	二・五五六
北海道	一七・九三五	三・二六二	一五・二七四	二・七七八	三五・八七八	六・五三六	六九・〇八七	一三・五六六	九・五〇九	一・七三〇
宮城	三三・二一七	三・六一六	二五・七八九	四・一九七	四一・〇九四	六・六八八	八九・一〇〇	一四・五〇一	三三・四一九	三・六四九
岩手	一七・九一七	二・八六五	二一・一八五	三・三八七	三三・六〇二	五・三七三	七二・七〇四	一一・六二五	一五・九六〇	二・五五二
福島	一九・三〇二	三・二四九	二五・五六七	四・三〇三	三二・三四二	五・四四四	七七・二一一	一三・九九六	三三・一〇二	三・三一九
秋田	二六・二九二	四・二九六	二六・七二九	四・三六八	四一・九三三	六・八五二	九四・九五四	一五・五一六	一九・七一八	三・七七五
青森	一八・六六四	三・一二三	二四・六五七	四・一二六	三五・四七一	五・九三六	七八・七九二	一三・一八五	一六・九七〇	二・八四七
山形	二七・五五四	四・三六二	二七・七八四	四・三九九	四〇・七一〇	六・四四五	九六・〇四八	一五・二〇六	二四・九五五	三・九五一
愛知	三一・六〇五	六・二九八	二七・〇四三	五・三八九	三三・一三八	六・六〇四	九一・七八六	一八・二九二	三三・七二三	四・七二八
静岡	二一・八二八	三・八六五	二三・四九四	四・一六〇	三三・五三〇	五・九三七	七八・八五一	一三・九六二	一七・四四〇	三・〇八八
三重	二五・一九九	四・八八一	二七・二九〇	五・二八六	三一・八三二	六・一六六	八四・三二一	一六・三三四	三三・三二一	四・三二四
岐阜	一九・五三八	三・六五七	二四・〇五三	四・五〇一	三一・九九一	五・九八七	七五・五八二	一四・一四五	一八・四四一	三・四五一

長野	二二・六五九	四・一六七	二七・三〇九	五・〇二三	四三・九〇八	八・〇七四	九三・八七六	一七・二六二	一七・〇四五	三・一三四
新潟	二七・四二九	四・八九七	二七・六九一	四・九四四	三三・七九二	六・〇三三	八八・九一三	一五・八七四	二三・八五九	四・二六〇
廣島	一九・六五八	四・一九二	一九・二四一	四・一〇三	二八・六六六	六・一一三	六七・五六五	一四・四〇八	一五・五〇〇	三・三〇五
山口	一九・六九七	四・二〇〇	二〇・九七五	四・四七三	三〇・九六四	六・六〇三	七一・六三六	一五・二七六	一四・六五五	三・一二五
岡山	二四・五六五	五・〇八六	二九・六七七	六・一四五	三四・〇三六	七・〇四八	八八・二七八	一八・二七九	二三・五四九	四・八七六
鳥取	二一・七八九	四・〇二〇	二三・九四一	四・四一六	四〇・三八八	七・四五一	八六・一一八	一五・八八七	一七・三八〇	三・二〇六
島根	一七・九六七	三・七七〇	二三・一〇五	四・八四八	三五・八三四	七・五一九	七六・九〇六	一六・一三八	一六・一四一	三・三八七
愛媛	二〇・三〇二	三・八八五	二三・〇九三	四・四一九	三一・一〇三	五・九五二	七四・四九八	一四・二五六	一五・九三三	三・〇四九
熊本	二二・九五三	四・一七八	二〇・八二〇	三・七九〇	三三・〇七五	六・〇二二	七六・八四八	一三・九九〇	一七・九五一	三・二六八
福岡	二六・七四三	五・一六五	一九・四三七	三・七五四	三一・三九七	六・〇六三	七七・五七七	一四・九八二	一九・三七〇	三・七四一
大分	一七・五二三	三・三七三	二二・八二六	四・三九七	二九・五二八	五・六八八	六九・八六五	一三・四五八	一五・八二六	三・〇四九
長崎	一九・六一八	三・五五五	一八・二四八	三・三〇七	三一・一六二	五・六四七	六九・〇二八	一二・五〇九	一三・九九八	二・五三七
佐賀	二三・八八二	四・二七〇	二五・九四七	四・六三九	三〇・〇九六	五・三八一	七九・九二五	一四・二八九	二一・五〇八	三・八四五
鹿児島	一一・七〇八	二・二六五	一五・一六八	二・九三四	三〇・〇六七	五・八一六	五六・九四三	一一・〇一五	一〇・一〇〇	一・九五三
宮崎	一六・〇八一	二・八〇六	二四・八七四	四・四五一	三四・一五六	六・一一三	七五・一一一	一三・三七〇	一四・五一六	二・六一〇
沖縄	五・七六七	一・二四〇	六・二一五	一・三三六	一三・二〇七	二・八三九	二五・一八九	五・四一五	三・八一七	〇・八二〇
合計	三三・二二九	六・四二六	二三・四五〇	四・三四二	三三・三六四	六・四五二	八九・〇四三	一七・二二〇	一九・一〇三	三・六九四

第二章　直接稅

第一節　地租

第一款　日露戰役以前の地租

第一項　地租改正以前

地租は本邦最古の租稅たるのみならず、又古來殆んど唯一の正租にして、明治以前に在りては地租以外に租稅として擧ぐるに足るべきもの殆どなく、地租卽租稅、租稅卽地租たるの觀を存したり。明治維新の始めに當り、政府は先づ從來の租稅制度の改革を圖るの必要を認めたりと雖も、因襲の久しき、一擧にして之を改むるは民心を動搖せしむるの虞あるを慮り、明治元年八月七日太政官布告を發して、租稅は姑らく德川時代の舊慣に仍りて賦課徵收すべきことを命じたり。而して德川時代は所謂封建の世にして、全國は幾多の諸侯の封土に分れ、租稅の如きも各地各藩區々の方法に依りて賦課徵收せしが、今左に主として德川氏の公領に於て行はれし地租法の概略を記述すべし。

土地は地租賦課の要件にして、土地を檢して地籍を確定するは、地租賦課の根柢を成すものなり。德川時代の檢地は慶長以後漸次各地に行はれ、元祿に至り公領は略〻其の條目備はり、享保十一年に新條目を制定したり。而して此の檢地に依りて、土地の種目・廣狹等を決定すると同時に、土地の肥瘠・灌漑の便否・地形・地位等を酌量して、田畑を上々・上・中・下・下々の五等に分ち、此の等級によりて石盛を定め

石盛の大小に應じて租米徵收の標準を定めしなり。卽ち石盛とは租を賦課する爲に設くる所の收穫率にして、其の算出方法は土地二三箇所の收穫を實檢して一段の平均收穫量を定め、假りに上田一段の收穫籾三石とすれば、之を五合摺にして一石五斗の收穫米を算出し、一斗を一として十五の盛と稱するなり。而して幕府は此の收穫の幾部を租稅として徵收するものなるが、德川氏の採用せし租率は概ね所謂五公五民にして、前述十五の盛の上田に對しては七斗五升を公納せしめ、七斗五升を作德とせしむるものなり。以上述ぶる所は卽ち田租賦課の標準なるが、其の徵收の實際に當りては、更に簡便なる方法行はれたり。蓋し德川時代に於ける田租の徵收法に定免及檢見の二方法あり。定免とは既往數年又は十數年間の租額を平均して課率を定め、一定年間は年の豐凶に拘らず、右の率を以て租稅を徵收するものにして、卽ち免とは石盛高の如く徵すべきを、百性の作德を慮り石盛の內幾分を免じて徵收するの義なり。然れども若し凶歲又は風水旱等の爲に收穫に大損を生ずるときは實地檢査の上租額の一部又は全部を免除することあり。之を破免と稱す。檢見とは年々田畑の作毛を檢分して其の都度課率を定むるものにして、從つて年々の收穫高に應じて租額を異にするものなり。以上二種の徵收方法は何れも得失あり。卽ち定免法は徵收簡便なりと雖も、凶歲に際しては人民の困難甚しく、檢見法は公正なるが如しと雖も、年々の租額を不定ならしむるのみならず、檢見の間に於て種々の私曲行はるるの弊あり。故に當時此等の兩方法は竝び行はれたり。

以上述ぶる所は德川氏の地租制度の概要なり。明治維新に際し前述の如く租稅は姑く舊慣に仍るものと命ぜられしを以て、地租も亦明治初年に於ては上述の制度に依りて賦課徵收せられたり。然るに既述の如く其の賦課の率、徵收の法は、各地方に依りて相同じからざるのみならず、地位石盛は

年所を經るに從ひて甚しき不公平を生じ、更に又檢見法の施行は最も多くの弊害を生じたり。故に維新當時に於て或は土地の檢査を行ひて石盛の不均衡を改めんとの說ありしも、從來檢地は人民の最も嫌忌する所なるを以て、維新匆卒の際遽に之に著手するは、策の得たるものに非ざるを認め、先づ舊慣に依り三年乃至五年間檢見を以て收穫を檢し、以て均一の租率を定むることと爲し、明治三年七月檢見規則を各府縣に頒布したり。然れども之れ固より一時を糊塗する彌縫の策に過ぎざりき。

之より先き同年六月集議院判官神田孝平田租改革に關して建議する所あり、舊來の制度を全廢して、新に土地の賣買を許して、土地所有者に地券を交付し、地券記載の地價に應じて地租を金納せしめんことを論せり。此の建議は當時の廟議を刺戟して、遂に地租改正を行はしむる動機となりしものなるが、翌明治四年七月廢藩置縣のことあり、從來の府藩縣の廢止分合頗る多く行はれ、其の結果或は一縣にして數十の舊藩領地を合併し、或は一藩にして數縣に分屬するものを生じ、爲に同一縣內にして稅法區々に分れて頗る紛雜を極むるに至り、此の事は政府をして地租改正を急施せしむるの基因となれり。既にして同年九月大藏卿大久保利通亦地租改正のことを建議し、相次いで租稅權頭松方正義・大藏大輔井上馨・神奈川縣令陸奧宗光等何れも地租改正のことを建議したり。玆に於てか明治五年正月先づ從來地子を免除せし東京府に對し地券發行地租收納規則を發布して、地券分一の稅法を施行し、續いて其の他の市街地にも及ぼすこととし、又同年二月に至り土地の永代賣買の禁止を解きて、土地の賣買讓渡ある每に一般民有地にも地券を交付したり。更に又他方に於て明治四年五月及同五年八月の兩度の布告に於て漸次租稅の金納を許し、又同六年六月從來の石高を廢して段別の稱を使用することと爲す等、政府は著々地租改正の準備を進めたりしが、遂に明治六年七月二十八日に至り、太政官布告第二百七十二號を以て地租改正條例を發布するに至れり。

第二項　地租改正

地租改正は明治維新の一大事業にして、曾に古來の地租制度の根本的變革たるのみならず、又土地制度に對しても一大變革を與へたるものなり。今地租改正事業の方針とする所を見るに、先づ全國の土地を地押丈量して、官有地・民有地・有租地・無租地の區別を明かにし、次に土地の收穫と金利とを參酌して各地一筆每に地價を算定し、土地所有者には地券を下付して、其の所有權を確認すると共に、地券面に右の地價を記入し、而して此の地價に從ひ其の百分の三を地租として收納するに在り。而して以上の如き改正事業に必要なる諸規定竝に手續に關しては、政府は先づ地租改正條例を發して地租の賦課徵收方法を定め、之に應じて大藏省は其の施行細則及地方官心得書を發して、土地の丈量・地價の算定及地券の改正等の諸手續を定め、又他方に於て六年三月二十五日地所名稱區別を定め、翌七年十一月七日に至り之に大改正を加へ、官有地と民有地、有租地と無租地等を區別するの標準を定めたり。此等の諸法令の中地租改正條例は最も基本的なるものなるのみならず、我國に於ける最初の劃一的の地租法規として、最も重要なるものなるが故に、左に其の全文を揭ぐべし。

上諭

朕惟フニ租稅ハ國ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ從前其法一ナラス寬苛輕重率ネ其平ヲ得ス仍テ之ヲ改正セント欲シ乃チ所司ノ群議ヲ採リ地方官ノ衆論ヲ盡シ更ニ內閣諸臣ト辯論裁定シ之ヲ公平畫一ニ歸セシメ地租改正法ヲ頒布スル庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラ

シメン主者奉行セヨ

太政官布告第二百七十二號（明治六年七月二十八日）

今般地租改正ニ付舊來田畑貢納ノ法ハ悉皆相廢シ更ニ地券調査相濟次第土地ノ代價ニ隨ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被　仰出候條改正ノ旨趣別紙條例ノ通可相心得且從前官廳竝郡村入費等地所ニ課シ取立來候分ハ總テ地價ニ賦課可致尤其金高ハ本稅金ノ三ケ一ヨリ超過スヘカラス候此旨布告候事

（別　紙）

地租改正條例

第一章　今般地租改正ノ儀ハ不容易事業ニ付實際ニ於テ反覆審按ノ上調査可致尤土地ニ寄リ緩急難易ノ差別有之各地方共一時改正難出來ハ勿論ニ付必シモ成功ノ速ナルヲ要セス詳密整理ノ見据相立候上ハ大藏省ヘ申立允許ヲ得ルノ後舊稅法相廢シ新法施行イタシ候儀ト可相心得事

但一管内悉皆整理無之候共一郡一區調査濟ノ部分ヨリ施行イタシ不苦候事

第二章　地租改正施行相成候上ハ土地ノ原價ニ隨ヒ賦稅致シ候ニ付以後假令豐熟ノ年ト雖增稅不申付ハ勿論違作ノ年柄有之候トモ減租ノ儀一切不相成候事

第三章　天災ニ因リ地所變換致シ候節ハ實地點檢ノ上損耗ノ厚薄ニヨリ其年限リ免稅又ハ起返ノ年限ヲ定メ年季中無稅タルヘキ事

第四章　地租改正ノ上ハ田畑ノ稱ヲ廢シ總テ耕地ト相唱其餘牧場山林原野等ノ種類ハ其名目ニ寄リ何地ト可相唱事

第五章　家作有之一區ノ地ハ自今總テ宅地ト可相唱事

第六章　從前地租ノ儀ハ自ラ物品ノ稅家屋ノ稅等混淆致シ居候ニ付改正ニ當テハ判然區分シ地租ハ則地價ノ百分ノ一ニモ可相定ノ處未タ物品等ノ諸稅目與ラサルニヨリ先ツ以テ地價百分ノ三ヲ稅額ニ相定候得共向後茶煙草材木其他ノ物品稅追々發行相成歲入相增其收入ノ額二百萬圓以上ニ至リ候節ハ地租改正相成候土地ニ限リ其地租ニ右新稅ノ增額ヲ割合地租ハ終ニ百分ノ一ニ相成候迄漸次減少可致事

第七章　地租改正相成候迄ハ固ヨリ舊法据置ノ筈ニ付從前租稅ノ甘苦ニ因リ苦情等申立候トモ格別偏重偏輕ノ者ニ無之分ハ一切取上無之候條其旨可相心得尤檢見ノ地ヲ定免ト成シ定免ノ地無餘義願ニ因リ破免等ノ儀ハ總テ舊貫ノ通タルヘキ事

但改正調査ニ臨ミ既ニ土地ノ丈量相濟收穫地價等實地適當ノ申立ト難見据改正施行差支候節ハ定免地ト雖モ悉皆檢見法ヲ以テ收稅可致事（明治八年十月第百五十二號布告ヲ以テ但書追加）

第八章　地租改正後賣買ノ間地價ノ增減ヲ生シ候共改正ノ年ヨリ五箇年ノ間ハ最初取定メ候地價ニ據リ收稅致スヘキ事（明治七年五月第五十三號布告ヲ以テ本章追加、同十二年二月第十號布告ヲ以テ但書削除）

今右地租改正條例に定むる所を以て從來の舊制度と比較するに、地租の賦課徵收の方法に於て、左の如く根本的に相異する所あり。

一、從來の制度に於ては地租は土地の收穫を標準として賦課せしも、改正制度に於ては土地の價

格に應じて課稅すること。

二、地租として政府に收納せし物件は、從來は米穀等の實物なりしも、改正制度に於ては總て金錢納付に改めしこと。

三、新制度に於ては每年地價の百分の三を定率として課することとし、從つて舊制度の如く年の豐凶に依り稅率を增減することなきこと。

四、舊幕時代に在りては地租は概ね五公五民と稱せられしも、種々の寬法ありしを以て、實際は概ね三公七民なりしが、新制度に於ては地價の百分の三を定率と爲すが故に、現收穫を百とすれば其の二十四五を納稅することとなり、從來に比して百分の四、五を減ずることとなりしこと。

而して以上の如き制度の改正に伴ふ利益を見るに、先づ政府の側に在りては、定率賦課の結果年々の收入略ぼ確定して、歲計の基礎を强固にするを得ると共に、金納制度となりし爲め大に徵收の簡易なるを得ることとなり、又納稅者の側より見るも、新に一定の方法に依りて全國一樣に地價の算定を行ひし結果、其の負擔は自ら公平となりしと同時に、每年定率を以て課稅して、年の豐凶に依り增減せざることと爲せし結果、人民は年々の負擔を劃一にすることを得たり。

地租改正の事業は地方に依り多少の先後ありしも、概して明治七、八年の間に於て著手せられ、幾多の障碍及困難と戰ひて著々其の歩を進め、田畑、宅地は明治九、十兩年の間に、山林、原野等は明治十四、五年の間に於て、悉く其の調査を終了したり。而して調査を終了せし土地には直に新法を適用することとは勿論、其の後れたるものと雖も、特に令して明治九年より新租法を施行することと爲したり（明治八年八月太政官達第一五四號）。斯くの如くにして地租改正の結果査定せられたる段別總數は、千二百五十四萬三千七百六十九町歩にして、改正以前の段別に比して八百六十二萬七千六百九十二町歩を增し、又地租改正に依る新地租額は四千九百四十六萬二千九百四十五圓餘にして、之を改正前三箇年平均實收租額の換算額に比すれば、二百九十萬五千百九圓餘を減少するの結果となりたり。

地租の定率は地租改正條例に於て、地價百分の三と定められしが、明治十年に至り、民力休養の爲め租率を下して百分の二分五厘と爲すべき旨の詔あり、依て同年一月四日太政官布告第一號を以て、右の減租を明治十年より施行すべきことを布告したり。而して是より先き明治四年十二月、從來無稅地たりし市街地に地租を課することと爲し、同五年正月先づ東京市街地に地券金額百分の一を賦課することと定め、漸次其の他の地方の市街地に及ぼせしが、地租改正條例發布の結果、郡村の土地は地價百分の三を課せらるることとなり、均衡を得ざるに至りしを以て、同八年八月二十八日に至り市街地の地租をも百分の三に改め（太政官布告第一三三號）以て郡市の租率を同一ならしめしが、此の時に至りて上記の詔勅に依り、市街地の地租も均しく二分五厘の租率に輕減せらるるに至れり。

第三項　第一次及第二次地價修正

地租改正の大事業も、官民一致の協力に依り明治十四年に至りて、僅に一二の縣を除くの外、全國共の整理を了るに至れり。然れども其の調査に際しては各地の民情舊慣等を全然無視すること能はざりしのみならず、著手より終了に至る迄の間終始一定の標準を保つこと困難なりしが故に、其の結果より之を見れば彼此負擔の不權衡あるを免れざりき。加之地租改正後に於ける土地の賣買に因りても、地價に甚しき增減を生じたり。而して始め地租改正條例制定の際に於ける方針は、改正後土

地の賣買ある毎に、其の代價に依り一々地價を更訂せんとするに在りしと雖も、斯くの如く土地の時價を以て課稅標準と爲すときは、地價の異動常なくして、地租の增減測り難きのみならず、其の賣買代價は必ずしも適實を得ざるが故に、之に課稅するも負擔の公平を期すること困難なるものあり。されば茲に屢〻土地の調査を繰返すが如きは、官民共に煩冗の勞費に堪へざるが故に、明治七年五月太政官布告第五十三號を以て地租改正條例に第八章を追加し、地租改正の年より五年間は其の地價を據置くべきことと定めたり。然るに地租改正事業は其の早き地方は明治六年、晚き地方も明治九年より施行せられしを以て、明治十三年に至りて此の據置の期限終了し、全國に亙りて更に第二回の調査を執行すべき時機に迫れり。然れども第一回の調査の整理未だ全く了らざるに再び調査を行ふは改租の爲め民間殆ど寧日なきに至るのみならず、地價の平準を求むるの厚意も、却て民の怨嗟の媒介たるに至るの虞あるを以て、政府は尙當分地價を據置くことと決したり。然りと雖も、亦地方により ては、改租施行の際苦情を申出でしに對し、已むを得ず再調査の期限を示して之を諭し、漸く改正を終へたるものあり、又改租の際舊租に拘泥して著しく平準を失せるものをも存せしを以て、政府は斯くの如きものに對しては、特別を以て再調査を爲し、多少の修正を加ふるの必要を認めたり。茲に於て明治十三年五月二十日太政官布告第二十五號を發布し、地價は尙明治十八年迄據置くこととし、特に公平を得ざるもののみに對し實地調査の上、一町村又は一郡區を限り田畑及宅地地價の修正を許すべき旨を達したり。斯くて此の布告に基き、明治十四年より同十九年迄の間に於て特別地價修正を許可せし土地は、神奈川·兵庫·三重·岐阜·長野·愛知·靜岡·山梨·福島·山形·新潟·和歌山·石川·岡山·廣島·鳥取·大分·福岡の十八縣に亙り、此の修正の結果、地價に於て千六百九十萬六百六十七圓を減じ、地租に於て四十二萬二千六百五十八圓を減少したり。

然るに右明治十三年第二十五號布告に基きて地價の修正處分を爲すべきものの中に在りても、或は其の施行上完結を缺くものあるが爲め、明治十八年の第二回改正の時を期し、或は又人民の請願を斥けて更に修正あるべきことを指令する等、其の處分の未決なるもの若干を存したり。故に明治二十年三月之が處分を行ふことを決して直に之に著手し、同年九月を以て結了を告げたり。此の第二回の修正處分に於て修正を許可せしは、京都府·大阪府·兵庫縣·三重縣·愛知縣·岐阜縣·長野縣·靜岡縣·宮城縣·山形縣·石川縣·富山縣·鳥取縣·廣島縣·和歌山縣·佐賀縣·熊本縣の二府十五縣にして、此の結果地價の減額千二百九十萬六千五百四圓餘、地租の減額三十二萬二千七百六十二圓餘に達したり。

第四項　地租條例の制定

前述の如く地價の據置期限は之を明治十八年迄延期したりと雖も、右の期限終了の上は當然再び地價の改正を行はざるべからず。然れども此の改正を行ふ爲には非常の勞費を要し、而も其の結果は必ずしも完全を期するを得ざるのみならず、當時紙幣整理の實行に伴ひ米價大に下落せしを以て既往數年の平均米價によりて地價を定むるは、土地の收穫力以上に地價を定むるに至るの虞を存したり。然るに他方に於て明治六年の地租改正條例竝に其他の地租法規は頗る不完全にして、改廢を要するもの甚だ多かりしを以て、政府は玆に新に統一せる地租法規を制定し、以て地租法規の整備を圖ると共に、地價改正の問題を解決することと爲し、卽ち明治十七年三月十五日に至り太政官布告第七號を以て新に地租條例を制定し、同時に前記地租改正條例及其の他の諸規定を廢止したり。此の

地租條例に於ては、先づ有租地と無租地の區別を定め、有租地を二類に分ちて其の地目を定め、又地租は地價の二分五厘とし、地價は地目變換又は開墾の外は之を修正せず、一般的の地價改正を行はんとする時は豫め布告すべきものと定め、以て五年毎に地價改正を行はんとする從來の方針を一變したり。地租條例は又以上の外、地租賦課の前提條件たる土地の丈量及地價の設定修正の方法竝に土地の異動整理等に關する規定等をも包含し、地租の賦課法たると同時に地籍法たるの實を具へたり。

右地租條例は爾後多少の修正を經て、大正末年に至る迄地租に關する根本法規として施行せられしものなるが故に、左に其の全文を揭ぐべし。

太政官布告第七號（明治十七年三月十五日）

地租條例別冊ノ通制定シ明治六年七月第二百七十二號布告地租改正條例及地租改正ニ關スル條規其他本條例ニ牴觸スルモノハ廢止ス

但東京府管轄伊豆七島小笠原島函館縣沖繩縣札幌縣根室縣ハ當分從前ノ通タルヘシ

（別冊）

地租條例

第一條　地租ハ地價百分ノ二箇半ヲ以テ一年ノ定率トス

但本條例ニ地價ト稱スルハ地券ニ揭ケタル價額ヲ謂フ

第二條　地租ハ年ノ豐凶ニ由リテ增減セス

第三條　有租地ヲ區別シテ二類ト爲ス

第一類　田、畑、郡村宅地、市街宅地、鹽田、鑛泉地

第二類　池沼、山林、原野、雜種地

第一類中又ハ第二類中ノ各地目變換スルモノヲ地目變換ト謂フ

第二類地ニ勞費ヲ加ヘ第一類地ト爲スモノヲ開墾ト謂フ

第一類地又ハ第二類地ノ山崩、川缺、押掘、石砂入、川成、海成、湖水成等ノ如キ天災ニ罹リ地形ヲ變シタルモノヲ荒地ト謂フ

第四條　公立學校地、鄕村社地、墳墓地、用惡水路、溜池、隄塘、井溝及公衆ノ用ニ供スル道路ハ地租ヲ免ス

第五條　土地ノ丈量ハ曲尺ヲ用ヒ六尺ヲ間ト爲シ方壹間ヲ以テ歩ト爲シ三拾歩ヲ畝ト爲シ拾畝ヲ段ト爲シ拾段ヲ町ト爲ス但市街宅地ハ方壹間ヲ以テ坪ト爲シ坪ノ拾分壹ヲ合ト爲シ合ノ拾分壹ヲ勺ト爲ス

第六條　開墾鍬下年期明荒地免租年期明ニテ地價ヲ定ルトキ又ハ地目變換スルトキハ地盤ヲ丈量ス

第七條　地價ハ地目變換又ハ開墾ニ非サレハ修正セス

第八條　一般ニ地價ノ改正ヲ要スルトキハ前以テ其旨ヲ布告スヘシ

第九條　地價ハ其地ノ品位等級ヲ詮定シ其所得ヲ審査シ尙ホ其土地ノ情況ニ應シ之ヲ定ム

第十條　地目ヲ變換スルトキハ之ヲ地方廳ヘ屆出ヘシ地價ハ其地ノ現況ニ依リ之ヲ修正ス

第十一條　免租地ヲ有租地ト爲サントスルトキハ地方廳ノ許可ヲ受クヘシ地價ハ其地ノ現況ニ依リ之ヲ定ム

第十二條　地租ハ地券記名者ヨリ徵收ス但質入ノ土地ハ其質取主ニ於テ之ヲ納ムヘシ

第十三條　有租地ヲ公立學校地、鄉村社地、墳墓地ト爲ストキ其地租ハ許可ヲ得シ月分ヨリ月割ヲ以テ之ヲ免シ用惡水路、溜池、隄塘、井溝、公衆ノ用ニ供スル道路ト爲ストキ其地租ハ其地工事著手ノ月分ヨリ月割ヲ以テ之ヲ免ス

第十四條　地目變換ハ其地價修正ノ年ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十五條　開墾地ハ鍬下年期明荒地ハ免租年期明ノ翌年分ヨリ更定地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十六條　開墾ヲ爲サントスルトキハ地方廳ノ許可ヲ受クヘシ開墾地ハ十五年以內ノ鍬下年期ヲ許可ス但年期中ハ原地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十七條　鍬下年期中當初ノ目的ヲ改メ他ノ地目ニ變スルトキハ之ヲ地方廳ニ屆出ヘシ此場合ニ於テハ直ニ其地價ヲ定メ又ハ更ニ鍬下年期ヲ許可スルコトアルヘシ

第十八條　鍬下年期明ニ至リ開墾ノ成功ニ至ラサルモノハ更ニ十五年以內鍬下繼年期ヲ許可ス

第十九條　鍬下年期明ノトキハ其地價ヲ修正ス若シ其開墾當初ノ目的ニ達セス他ノ地目ニ變スルモノハ其地ノ現況ニ依リ地價ヲ修正ス

第二十條　荒地ハ其被害ノ年ヨリ十年以內免租年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地價ニ復ス

第二十一條　免租年期明ニ至リ其地ノ現況原地價ニ復シ難キモノハ十年以內七割以下ノ低價年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地價ニ復ス

第二十二條　低價年期明ニ至リ尙ホ原地價ニ復シ難キモノ及ヒ免租年期明ニ至リ原地目ニ復セス他ノ地目ニ變スルモノハ其地ノ現況ニ依リ地價ヲ定ム

第二十三條　免租年期明ニ至リ尙ホ荒地ノ形狀ヲ存スルモノハ更ニ十年以內免租繼年期ヲ定ムル其年期明ニ至リ原地價ニ復シ難キモノハ第二十一條第二十二條ニ依テ處分ス

第二十四條　川成、海成、湖水成ニシテ免租年期明ニ至リ原形ニ復シ難キモノハ更ニ二十年以內免租繼年期ヲ許可ス其年期明ニ至リ尙ホ原地目ニ復セス他ノ地目ニ變セサルモノハ川、海、湖ニ歸スルモノトシ其地券ヲ還納セシム

第二十五條　土地ヲ欺隱シ地租ヲ逋脫スル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處シ現地目ニ依リ地價ヲ定メ欺隱年間ノ地租ヲ追徵ス但地租改正ノ初年以前ニ遡ルコトヲ得ス

第二十六條　第十一條第十六條ニ違犯スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其免租地ヲ有租地ト爲シ又ハ開墾ヲ爲スコトヲ許可スヘキモノハ現地目ニ依リ地價ヲ定メ其地租增額ヲ追徵ス但地租改正ノ初年以前ニ遡ルコトヲ得ス

第二十七條　第十條第十七條ニ違犯スル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十八條　第二十五條以下ノ所犯借地人、小作人ノ所爲ニ係リ所有主其情ヲ知ラサルトキハ其借地人、小作人ヲ罰シ地租ハ所有主ヨリ追徵ス

第二十九條　第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條ノ刑ニ當ル者自首スルトキハ其罰金科料ヲ免ス但其追徵スヘキ地租ハ仍ホ之ヲ納メシム

尙之に伴ひ同年四月五日大藏省番外達を以て地租條例取扱心得書を公布し、土地の分類・丈量・檢地・

地價の査定を始め、地目變換・開墾及荒地の處分等に關する詳細の手續を定めたり。

右の如くにして地租條例は制定せられ、賦租の根本法規完備を告ぐるに至りしを以て、之に續いて同年十二月大藏省は地租に關する諸帳簿樣式を定め、以て地租賦課の基本を正確ならしめんとしたり。然るに土地の實地調査は人民の請求に依るの外は、地租改正事業以來絕えて行はれざりしが故に、其の間に於て無願無屆にて開墾又は地目變換等行はれしもの少からざるのみならず、改租の際に於ける脫漏も亦少からざるべく、從つて從來の帳簿面と實地とに大なる齟齬を生ぜるやの虞を存したり。故に大藏省は地租條例の制定を機として帳簿樣式を改正せんとするに際し、明治十八年二月訓令第十號を發し、帳簿調製前に於て先づ土地所有者各自をして、從來の帳簿と實地とを對照して、一應實地調査を爲さしめたる上、其の異動あるものは直ちに申告せしめ、若し申告せざるときは、官吏は實地に臨みて地押を爲して新に帳簿を調製し、以て實地と帳簿との間の矛盾を防ぎ、賦租の基本を正確ならしめんことを圖れり。斯くて右訓令に基きて全國に亙る地押調査を開始し、爾後約四箇年の歲月を費し明治二十一年度に於て漸く其の業を竣へたり。而して此の調査に依り土地の異動に係る筆數二千七百七萬八千六十四筆にして、調査の結果段別四十五萬千九百八十五町歩餘、地價三千六百六十七萬八千四百九十三圓餘、地租額九十一萬七千百二十七圓餘を增加したり。

第五項　地租條例及附屬法規の改正

地租條例は上述の如くにして明治十七年三月を以て制定せられしが、當時地租改正の大事業終了後幾くもなき際なりしを以て、同條例の制定に當りては、地租改正の成果を保持するが爲め努めて土地の異動を防ぎ、其の異動あるものは每次之を訂正するの方針を採用すると共に、他方地租の減免の制度にも嚴密なる制限を設け、以て地租收入の低減を生せしめざらんことを期したり。卽ち同條例中の規定に於て、或は地目を變換するが爲には其の都度之が檢査を受けて地價の修正を請ふを要し或は一類地の二類地に變ずるものは事由の如何に拘らず地價修正の途なく、或は又土地の開墾に就ては一々地方廳の許可を必要とし、而も之に對する鍬下年期及繼年期は甚だ短期にして、往々にして開墾の勞費未だ償はざるに年期滿了するの虞あり。其の他荒地免租年期及低價年期等の期間一般に短期なること等は則ち之なり。然るに爾來世運の進展に伴ひ、土地の變更・農事の改良を企圖するもの年と共に多きを加ふるに及びて、此等の規定は漸く實情に適合せざるに至り、遂には土地の改良を妨げ農業の進步を阻害せんとするの虞を存するに至れり。玆に於てか政府は明治二十二年十一月に至り法律第三十號を公布し、地租條例の大部分に亙りて改正を加へたり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第三十號（明治二十二年十一月三十日）

地租條例中左ノ通改正シ明治二十二年十二月一日ヨリ施行ス

第一條但書ヲ左ノ如ク改ム

但本條例ニ地價ト稱スルハ土地臺帳ニ揭ケタル價額ヲ謂フ

第三條第一項第二ヲ左ノ如ク改ム

第二類　池沼、山林、牧場、原野、雜種地

第四條　公立學校地、鄕村社地、墳墓地、用惡水路、溜池、隄塘、井溝、鐵道用地、禁伐林及公衆ノ用ニ供ス

ル道路ハ地租ヲ免ス

第六條　地價ヲ定メ又ハ地價ヲ修正スルトキハ地盤ヲ丈量ス

第七條　地價ハ地目變換、開墾又ハ第一類地ヲ第二類地ニ變換シタルトキニ非サレハ之ヲ修正セス

第十條　地目ヲ變換シ若クハ第一類地ヲ第二類地ニ變換シタルトキハ地方廳ニ屆出ヘシ

地目變換ノ土地ハ五年以內ニ於テ地價ヲ修正シ六年目ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス但第十六條第六項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第一類地ヲ第二類地ニ變換シタルモノハ五年間其地價ヲ据置六年目ニ至リ之ヲ修正ス

第十二條　地租ハ土地臺帳記名者ヨリ徵收ス但質入ノ土地ハ其質取主ニ於テ之ヲ納ムヘシ

第十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

有租地ヲ公立學校地、鄉村社地、墳墓地、禁伐林ト爲ストキハ其地租ハ許可又ハ命令ヲ受ケタル月分ヨリ月割ヲ以テ之ヲ免シ用惡水路、溜池、隄塘、井溝、鐵道用地及公衆ノ用ニ供スル道路ト爲ストキハ其地租ハ工事著手ノ月分ヨリ月割ヲ以テ之ヲ免ス

第十四條　地價修正ノ土地ハ其年ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス但第十條第二項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十五條　荒地又ハ新開地ハ免租年期明ノ翌年分ヨリ地租ヲ徵收ス

第十六條　開墾ヲ爲サントスルトキハ地方廳ニ屆出ヘシ

前項ノ開墾地ハ開墾著手ノ年ヨリ十年目ニ其成功ノ部分ニ對シ地價ヲ修正ス

十年以內ニ成功シ能ハサル開墾ヲ爲サントスルトキハ地方廳ニ願出鍬下年期ノ許可ヲ受クヘシ鍬下年期ハ三十年以內トス但年期中ハ原地價ニヨリ地租ヲ徵收ス

官有地ヲ開拓シテ民有ニ歸セシ土地ハ其素地相當ト認ムル所ノ地價ヲ定メ尙ホ十年以內ノ鍬下年期ヲ許可ス但年期中ハ現定地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

官有ノ水面ヲ埋立民有ニ歸セシ土地ハ五十年以內ノ新開免租年期ヲ許可ス

耕地ノ區劃若クハ形狀ヲ變更スル爲メ又ハ地目ヲ變換スル爲メ開墾ニ等シキ勞費ヲ要スルモノハ本條第三項ニ準シ三十年以內ノ地價据置年期ヲ許可スルコトアルヘシ

第十七條　削除

第十八條　第十六條第三項第四項第五項ノ年期明ニ至リ事業成功ニ至ラサルモノハ更ニ二十年以內ノ繼年期ヲ許可ス

第十九條　鍬下年期明地價据置年期明新開免租年期明ノトキ其地價ヲ定メ又ハ修正ス

第二十條　荒地ハ其被害ノ年ヨリ十五年以內免租年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地價ニ復ス

海嘯ノ爲メ潮水浸入シ作土ヲ損害シタルモノハ其狀況ニ依リ前項ニ準據スルコトアルヘシ

第二十一條　荒地免租年期明ニ至リ其地ノ現況原地價ニ復シ難キモノハ十五年以內七割以下ノ低價年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地價ニ復シ難キモノ及ヒ荒地免租年期明ニ至リ原地目ニ復セス他ノ地目ニ變スルモノハ其地ノ現況ニ依リ地價ヲ定ム

第二十二條　低價年期明ニ至リ尙ホ原地價ニ復シ難キモノハ十五年以內免租繼年期ヲ第二十三條　免租年期明ニ至リ尙ホ荒地ノ形狀ヲ存スルモノハ更ニ十五年以內免租繼年期ヲ

定ム其年期明ニ至リ原地價ニ復シ難キモノハ第二十一條第二十二條ニ依リ處分ス

第二十四條　川成、海成、湖水成ニシテ免租年期明ニ至リ原形ニ復シ難キモノハ更ニ二十年以內免租繼年期ヲ許可ス其年期明ニ至リ尙ホ原地目ニ復セス他ノ地目ニ變セサルモノハ川、海、湖ニ歸スルモノトス

第二十五條但書ヲ左ノ如ク改ム

但發覺ノ日ヨリ三年以前ニ遡ルコトヲ得ス

第二十六條　第十一條ニ違犯スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ且現地目ニ依リ地價ヲ定メ其地租ヲ追徵ス但發覺ノ日ヨリ三年以前ニ遡ルコトヲ得ス

第二十七條　第十條第一項第十六條第一項ニ違犯スル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス其開墾ノ屆出ヲ爲ササルモノハ現地目ニ依リ地價ヲ定メ其地租增額ヲ追徵ス但發覺ノ日ヨリ三年以前ニ遡ルコトヲ得ス

斯くの如く地租條例は其の大半に亙りて改正せられしを以て、同年十二月大藏省令第十九號を以て新に地租條例施行細則を定め、之と同時に又同省訓令第七十六號を以て、府縣に對し地租條例及地租條例施行細則の取扱方に關する心得を示したり。

然るに明治二十七八年役の戰後經營上、明治三十二年度以降の財政計畫に於て歲入增加を圖るの必要を生じ、政府は地租條例に改正を加へ地租の定率を百分の四と爲すの案を第十三回帝國議會に提出したりしが、議會は定率の改正を爲さずして、單に一時的の增徵を行ふの趣旨を以て此の案を修正せしを以て、地租條例中改正法律は明治三十一年十二月法律第三十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十二號（明治三十一年十二月三十日）

明治十七年第七號布告地租條例第一條ニ左ノ一項ヲ追加ス

明治三十二年分ヨリ同三十六年分迄地租ニ於テ地價千分ノ八市街宅地地租ニ於テ地價百分ノ二箇半ヲ增徵ス

附　則

田畑地租ニ關シテハ田畑修正地價實施ノ日ヨリ增率ヲ適用ス

右增徵に依り地租額千百七十七萬八千五百三十八圓の增收を得るの計算なりしが、之と同時に政府は後述の如く田畑地價の修正を行ひしを以て、之に因る地租の減額を差引き、實際增收額は八百六萬六千八百七十五圓に止まることとなれり。

以上の如く地租の增徵を行ふと共に、政府は別項の如く田畑地價の修正及宅地の組換を斷行することとなりしを以て、右に伴ひ地租條例の施行に關する取扱手續をも改正するの必要を生じ、卽ち明治三十二年三月勅令第百十一號を以て新に地租條例施行規則を制定し、尋いで同年四月十日大藏大臣は各稅務管理局に對し地租條例施行上取扱方に關する內訓を發したり。而して之と同時に從前の地租條例施行細則及府縣に對する地租條例取扱方心得を廢止したり。今右施行規則及取扱方內訓の全文を揭ぐれば左の如し。

地租條例施行規則（明治三十二年三月三十一日勅令第百十一號）

第一條　土地ニハ番號ヲ付シ每筆其ノ地價ヲ定ム

第二條　一筆ノ土地中一部分左ノ事項ニ該當スルトキハ之ヲ分割ス

一　別地目トナルトキ

二　有租地ニシテ免租地トナルトキ

三　免租地ニシテ有租地トナルトキ

四　所有者ヲ異ニスルトキ

五　質權ノ目的トナルトキ

第三條　地租條例第四條ニ依リ地租ヲ免スヘキ公立學校地、鄉村社地ハ借地ニアラサルモノニ限ル

第四條　第一類地ヲ第二類地ニ變換スルモノヲ地類變換ト謂フ

第五條　地目變換又ハ地類變換ノ後五年以內ニ於テ更ニ地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタルトキハ再度ノ變換ヨリ六年目ニ至リ其ノ地目ニ對スル修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第六條　地目變換ノ後五年以內ニ於テ開墾ヲ爲ストキハ開墾著手ノ年ヨリ十年目又ハ鍬下年期明ニ至リ其ノ成功部分ノ地價ヲ修正シテ地租ヲ徵收ス

地類變換ヲ爲シタル後五年以內ニ於テ再ヒ第一類地トナストキハ變換ヲ取消シタルモノトス其ノ當初ノ地目ト異リタル第一類地ト爲ストキハ地目變換ヲ爲シタルモノトス

第七條　開墾著手後十年以內又ハ鍬下年期中ニ於テ地目ヲ變換シタルトキハ開墾ハ廢止シタルモノトシ變換ヨリ六年目ニ至リ其ノ地目ニ對スル修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第八條　地目變換若ハ地類變換ヲ爲シタル後五年以內ニ於テ荒地免租年期ノ許可ヲ受ケタルトキハ變換ヲ取消シタルモノトシ免租年期明ニ至リ當初ノ地目ト異リタル土地ト爲シタルトキハ其ノ地目ニ依リ地價ヲ修正シ地租ヲ徵收ス

第九條　地租條例第十條第一項ニ違犯スル者其ノ發覺ノ年ニ於テ現地目ニ依リ地價ヲ修正シ其ノ年ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十條　地目變換又ハ開墾ニシテ許可ヲ受クルコトヲ要スルモノハ許可出願ヲ以テ屆出ト看做ス

第十一條　官有地ヲ開拓シ又ハ官有ノ水面ヲ埋立民有ニ歸セシ土地ニ付鍬下年期又ハ新開免租年期ノ許可ヲ請ハサルトキハ其ノ地ノ現況ニ依リ地價ヲ定ム

第十二條　荒地免租年期中又ハ低價年期中土地ノ形狀ヲ變更スルコトアルモ地目變換地類變換又ハ開墾ト看做サス

第十三條　荒地免租年期中又ハ低價年期中再ヒ荒地トナリ免租年期ノ許可ヲ受ケタルトキハ前ニ受ケタル荒地免租年期又ハ低價年期ハ消滅ス

第十四條　地租條例第十六條第十八條第二十條第五十六條ニ依リ鍬下年期、地價据置年期、免租年期、繼年期又ハ低價年期ヲ受ケントスル者ハ稅務署長ニ願出ツヘシ（明治三十五年十月勅令第二百五十三號ヲ以テ條中改正）

第十五條　左ノ場合ニ於テハ所有者ハ稅務署長ニ屆出ツヘシ（明治三十五年十月勅令第二百五十三號ヲ以テ條中改正）

一　有租地ヲ用惡水路、溜池、堤塘、井溝、鐵道用地、公衆ノ用ニ供スル道路、水道用地及傳染病院、隔離病舍、隔離所、消毒所ノ敷地ト爲ストキ

二　地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタルトキ

三　開墾ヲ爲サムトスルトキ、開墾成功シタルトキ又ハ開墾ヲ廢止シタルトキ

四　官有地ヲ開拓シ又ハ官有ノ水面ヲ埋立民有ニ歸セシ土地ニ付鍬下年期又ハ新開免租年期ヲ請ハサルトキ

五　鍬下年期明、地價据置年期明、新開免租年期明、荒地免租年期明、低價年期明ニ至リタルトキ

六　數筆ノ土地ヲ合併シ又ハ一筆ノ土地ヲ分割セムトスルトキ

前項ノ場合ニ於テ地價ノ設定又ハ修正ヲ要スルトキハ當初一筆タリシトキノ番號ニ一二三四等ノ符號ヲ付シテ各筆ノ番號ト爲スモノトス但シ本番ニ符合アル土地ヲ分割スルトキハ其ノ力ヲ比較シ相當ノ地位等級ヲ見積リ土地ノ測量圖ト共ニ書面ヲ差出スヘシ

第十六條　地租ヲ納ムヘキ者其ノ所有土地所在地ノ市區町村内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ地租ニ關スル事務ヲ管理セシムル爲其ノ市區町村長又ハ戸長ニ申告スヘシ

地租條例施行上取扱方内訓（明治三十二年四月十日）

地租條例施行上取扱方左ノ通心得ヘシ

第一條　一筆ノ土地ヲ分割シテ數筆ト爲シタルトキハ當初一筆タリシトキノ番號ニ一二三四等ノ符號ヲ付シテ各筆ノ番號ト爲スモノトス但シ本番ニ符合アル土地ヲ分割スルトキハ其ノ一筆ニハ當初ノ番號ヲ存シ他ノ各筆ニハ本番ノ符號ヲ順次增加シタル番號ヲ付スルモノトス

第二條　數筆ノ土地ヲ合併シテ一筆ト爲ストキハ合併前ノ土地番號中首位ニ在ルモノヲ以テ該地ノ番號ト爲スモノトス

第三條　土地分合ヲ爲シタル場合ニ於テ接續地ニシテ別筆ト爲シ置クヲ必要トセサルモノハ成ルヘク合併シテ一筆ト爲サシムルコトニ留意スルヲ要ス

第四條　一筆ノ土地中一部分地租條例施行規則第二條各號ニ該當シタルコトニ付所有者ノ申告又ハ官廳ノ通知アルトキハ別ニ土地分割ノ申告ヲ爲サシムルニ及ハス直ニ土地ノ分割ヲ爲シ各筆ニ番號ヲ付スルモノトス

第五條　地盤ノ丈量ハ從來ノ方法ニ依テ之ヲ爲スモノトス

第六條　地盤ノ丈量ヲ要スル場合ニ於テ數筆ノ土地ヲ丈量シタル結果ニ依リ所有者ノ提出シタル測量圖ヲ精確ト認ムルトキハ他ノ土地ニ關シテハ丈量ヲ省略シ所有者ノ測量シタル所ヲ以テ其土地ノ段別ト爲スモ妨ケナシ

第七條　地價ハ土地ノ所得ヲ審査シ尚其情況ニ應シテ之ヲ定ムヘキモノナルヲ以テ畦畔等ノ如キ所得ヲ生セサル部分多キ土地ノ地價ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ相當ノ斟酌ヲ加ヘ地價ヲシテ土地ノ所得ニ比準セシムルコトニ注意スルヲ要ス

第八條　數筆ノ土地ヲ合併シテ一筆ト爲シタルトキハ其ノ地價合計額ヲ以テ其土地ノ地價ト爲スモノトス

第九條　一筆ノ土地ヲ分割シテ數筆ト爲シタルトキハ各筆ノ地位等級ニ應シ分割前ノ地價ヲ分配シテ其ノ地價トナスモノトス

第十條　官有地若クハ免租地ヲ有租地ト爲シタルトキ又ハ有租地ヲ官有地若クハ免租地ト爲シタルトキハ別ニ賦除租ノ出願ヲ爲サシムルニ及ハス所有者ノ申告又ハ官廳ノ通知ニ依リ直チニ賦除租ノ取扱ヲ爲スモノトス

第十一條　地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタルトキハ變換ノ年ヨリ變換地目ニ依リ其地租ヲ徵收スルモノトス但シ其年ニ係ル地租ノ一部又ハ全部ヲ納付シタル後變換ヲ爲シタルトキハ翌年ノ地租ヨリ變換地目ニ依リ之ヲ徵收スルモノトス

第十二條　地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタル後五年以內ニ於テ更ニ地目變換ヲ爲シタルトキハ前ノ變換ハ廢止シタルモノトシ其年ヨリ六年目ニ至リ再度ノ變換地目ニ對スル修正地價ニ依リ地租ヲ徵收スヘキモノナルヲ以テ當初ノ變換地目ニ對シ旣ニ地價修正ヲ爲シタルモノハ之ヲ取消シ再度ノ變換地目ニ對シ地價ヲ修正スルモノトス

第十三條　第二類地中ニ於テ地目ノ變換ヲ爲シタル後五年以內ニ於テ開墾ヲ爲ストキハ地目變換ハ廢止シタルモノトシ開墾著手ノ年ヨリ十年目又ハ鍬下年期明ニ至リ其成功ノ部分ニ對シ地價ヲ修正シテ地租ヲ徵收スヘキモノナルヲ以テ變換地目ニ對シ旣ニ地價修正ヲ爲シタルモノハ之ヲ取消シ開墾成功地ノ地目ニ對シ地價ヲ修正スルモノトス

第十四條　地類變換ヲ爲シタル後五年以內ニ於テ再ヒ當初ノ地目ニ同シキ第一類地ト爲ストキハ前ノ變換ハ取消シタルモノトシ地價修正ヲ爲サヽルモノナルヲ以テ旣ニ地價修正ヲ爲シタルモノハ之ヲ取消スモノトス其當初ノ地目ト異リタル第一類地ト爲ストキハ地目變換トナルヲ以テ第一類地ト爲シタル年ヨリ五年以內ニ地價ヲ修正シ六年目ヨリ其地價ニ依リ

地租ヲ徵收スルモノトス

第十五條　一筆ノ土地內ニ於テ畦畔小逕小池ノ類ヲ廢設スルモ地目變換、地類變換、又ハ開墾トナラサルヲ以テ變換又ハ開墾ノ手續ヲ爲スヲ要セサルモノトス

第十六條　官有地又ハ免租地ヲ有租地ト爲スストキハ其ノ地ノ狀況又ハ使用ノ目的ニ依リ地目ヲ付シ之ニ依テ地價ヲ定ムルモノトス

第十七條　地目變換又ハ開墾ニシテ許可ヲ受クルヲ要スルモノハ許可出願ヲ以テ届出ト看做スヲ以テ他官廳ニ出願スルモノヽ如キハ其官廳ヨリ許可ノ通知アリタルトキハ其通知ニ依リ地目變換又ハ開墾ニ關スル取扱ヲ爲スモノトス

第十八條　荒地免租年期中又ハ低價年期中土地ノ形狀ヲ變更スルモ地目變換、地類變換又ハ開墾トナラサルヲ以テ變換又ハ開墾ノ手續ヲ爲スヲ要セサルモノトス其ノ年期明ニ至リ荒地前ノ地目ト異リタル地目トナリタルモノハ其ノ地ノ現況ニ依リ地價ヲ修正シ地租徵收ノ手續ヲ爲スモノトス

第十九條　鍬下年期地價据置年期新開免租年期ハ事業ノ難易ヲ斟酌シ目的地トシテノ地味成熟スヘキ期間ヲ計リ之ヲ定ムルモノトス

第二十條　荒地免租年期低價年期ハ被害ノ狀況ニ依リ復舊工事ノ難易ヲ斟酌シ被害前ノ原地味ニ復歸スヘキ期間ヲ計リ之ヲ定ムルモノトス

第二十一條　荒地復舊ノ場合ニ於テハ別ニ地盤ノ丈量ヲナサス原地價ニ依リ地租徵收ノ手續ヲ爲スモノトス

第二十二條　土地ノ異動ニ關シ所有者ノ申告又ハ官廳ノ通知アリタルトキハ式ニ從テ諸帳簿、地圖等ヲ整理シ其ノ實地臨檢ヲ要スルモノハ緩急ヲ量リテ實地ヲ調査シ其ノ官廳又ハ公署ニ通知ヲ要スルモノハ遲滯ナク通知ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條　每年一月ニ於テ前年中ノ異動ニ係ル土地ノ段別地價地租筆數ヲ計算シ之ニ依テ前年一月一日ニ於ケル現在額ヲ加除シ其ノ年一月一日現在額ハ每年ノ初ニ於テ市町村役場又ハ戶長役場ノ設備ニ係ル地租名寄帳ノ集計額ト照合シ其ノ正確ヲ期スルモノトス

第二十五條　土地ノ異動ニ關スル事務ハ數年ニ涉リテ其ノ處理ヲ爲スヘキモノ多キヲ以テ之カ書類帳簿ノ整頓保存ニハ特ニ注意ヲ加ヘ違算誤脫等ノコトナキヲ期スルヲ要ス

第二十六條　地租ニ關スル書類帳簿ハ保存ニ注意シ亡失等ノコトナキヲ期スルヲ要ス其ノ保存ノ必要ナシト認ムルモノハ特ニ稟議シ許可ヲ得タル後廢却ノ手續ヲ爲スモノトス

然るに開墾又は開拓鍬下年期新開免租年期地價據置年期の繼年期に關する地租條例の規定は、明治二十二年の改正ありしと雖も、尙不完全なるを免れざりしが故に、政府は第十五回帝國議會に於て之に關する特別法律案を提出して議會の協贊を經、明治三十四年四月法律第三十號を以て之を公布したり。次に地租條例の規定に依れば、開墾地、開拓地、新開地及地目變換地に就き諸年期を有する土地が、新に荒地免租の許可を與へられたる場合に於ては、從前より有せる諸年期は消滅に歸するものなるが故に、荒地免租を受けしが爲めに却つて從來の特典を失ふの矛盾を生ずるを以て、同一議會に於て衆議院より斯かる法律上の不備を匡正することを目的とせる法律案を提出せしが、右は同じく議會の協贊を經て同年四月法律第三十一號を以て公布せられたり。今右兩法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第三十號（明治三十四年四月十三日）

地租條例ニ依リ鍬下年期、新開免租年期又ハ地價據置年期ノ許可ヲ得タル土地ニシテ年期明ニ至リ事業成功又ハ地味成熟ニ至ラサルモノニ對シテハ更ニ年期ノ延長ヲ許可スルコトヲ得但シ開墾鍬下年期及地價據置年期ノ土地ニ付テハ通シテ五十年開拓鍬下年期ノ土地ニ付テハ通シテ七十年ヲ超ユルコトヲ得ス

附　則

本法ハ本法施行前既ニ年期明トナリタル土地ニシテ未タ地價ノ設定又ハ修正ナキモノニモ之ヲ適用ス

地租條例第十八條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

法律第三十一號（明治三十四年四月十三日）

開墾著手後九年ヲ經過セサル土地又ハ鍬下年期、新開免租年期若ハ地價據置年期ヲ有スル土地ニ對シ荒地免租年期又ハ低價年期ヲ許可シタルトキハ其ノ期間ハ地租條例第十六條第二項ノ十年中ニ又ハ鍬下年期、新開免租年期若ハ地價據置年期中ニ算入セス

附　則

本法ハ開墾著手後九年以內ニ又ハ鍬下年期、新開免租年期若ハ地價據置年期中ニ荒地免租年期